

情報通信審議会 情報通信技術分科会

陸上無線通信委員会報告（案）

平成 14 年 9 月 30 日付け諮問第 2009 号
「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」

(150MHz 帯、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯特定小電力の狭帯域化等)

目次

I 検討事項	1
II 委員会及び作業班の構成	1
III 検討経過	1
IV 検討の概要	3
第1章 検討開始の背景	3
第2章 検知通報システム（P）の高度化	4
2. 1 動物検知通報システムの現状と課題	4
2. 2 検知通報システム（P）の新たな利用に係るニーズ	11
2. 3 検知通報システム（P）に求められる条件	14
2. 4 検知通報システム（P）の技術的条件に係る検討	17
2. 5 検知通報システム（P）の技術的条件	31
第3章 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び1,200MHz 帯テレメーター用、 テレコントロール用及びデータ伝送用の高度化	39
3. 1 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び1,200MHz 帯テレメーター用 テレコントロール用及びデータ伝送用の現状と課題	39
3. 2 新たなニーズ	44
3. 3 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び1,200MHz 帯テレメーター用 テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件に係る 検討	45
3. 4 400MHz 帯無線電話の技術的条件	60
3. 5 400MHz 帯及び1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用 及びデータ伝送用の技術的条件	65
V 検討結果	
別表1 陸上無線通信委員会 構成員	
別表2 小電力システム作業班 構成員	
別表3 小電力システム作業班 オブザーバ	
別添 情報通信審議会答申（案）	

I 検討事項

陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）は、情報通信審議会諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（平成 14 年 9 月 30 日諮問）のうち、「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」について検討を行った。

II 委員会及び作業班の構成

委員会の構成は別表 1 のとおりである。

検討の促進を図るため、委員会の下に設置されている小電力システム作業班（以下「作業班」という。）において特定小電力無線局の高度化に関する技術的条件についての調査を実施した。

作業班の構成は別表 2、オブザーバは別表 3 のとおりである。

III 検討経過

1 委員会での検討

① 第 22 回陸上無線通信委員会（平成 27 年 5 月 12 日）

特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件に関する調査の進め方について検討を行った。

② 第 24 回陸上無線通信委員会（平成 27 年 9 月 17 日）

小電力システム作業班において取りまとめられた中間報告について検討を行った。

③ 第 26 回陸上無線通信委員会（平成 27 年 12 月 8 日）

小電力システム作業班において取りまとめられた報告（案）について検討を行った。
(予定)

④ 第●回陸上無線通信委員会（平成 28 年●月●日）

パブリックコメントの結果を踏まえ、提出された意見に対する考え方及び委員会報告を取りまとめた。(予定)

2 作業班での検討

① 第 10 回小電力システム作業班（平成 27 年 5 月 26 日）

「150MHz 帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討」報告概要について北陸総合通信局から説明がなされ、作業班での検討の進め方を確認した。

② 第 11 回小電力システム作業班（平成 27 年 6 月 25 日）

山岳遭難事故、動物生態調査、狩猟（有害鳥獣捕獲）における現状等について、オブザーバ（日本勤労者山岳連盟、（株）野生動物保護管理事務所、（一社）大日本猟友会）から説明がなされ、150MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。

③ 第 12 回小電力システム作業班（平成 27 年 7 月 31 日）

150MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。また、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯システムに係る技術的条件の提案について、（一社）電波産業会から説明がなされた。

④ 第 13 回小電力システム作業班（平成 27 年 8 月 25 日）

「小電力無線システムの高度化に関する調査検討会」（地域コミュニティ無線）（九州

総合通信局) の概要について事務局から説明がなされ、150MHz 帯システム、400MHz 帯及び1,200MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。

- ⑤ 第14回小電力システム作業班（平成27年10月6日）

150MHz 帯システム、400MHz 帯及び1,200MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行った。

- ⑥ 第15回小電力システム作業班（平成27年11月5日）

150MHz 帯システム、400MHz 帯及び1,200MHz 帯システムに係る技術的条件案の検討を行い、委員会報告（案）の骨子について検討した。

- ⑦ 第16回小電力システム作業班（平成27年11月30日）

委員会報告（案）を取りまとめた。（P）

IV 検討の概要

第1章 検討開始の背景

特定小電力無線局のうち 150MHz 帯を使用する動物検知通報システムは、サル、クマ、シカ、イノシシなど野生動物に送信機を取り付け、人家、農地等への接近を知らせることで食害などを未然に防ぐことや、野生動物の生態調査に用いること、また、狩猟・有害鳥獣捕獲において猟犬の位置を把握することに用いられており、野生生物による被害が増加している昨今、需要が高まっている。

無線電話用特定小電力無線局については、アウトドアスポーツ、作業現場、店舗内、イベント会場、駐車場など、様々な場面での連絡・通話に利用されている。

テレメーター用、テレコントロールシステム用及びデータ伝送用特定小電力無線局は、遠隔地点における観測値の伝送（テレメーター）、重機などの産業機器の遠隔制御（テレコントロール）など、様々な場面で利用されている。

これらの無線システムは、無線局の免許が不要であることなどから上記に例示したように、様々な用途で多数のシステムが利用され、近年では、普及と共にチャンネルの不足が生じている。

また、それぞれのシステムにおける情報伝送は、観測値や検知情報を迅速に、かつ、確実に伝送できることが求められており、チャンネル数の拡大や送信時間制限の見直し等により信頼性や共用性の向上が期待されているところである。

さらに、新たなシステムとして、登山者の安全確保や事故発生時の対応の迅速化のため、山岳での伝搬特性に優れた 150MHz 帯の電波を使用し、山小屋などから周辺の登山者の位置等を検知、見守りができるシステム（参考 1）を実現したいとする要望や、徘徊老人や子どもの位置把握や、地域のコミュニケーション・情報伝達手段として誰でも簡単に利用できる安価な小電力無線システム（参考 2）の要望がある。

このような背景を踏まえ、特定小電力無線局の利用拡大等の高度化を図るため、その必要な技術的条件について検討するものである。

第2章 検知通報システムの高度化

2. 1 動物検知通報システムの現状と課題

動物検知通報システムは、動物に送信機を直接装着し、そこから発射される電波によって、田畠・果樹園等の農業地域や住居地域に接近するクマ、イノシシ等の野生動物の接近を知らせたり、野生動物の行動状況を記録して生態調査に利用したり、狩猟の際に用いる猟犬の位置を把握することに利用するシステムである。

平成20年8月に制度化され、野生動物の警戒・追い払い活動、生態調査、狩猟時に利用するドッグマーカ等、様々なニーズに応じて、広く利用されているところである。

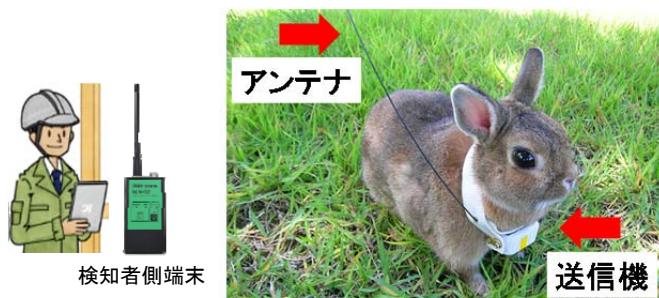


図2－1 動物検知通報システムの利用例

総務省の電波の利用状況調査（平成23年度、平成26年度）によれば、その出荷台数は、平成22年度では年間約500台だったものが、平成25年度では年間約2900台と、4年間で5倍強の伸びとなっており、需要の高まりを反映している。

表2－1 動物検知通報システムの出荷台数

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
524台	591台	1,004台	2,856台

出展 平成23年度、平成26年度利用状況調査結果

2. 1. 1 野生動物調査等の現状

近年では、野生動物の個体数増加および分布域拡大に伴い、農林水産業や生活・人身への被害、生態系への影響が深刻化している。一方、生息環境の変化に伴い個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種もある。

これらの野生動物をとりまく問題を解決し「生物多様性の保全」、「人と動物の共存」を目指すために、科学的な基礎資料となる動物生態調査の役割が重要である。

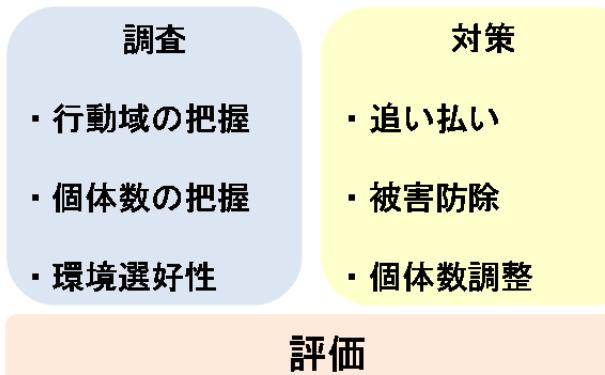
野生動物の生息状況を知る為の調査においては、痕跡調査（生息の有無）、分布調査（生息範囲の確認）、個体数調査（数を調べる）及び生息地利用（利用環境の把握）等といった要素があり、電波を利用した調査・対策においては以下のような要素がある。

表2-2 電波を利用した野生生物の調査と対策

調査と対策	目的
生息地利用の把握（調査）	行動圏や移動経路、利用環境
個体数の把握（調査）	群れの動きを把握した移動経路上における個体数調査
追い払い（対策）	リアルタイムでの位置情報把握
生息地保全（対策）	生息地の整備や保護区の設置
モニタリング（評価）	各種対策の効果検証

第3次神奈川県ニホンザル管理計画 における管理目標

- ・地域個体群の安定的な維持
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶



平成25年度の神奈川県のニホンザルの行動域
出典：平成26年度神奈川県ニホンザル保護管理事業計画

図2-2 電波を利用して調査の成果（神奈川県におけるサル管理への活用事例）

生態調査のために動物の現在位置を把握する探査システムについては、野生動物に取り付けた発信機から送信されるビーコン波を、指向性のあるアンテナで受信（測位のため複数地点で受信する。）し、位置を特定する方法と、首輪に内蔵されたGPS受信機によるGPS位置情報を、首輪の発信機から送信し、位置を特定する方法がある。陸上の動物の他、鳥やカメ、魚などの生態の研究などにも利用される。

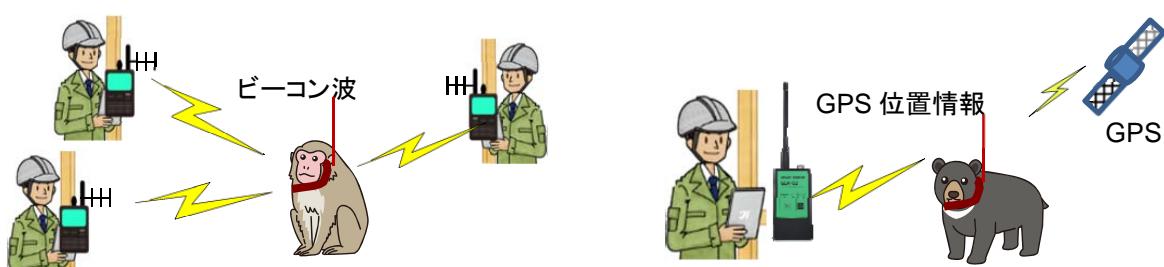


図2-3 動物の現在位置を把握するシステムのイメージ（リアルタイムデータ）

ビーコン波を利用するものについては、位置を特定するために時間と人員を要するが、電池の消費量が少ないため、本体の小型軽量化が可能となっている。また、無線機も簡単な構成であるため、初期費用を抑えることができる。一方、GPSを利用するものについては、精度の高い位置情報を自動的に得ることが可能なため、探査に際し人員も少なくて済むが、電池の消費量はビーコン形式のものと比較して大きく、現時点では比較して高価である。

また、リアルタイムではなく、一定期間、野生動物の首輪等に内蔵されたGPSやセンサーにより各種情報を記録蓄積し、調査者からの要求電波に応答し、蓄積したデータ（ストックデータ）を送信するシステムも行動調査に利用されている。



図2-4 動物の行動調査システムのイメージ（ストックデータ）

リアルタイムデータについては、常に電波を発信している状態で動物の現在位置の把握に優れている。また、ストックデータについては、一定期間の野生動物の行動情報を蓄積したデータを一度にダウンロードすることが可能であるが、蓄積された期間に応じデータ量は大きくなる。

表2-3 データの種類と特徴

リアルタイムデータ	ストックデータ
<ul style="list-style-type: none"> 主な対象動物：小型～大型哺乳類・魚・鳥 アンテナにより位置を検索 現在位置を把握可能 データ量小さい 対象が移動してもリアルタイムで捕捉する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 主な対象動物：大型哺乳類 位置情報を本体に蓄積 対象動物に接近してデータダウンロード（衛星通信を利用するものもあり） データ量大きい（ダウンロードに時間がかかる）

この他、野生動物による農作物や人家への被害を未然に防ぐための接近警戒システムについては、捕獲した野生動物（例えばサルの群れの中の一部）に取り付けた発信機から定期的に送信されるGPS位置情報を受信し、その電波の強度や位置情報を電気通信回線等を経由するなどにより住民等に伝達し、追い払いに活用している。

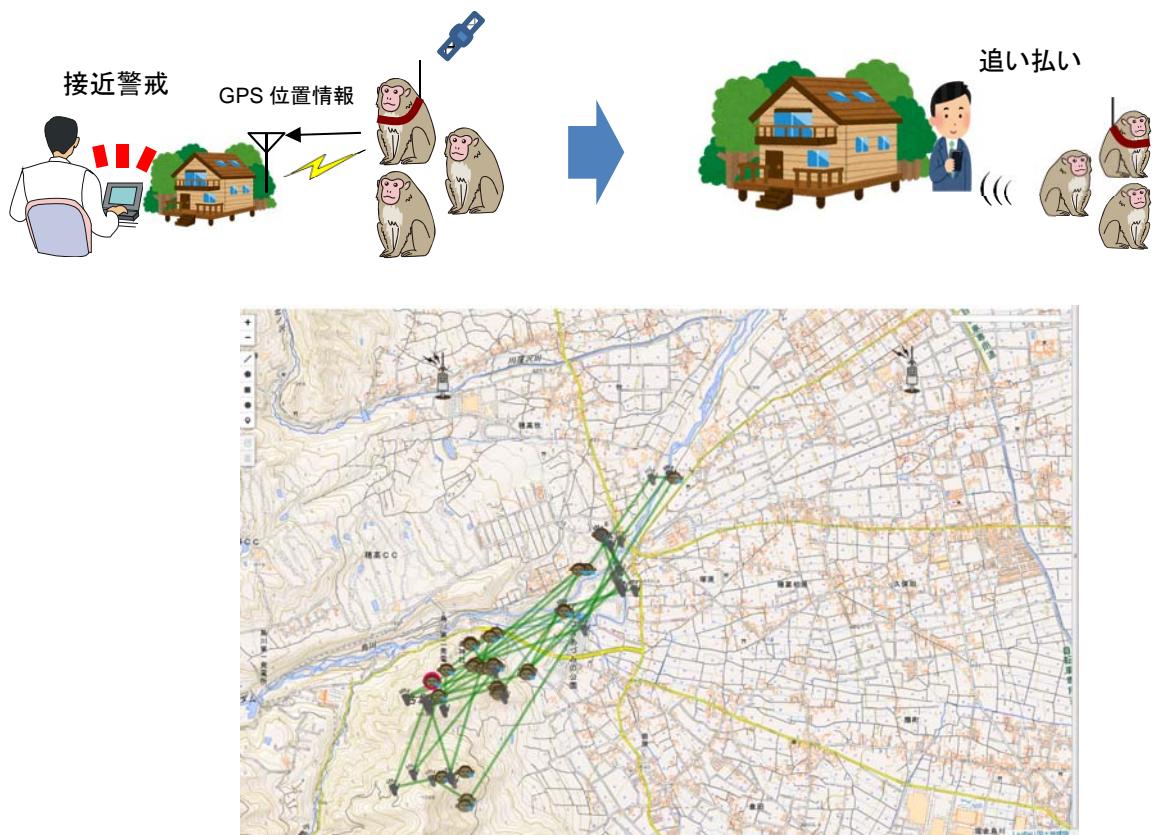


図2-5 接近警戒システムのイメージ

2. 1. 2 狩獵・有害鳥獣捕獲の現状

ここ数年、野生動物による農林業被害は200億円を超えており、環境省・農林水産省による「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」においては、平成35年までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標が立てられている。このため、例えばニホンジカについては、環境省の試算によれば、現状の倍以上を獲らなければ適正数を保てないとされており、有害鳥獣捕獲の重要性が高まっている。

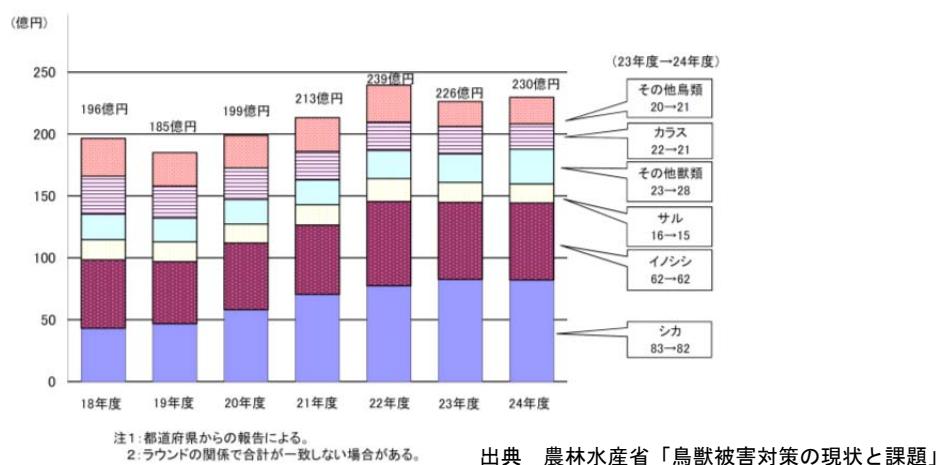


図2-5 野生鳥獣による農作物被害金額の推移

平成 21 年度以降、大型獣（シカ、イノシシ）については、有害鳥獣捕獲としての捕獲数が狩猟での捕獲数を逆転しており、「趣味」としての狩猟から、「社会貢献」としての有害鳥獣捕獲へ大きくシフトしてきている状況である。狩猟の方法については、「網」「わな」「装薬銃」「空気銃」といった獵具を用いるが、このうち、「装薬銃」を用いる場合においては、猟犬を活用している。

有害鳥獣捕獲においては、猟犬を使い捕獲対象を追い込む伝統的な猟法である「巻き狩り」の際、猟犬に発信機（ドッグマーカ）を取り付け、猟犬の位置や状態（鳴き声）を把握することで効率的な狩猟を実現している。



図 2-6 「巻き狩り」の概要

出展：(一社) 大日本猟友会 Web マガジン「狩りガール」記事より
<http://kari-girl.com/season1/vol11.html>

ドッグマーカについては、猟犬の首輪に発信機を取り付け、ビーコン波又は首輪内の GPS 受信機による位置情報を送信する。また、猟犬の鳴き声も送信することで、狩猟者は猟犬の位置を把握可能なことに加え、猟犬がどのような状態（獲物を追っている、獲物を見つけて吠えている等）にあるかも把握することが可能である。さらに、迷い犬の防止にも役立っている。

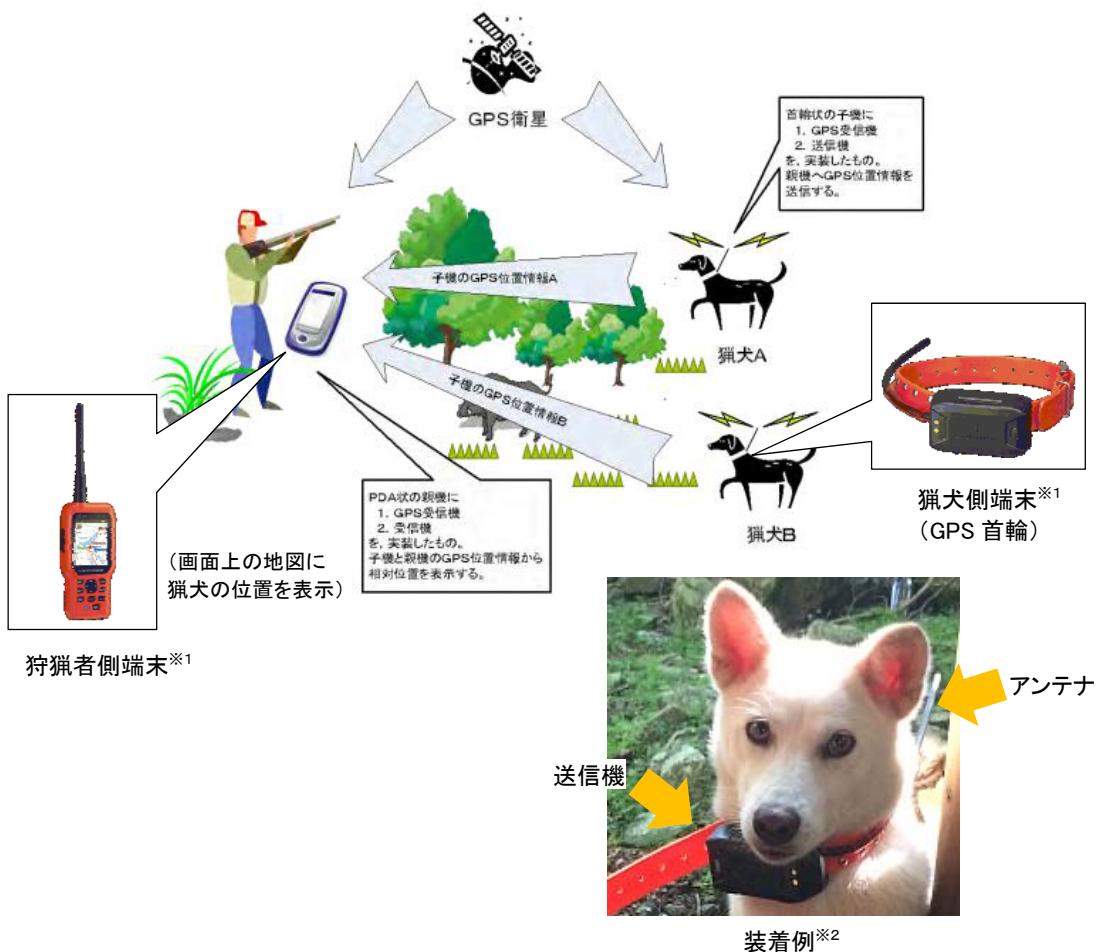


図2－7 ドッグマーカーの概要

※1出展：古野電気 Web サイト <http://www.furuno.com/jp/gps-marker/index.html>
 ※2写真提供：古野電気(株)

2. 1. 3 現在の動物検知通報システムにおける課題

現在、動物検知通報システムのチャネルは5chあるものの、インターリープとなっているため、同一エリアで同時に混信なく使用可能なのは3chとなる。

このため、例えば神奈川県でのニホンザルの生態調査においては、県内西部を中心に20余の群れが存在しており、各群れのうち、2～3頭にビーコン方式の首輪を装着して、群れの行動範囲の把握及び接近警報用として使用している(約40のビーコンを使用)が、例えばニホンザルは群れごとになわばり(行動域)を持ち、限られた範囲内を行動するが、複数の群れのなわばり(行動域)が隣接している地域では、干渉が避けられない。

また、ニホンジカやツキノワグマなど広範囲にわたって移動する動物については、個体ごとに土地利用状況が多様(個体差が大きい)であり、移動などの予測が難しい。

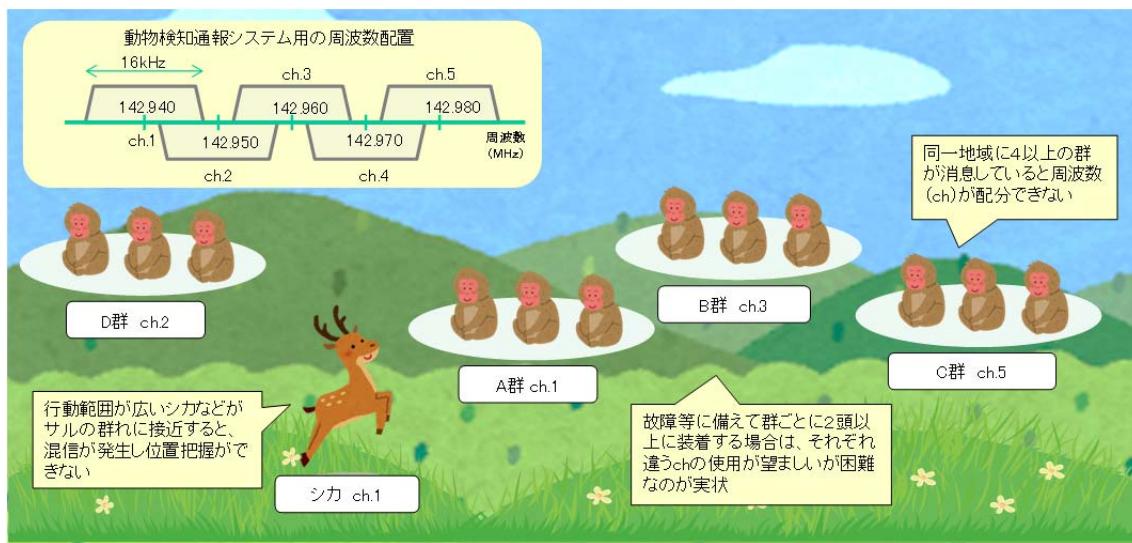


図2-8 野生動物の生態調査におけるチャネル数不足

また、狩猟・有害鳥獣捕獲時におけるドッグマーカについても、同一地域においては同時に実質3chしか使用できないといった問題が生じている。この他、山間における見通し外や木々の遮蔽の影響もあることから、通信距離の確保についても求められている。

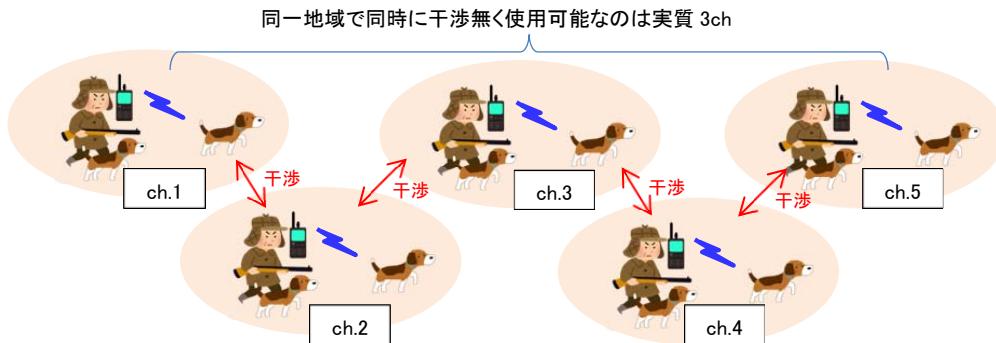


図2-9 狩猟・有害鳥獣捕獲（ドッグマーカ）におけるチャネル数不足

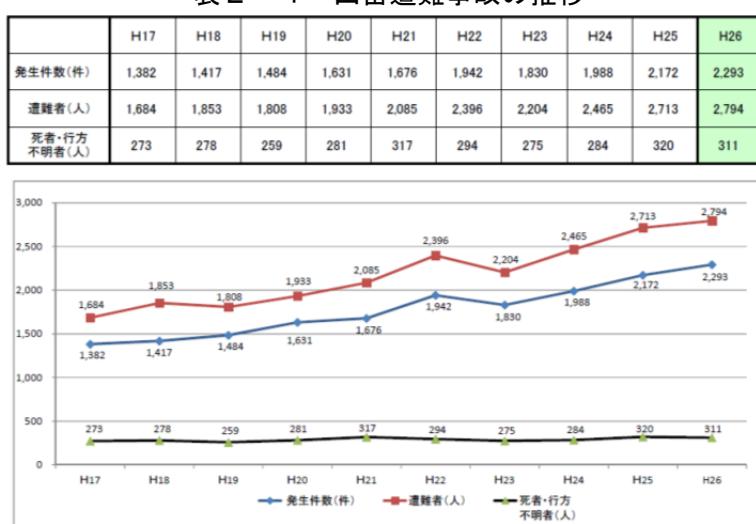
2. 2 検知通報システムの新たな利用に係るニーズ

2. 2. 1 山岳遭難救助におけるニーズ

近年、登山ブームと言われているが、登山者の遭難事故は年々増加傾向にある。登山において不測の事態が発生した時に重要なのが連絡方法であり、警察庁の統計によれば、およそ75%は携帯電話、1%弱がその他の無線機、残りは未使用という状況である。

緊急連絡時の内容については「場所」を正確に伝えることが重要であり、その次に「誰が」「どのような状態」という情報となる。携帯電話が使用できる場所ではこれらの情報の伝達は可能であるが、登山時においては携帯電話の通じない山岳地帯が多く、そのような場所においても登山者の位置情報を正確に通報できる手段の確保が求められている。

表2-4 山岳遭難事故の推移



このような登山者の位置を通報するシステムにおいては、登山者の所持する端末の電池の持ちのほか、水中や積雪による減衰が少なく、谷底に滑落したり雪崩に巻き込まれた場合などにも捜索が可能となるような通信距離の確保が望まれるため、150MHz帯特定小電力を利用した登山者検知のシステムの実現が期待されている。

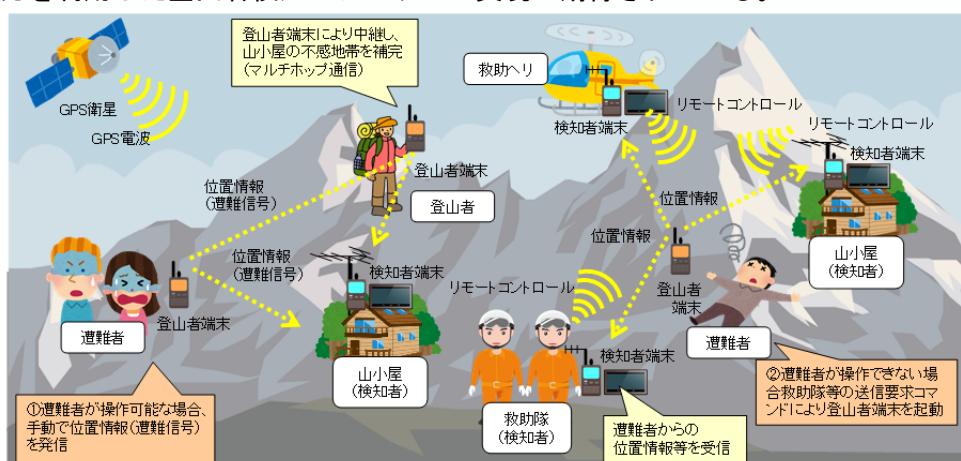


図2-10 登山者の位置検知システムイメージ

出典：「150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討会」報告書概要

2. 2. 2 狩猟・有害鳥獣捕獲におけるニーズ

狩猟・有害鳥獣捕獲時に利用するドッグマーカについては、現在は犬の位置や状態に関する通報にのみ利用可能となっているが、狩猟者間の事故を防止し、利便性・安全性の向上のため、狩猟者の位置情報や、それに付随する連絡にも使用したいというニーズがある。



図2-11 ドッグマーカの高度化に係るニーズ

2. 2. 3 地域の安心・安全の向上におけるニーズ

高齢化に伴う認知症、徘徊老人が増加しており、認知症やその疑いのある行方不明者として警察に届けられた数は平成24年度に9,607件、平成25年度に10,322件（いずれも件数）となっている（これらのうち約98%については、1週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている。）。

認知症の高齢者が道に迷った際、自宅の場所や身元を周囲の人々に伝えることは難しいため、万一行方不明になった場合にも家族等により高齢者の居場所を把握できるようなシステムが望まれている。このシステムでは、徘徊老人の位置把握だけでなく、子供の位置把握や、暗い夜道での防犯ブザーや、高齢者の救援ツールとして、また、これらに付随する安否確認や地域住民間の連絡にも利用する。誰でも容易に使えるコミュニケーションツールとして、日頃から無線機を使い慣れることも不可欠であり、自治体や町内会等の地域コミュニティの場で連絡ツールとしても利用することで、地域の安心・安全の向上のため利活用できることがイメージされている（地域コミュニティ無線）



図2-12 地域コミュニティ無線のイメージ

以上のことより、動物のみならず、人間の位置を検知し、また、付随する連絡にも使用を望むシステムの実現が望まれているところである。

2. 3 検知通報システムに求められる条件

野生動物の生態調査等に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 動物の個体又は群れが識別できること
- (2) 近接警報や動物探査においては、移動する動物の位置情報がリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のために GPS 情報を利用する場合は、GPS で取得した情報の伝送ができること
- (4) 山岳や森林、水中など（サルの場合、市街地も）の電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと
- (5) 動物の行動を調査するシステムにおいては調査者の端末が送信する要求電波に応じて動物の発信機からストックデータを送信すること
- (6) ストックデータのダウンロードにおいては対象動物が移動することや作業員の安全を考慮し、出来るだけ対象動物との距離を保ち、短時間で終えること
- (7) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

登山者の位置検知に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 個体識別ができること
- (2) 救助の要請等、緊急事態発生の送信を登山者が手動で行えるほか、登山者本人がケガ等により手動で送信できない状況も考慮し、検知者端末が送信する要求電波に応じて登山者端末から位置情報等を発信できること
- (3) 登山時に携帯する機器であるため、必要な機能が全て一つの装置に備わっており、登山者は複数の機器を所持する必要がないこと
- (4) 主に緊急時に使用する機器であるため、必要最小限の機能だけを備え、操作が容易であり、小型軽量かつランニングコスト含めてシステム全体的に廉価に実現できること
- (5) 山岳や森林などの電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと。また、山岳地域等における不感エリアを補完するため、登山者端末が位置情報を中継できること
- (6) 検知者端末は普及しているタブレット等と連携して、検索対象の登山者の相対位置や方角等含め、位置情報を地図上に分かりやすく表示できること
- (7) より詳細な状況の連絡を可能とする場合には、定型（メッセージ）文章を送受信できること
- (8) 長距離（ヘリによる上空からの搜索を考えると深い谷もあるので最低 500m）・広範囲（起伏の大きな山岳地帯など見通しが利かない場所）に検知可能なこと
- (9) 運営方法が整備されること（検知者端末が警察や消防、民間救助組織に配備されている等）

- (10) 製造コストの低廉化や利用者利便性のため、検知者端末及び登山者端末はできるだけ周波数などが共通化されていること
- (11) 長時間発信し続けられること（積雪期は一週間以上の悪天が続きヘリが捜索できないことを考えると最低2週間、遺体捜索を考えると半年）
- (12) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

また、狩猟・有害鳥獣捕獲に用いられるドッグマーカ等については、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 猎犬の個体、若しくは狩猟者が識別できること
- (2) 移動する猎犬や狩猟者の位置情報についてリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のためにGPS情報を利用する場合は、GPSで取得した情報の伝送ができること
- (4) 山岳や森林などの電波の遮蔽や減衰が多い条件においても電波伝搬が可能なこと
- (5) 狩猟の状況を認識するため、猎犬の鳴き声も把握できること
- (6) 狩猟者間において互いに状況を把握するための簡易な連絡が可能なこと
- (7) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

さらに、地域コミュニティ無線に用いられるシステムについては、主に以下の機能的要件が求められる。

- (1) 検知対象者が識別できること
- (2) 移動する検知対象者の位置情報がリアルタイムに取得できること
- (3) 位置情報の取得のためにGPS情報を利用し、GPSで取得した情報の伝送ができること
- (4) 検知者側の端末は得られた情報をわかりやすく表示できること
- (5) 必要な機能が全て一つの装置に備わっていること（複数の所持不要）
- (6) 子供からお年寄りまで使用することを想定し、操作が簡単（直感的に操作できる）であり、小型軽量、安価（端末、ランニングコスト）なこと
- (7) 検知対象者の端末を遠隔制御し、周囲の音声等状況を送信・把握できること
- (8) 都市部、市街地等、建物による遮蔽が見込まれる人の生活圏において電波伝搬が可能なこと
- (9) 検知に付随し、無線機を利用する人の間で互いに状況を把握するための簡易な連絡が可能なこと
- (10) 運営方法が整備されること
- (11) 多数の検知対象に対応できるよう、リアルタイム性の低い情報の伝送については時間的な周波数の共用ができること

上記の各システムに求められる要件を踏まえ、これらのシステムについては人や動物の位置を検知通報し、また、付随する通信を行うという観点で共通的なものであり、現在の動物検知通報システムと共にさせることができることが望ましい。

また、共用させるにあたっては、2.1.3で述べたとおり現在の動物検知通報システムにおいてもチャネルが不足していることから、チャネル数を増加させることが不可欠である。

2. 4 検知通報システム（P）の技術的条件に係る検討

2. 4. 1 用途

現在、動物検知通報システムは、「国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの」とされており、動物の位置や状態の把握に用いられている。

今般、2.2で述べたとおり、

- ・山岳遭難救助に資するため、登山者の位置を検知するシステム
- ・狩猟時の効率、安全性の向上に資するため、狩猟者の位置を検知し、また、付隨して狩猟者間での簡易な連絡を可能とするシステム
- ・地域の高齢者等の安心・安全の向上に資するため、高齢者や子供等の位置を検知し、また、付隨して地域住民間での簡易な連絡を可能とするシステム（地域コミュニティ無線）

といった新たなニーズが見込まれている。

これら新たなニーズに対応するためには、人に関する位置や状態などの情報を通信可能とする必要がある。また、想定しない用途（例えば、無線電話のみに使用する等）への利用を抑制するような用途を設定することが必要である。狩猟者間の連絡や、地域住民間での簡易な連絡については、位置や状態などの情報を送信することが前提にあり、それに付隨して通信が行われるものとする。（P）

このため、現在「主として動物の」となっているものを「人又は動物の」とし、「国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信」とする。（P）

本システムの呼称については、「●●検知通報システム」とする。

表2-5 150MHz帯検知通報システムの用途

現在の用途	盛り込むべき要素	新たな用途
国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付隨する制御をするための無線通信	<ul style="list-style-type: none">・人の行動及び状態に関する情報の通報・付隨する連絡・想定しない用途の抑制	国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付隨する制御若しくは音声通話をするための無線通信（P）

2. 4. 2 周波数帯

現在、動物検知通報システムは、142.93MHz～142.99MHzの周波数帯を用いるものとなっているが、2.1で述べたとおり、現状、野生動物の調査やドッグマーカーの利用においてチャネルが不足している。また、今後、2.2で述べるような新たなシステムと共にされることを鑑みると、現在の周波数帯のみではさらなるチャネル不足が深刻化することが考えられる。このことから、新たな周波数帯の拡張が必要と考えられる。

ここで、本件周波数帯前後（142～144MHz）の業務用無線については、4MHz高いバンド（146～148MHz）と対での利用がなされていることを鑑みると、当該バンド内（146.93MHz～146.99MHz）に本検知システム用周波数を拡張することが考えられる。

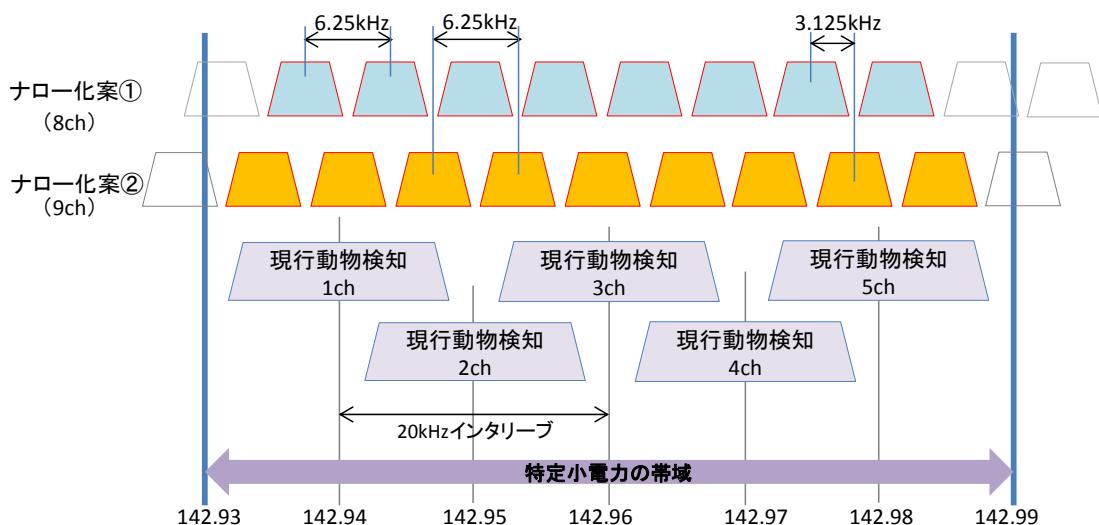
表 2-6 150MHz 帯検知通報システムの周波数帯

現在	拡張案
現行帯域 142.93MHz～142.99MHz	現行帯域 142.93MHz～142.99MHz
	拡張帯域 146.93MHz～146.99MHz

2. 4. 3 チャネル間隔及び周波数配置

現在、動物検知通報システムは、チャネル間隔 20kHz インターリーブとなっている。チャネル間隔については、150MHz 帯デジタル簡易無線の技術が普及していることから、これと同様に 6.25kHz のチャネル間隔を導入する。

また、周波数配置については、業務用無線の狭帯域デジタルチャネルの刻みと同じ並びとすることが考えられるが、この場合、142.93MHz～142.99MHz の帯域内に設定可能なチャネル数は 8ch となる（下図ナロー化案①）。一方、業務用無線の狭帯域デジタルチャネルの刻みからチャネル間隔の半分（3.125kHz）ずらすことにより、142.93MHz～142.99MHz の帯域内に設定可能なチャネル数は 9ch となる（下図ナロー化案②）。



①業務用無線の狭帯域デジタルチャネルの刻みと同じ並び
②上記①をチャネル間隔半分(3.125kHz)ずらしたもの

図 2-13 150MHz 帯検知通報システムのチャネル間隔及び周波数配置

現在チャネル不足が生じていることや、新たな用途を加えるためには可能な限り多くのチャネルが確保できることが望ましい。このため、帯域の有効活用の観点から、隣接システムへの干渉を回避する方策を講じた上で、ナロー化案②（9ch）の周波数配置が適当と考えられる。

また、現在の動物検知通報システムは占有周波数帯幅 16kHz であり、最大 9600bps の伝送速度が可能である。

狩猟時において、猟犬の位置情報を送信するとともに、猟犬の鳴き声を把握するためには、4800bps 程度の伝送速度が必要と考えられる（参考3）が、特定小電力無線局とし

て普及を想定する機器を考慮すると、ナロー化 1 ch の帯域での通信は困難と考えられ、この場合、2 ch を結束して利用することが考えられる。

さらに、野生動物の生態調査において、ストックデータのダウンロードを行う際には、野生動物が移動すること、また、クマやイノシシなどの危険な動物との近接時間を極力短くすることなどから、ダウンロード時間はできるだけ短いことが求められ、現行規格と同等の 9600bps を実現するためには、3 ch を結束して利用することが考えられる。

よって、ナロー化を行った場合においても、現行と同様の伝送速度を可能とするため、2 ch または 3 ch を結束して利用することを可能とする。

ただし、今回ナロー化してチャネルを有効活用するという趣旨から、3 ch 結束については真に必要な場合に限ることが望ましい。また、野生動物の生態調査において、ストックデータのダウンロードを同時に同一エリアで実施するケースはあまり想定されないため、3 ch 結束については、「9600bps 以上のデータを伝送する場合」に限ることとし、3 ch 結束利用は現行帯域（142.93MHz～142.99MHz）のみに設け、拡張帯域（146.93MHz～146.99MHz）には設けないことが適当である。

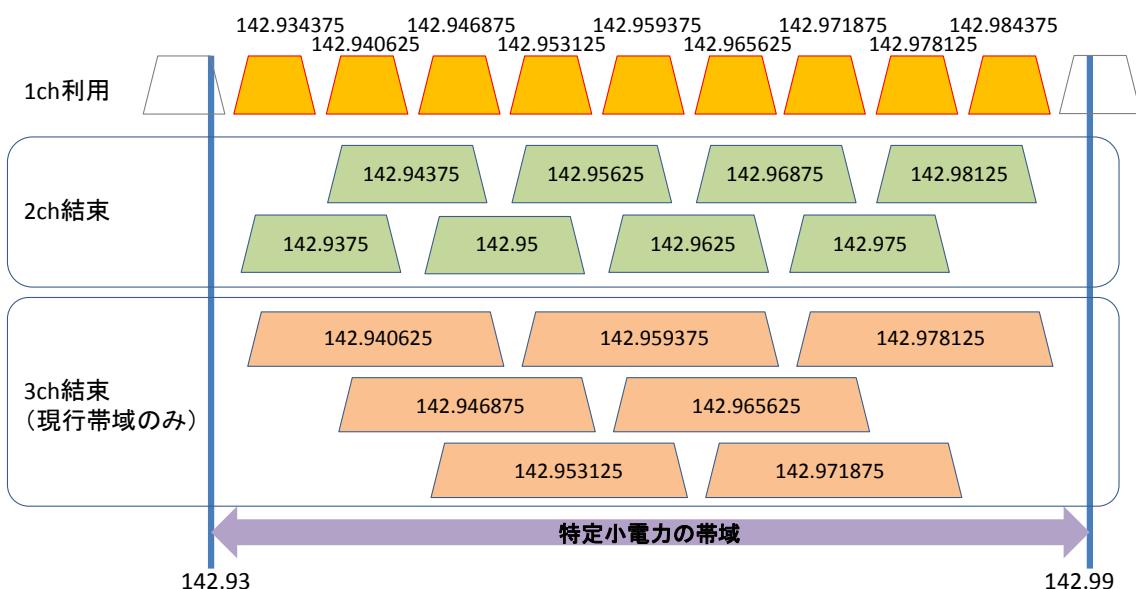


図 2-14 終結利用

なお、終結利用に際しては、効率的な周波数の利用の観点から、任意の 2 つ又は 3 つの連続したチャネルとし、インターリーブ配置とする。

表 2-7 150MHz 帯検知通報システムのチャネル間隔、周波数配置

現在		変更後					
ch 番号	中心周波数 (MHz)	ch 番号	1ch 利用 中心周波数 (MHz)	ch 番号	2ch 結束 中心周波数 (MHz)	ch 番号	3ch 結束 中心周波数 (MHz)
1	142.94	1	142.934375	—	—	—	—
2	142.95	2	142.940625	1, 2	142.9375	1, 2, 3	142.940625
3	142.96	3	142.946875	2, 3	142.94375	2, 3, 4	142.946875
4	142.97	4	142.953125	3, 4	142.95	3, 4, 5	142.953125
5	142.98	5	142.959375	4, 5	142.95625	4, 5, 6	142.959375
—	—	6	142.965625	5, 6	142.9625	5, 6, 7	142.965625
—	—	7	142.971875	6, 7	142.96875	6, 7, 8	142.971875
—	—	8	142.978125	7, 8	142.975	7, 8, 9	142.978125
—	—	9	142.984375	8, 9	142.98125	—	—
—	—	10	146.934375	—	—	—	—
—	—	11	146.940625	10, 11	146.9375	—	—
—	—	12	146.946875	11, 12	146.94375	—	—
—	—	13	146.953125	12, 13	146.95	—	—
—	—	14	146.959375	13, 14	146.95625	—	—
—	—	15	146.965625	14, 15	146.9625	—	—
—	—	16	146.971875	15, 16	146.96875	—	—
—	—	17	146.978125	16, 17	146.975	—	—
—	—	18	146.984375	17, 18	146.98125	—	—
ch 間隔	20kHz (インターパー)		6.25kHz		12.5kHz (インターパー)		18.75kHz (インターパー)

3ch 結束は 9600bps 以上のデータ伝送を行う場合に限る。

2. 4. 4 占有周波数帯幅

利用される変調方式については様々なものが考えられるが、150MHz 帯デジタル簡易無線と同様の狭帯域デジタル規格として、主に 4 値 FSK、2 値 FSK 等が想定される。このことから、1ch 利用時の占有周波数帯幅の許容値については、「5.8kHz」とすることが適当である。

また、2ch 又は 3ch 結束利用時においては、本件システムでは結束という概念から、1ch 利用時の 5.8kHz を基準として結束数に比例させ、2ch 結束時：11.6kHz、3ch 結束時：17.4kHz とすることが適當と考えられる。

表 2-8 150MHz 帯検知通報システムの占有周波数帯幅

現在	変更後
16kHz	1ch 5.8kHz 2ch 結束 11.6kHz 3ch 結束 17.4kHz

2. 4. 5 周波数の許容偏差

ナロー化を実現するためには隣接チャネルに影響を与えないよう、現在の値よりも厳しくする必要がある。現在の 150MHz 帯デジタル簡易無線では、占有周波数帯幅 5.8kHz、チャネル間隔 6.25kHz で周波数許容偏差を $(\pm) 2.5 \times 10^{-6}$ としており、本件はこれと同じ占有周波数帯、チャネル間隔であることから、周波数の許容偏差も同等のものとする。

ただし、超小型発信機のような EIRP の小さいものは他に与える影響も小さいことから、普及性も考慮し、EIRP で 1mW 以下のものについては、従来の 12ppm を維持することとする。

表 2-9 150MHz 帯検知通報システムの周波数の許容偏差

現在	変更後
$(\pm) 12 \times 10^{-6}$	$(\pm) 2.5 \times 10^{-6}$ ただし、EIRP で 1mW 以下のものは $(\pm) 12 \times 10^{-6}$

2. 4. 6 隣接チャネル漏えい電力

離調周波数の設定については、隣のチャネル利用が 1 ch の条件を考慮し、1 ch 利用時は 6.25kHz、2 ch 結束時は 9.375kHz、3 ch 結束時は 12.5kHz とする。

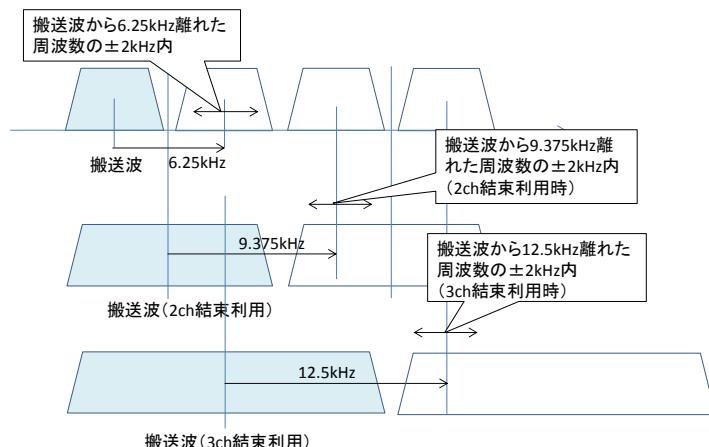


図 2-15 離調周波数の考え方

また、参照帯域幅については、150MHz 帯デジタル簡易無線局（4 値 FSK）と同等とし、 $\pm 2 \text{ kHz}$ とする。

漏えい電力基準値については、一般的な特定小電力無線局の基準である、「搬送波電力 -40dB」とするが、空中線電力が 10mW 以下のものについては $1 \mu\text{W}$ 以下^{*}とする。

* 10mW の -40dB が $1 \mu\text{W}$ であり、魚や小型動物に取り付ける超小型発信機を考慮すると、電力を小さくするほど相対基準では厳しくなり、また、 $1 \mu\text{W}$ 以下であれば特段の影響はないと考えられるため。

ここで、本件システムでは 2.4.3 で述べたとおり、業務用無線の狭帯域デジタルチャネルとチャネル間隔の半分ずらすこととしているため、特定小電力無線局の帯域端のチャネルを使用する場合においては、隣接システムへの影響を抑制することが必要である。
(参考 4-1, 4-2)

このため、特定小電力無線局の帯域端のチャネル（結束時においては、帯域端のチャネルを含む場合）については、隣接システム帯域側の基準は現行と同等の基準（参照帯域幅 16kHz、漏えい電力基準値 $1 \mu W$ 以下）を設けることとする。

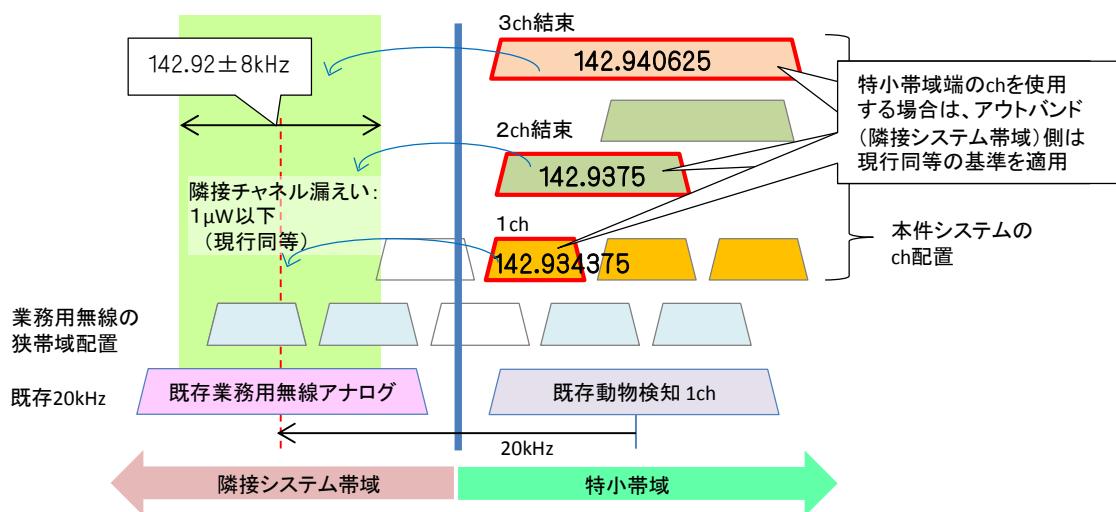


図 2-16 隣接システムへの影響を考慮した隣接チャネル漏えい電力の基準の設定

なお、現行の基準では、 0dBi 以下の送信空中線を利用する場合は、漏えい電力の基準値を EIRP により取り扱うこととなっており、新基準においてもこれを適用する。

表 2-10 150MHz 帯検知通報システムの隣接チャネル漏えい電力

現在	変更後
搬送波の周波数から 20kHz 離れた周波数の (\pm) 8kHz の帯域内に輻射される電力 [*] が $1 \mu W$ 以下 ※ 0dBi 以下の送信空中線を使用する場合は EIRP	(1) 空中線電力が 10mW を超え 1W 以下の場合 搬送波の周波数から $6.25\text{kHz}^{\ast 1}$ 離れた周波数の (\pm) 2kHz の帯域内に輻射される電力が「搬送波電力 -40\text{dB}」以下。 ただし、表 2-7 の ch 1、9、10、18 を使用する場合（結束利用を含む。）は、アウトバンド側はそれぞれ 142.92MHz 、 143MHz 、 146.92MHz 及び 147MHz の (\pm) 8kHz の帯域内に輻射される電力 ^{※2} が $1 \mu W$ 以下。 (2) 空中線電力が 10mW 以下の場合 搬送波の周波数から $6.25\text{kHz}^{\ast 1}$ 離れた周波数の (\pm) 2kHz の帯域内に輻射される電力 ^{※2} が $1 \mu W$ 以下
	※1 2ch 結束時は 9.375kHz 、3ch 結束時は 12.5kHz ※2 0dBi 以下の送信空中線を使用する場合は EIRP

2. 4. 7 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

現在は、原則規定としては空中線利得を加味せず、送信空中線が 0dB_i 以下の場合においては、空中線利得を加味した EIRP の規定となっている。

送信空中線が 0dB_i 以下の場合においても、他のシステム同様、空中線利得を加味しない原則規定を満足することでも特段支障はないため、送信空中線が 0dB_i の場合は原則規定と EIRP 規定を選択的に適用可能とする。

表 2-11 150MHz 帯検知通報システムのスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

現在	変更後
<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz</p> <p>ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値</p> <p>イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値</p>	<p>帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、搬送波から±62.5kHz</p> <p>ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。</p> <p>イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値とすることができる。</p>

2. 4. 8 送信時間制限装置

現在は、連続送信時間は 600 秒以内、休止時間は 1 秒以上となっており、発射電波の時間的占有度の上限が他のシステム（テレメ・テレコン・データは 40 秒送信・2 秒休止、無線電話は 30 秒送信・2 秒休止）に比べて非常に高くなっている。

チャネル不足の解消にあたっては、ナロー化や周波数帯の拡張によるチャネル数を増加させることのほか、時間的共用性についても向上させる必要がある。

本検知システムでは、従来のように野生動物の探知のためビーコン波の利用もあるため、連続送信時間が短すぎると捕捉に支障をきたすおそれがある。新たなニーズで想定される、登山者や狩猟者の位置検知については、特段、連続送信時間を長くとる必要はないが、狩猟者間や地域住民間の連絡については、最低でも無線電話（30 秒）と同等の連続送信時間が求められる。

休止時間については、現在は 1 秒以上であるが、新たなニーズで想定される狩猟者間や地域住民間の連絡において、PTT で送話を開始しようとする場合、最低でも「2 秒」程度の操作時間が必要と考えられ、チャネルの空きが 1 秒しかない場合、通話の開始ができないおそれがある。

これらの事由を勘案し、連続送信時間については60秒以内とし、また、休止時間については2秒以上とすることが適當と考えられる。連続送信時間は現在の1/10、休止時間は現在の2倍となることで、現在よりも新たな通信を開始できる確率が20倍高くなるため、時間的共用性の向上が図られる。

なお、現在は連続送信時間内であれば休止時間なしで再送信が可能となっており、これについては今後も同様とする。

また、現在、キャリアセンスの備え付けを要しない空中線電力が10mW以下の場合は、「5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下」という規定となっている。しかし、空中線電力が10mW以下の場合であっても、キャリアセンス機能を備え付けている場合においては、空中線電力10mW超の場合と同様の送信条件として特段の問題はないことから、「空中線電力が10mW以下かつキャリアセンス機能を備え付けない場合」においては「5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下」とすることとする。

表2-12 150MHz帯検知通報システムの送信時間制限装置

現在	変更後
送信時間： 600秒以内	送信時間： 60秒以内
送信休止時間： 1秒以上 (電波を発射してから600秒以内であれば、 休止時間なしで再送信可)	送信休止時間： 2秒以上 (電波を発射してから60秒以内であれば、休 止時間なしで再送信可)
ただし空中線電力が10mW以下の場合、上記 によらず5秒間あたりの送信時間の総和は1 秒以下	ただし空中線電力が10mW以下かつキャリア センス機能を備え付けない場合、上記によら ず5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下

2.4.9 キャリアセンス

2.4.9.1 キャリアセンスレベル

現在、動物検知通報システムのキャリアセンスレベルは、一般的な特定小電力無線局と同じ「2.14dB_iの空中線に誘起する電圧が7μV以上」となっており、開放端電圧で規定されている。

表2-13 現在の特定小電力無線局のキャリアセンス（概要）

システム	基準単位	主たる基準値
テレメ・テレコン・データ（400MHz帯）、動物 検知通報、無線電話、無線呼出	電圧	2.14dB _i の空中線に誘起する電圧が7μV以上
テレメ・テレコン・データ（920MHz帯）	電力	受信入力電力の値が給電線入力点において -80dBm以上
データ伝送（1,200MHz帯）	電圧	2.14dB _i の空中線に誘起する電圧が4.47μV以上
音声アシスト用無線電話	電圧	-10dB _i の空中線に誘起する電圧が200μV以上
移動体識別（920MHz帯）	電力	受信入力電力の値が給電線入力点において -74dBm以上

現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号発生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測定時は標準信号発生器で終端されているにかかわらず、 $7\mu V$ の規定の値は開放値であり混乱を招きやすい。これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値しかなく、海外を含め最近の主流となっており分かり易く、利便性のメリットがある。なお、比較的新しいシステムである 920MHz 帯のものは電力規定となっている。

このため、キャリアセンスレベル自体は現在と同じとするが、開放端電圧 $7\mu V$ を 50Ω 系で電力換算した $-96dBm$ を用い、「受信入力電力の値が給電線入力点において $-96dBm$ 以上」とすることとする。

2. 4. 9. 2 キャリアセンス動作

チャネルを結束して送信する場合、そのチャネルの中央の周波数のみのキャリアセンスでは、結束する端のチャネルについて検知できないおそれがある。

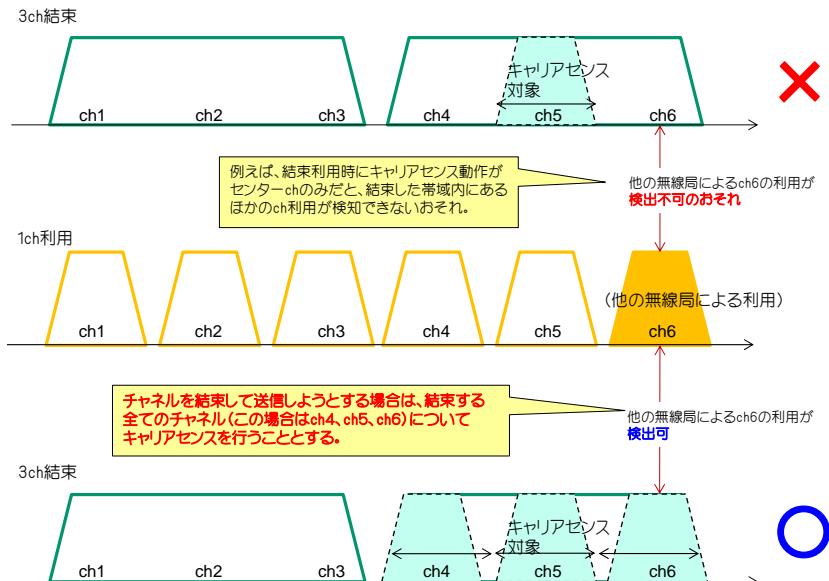


図 2-17 チャネル結束時に求められるキャリアセンス動作

このため、チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うことが必要である。

なお、この場合の具体的なキャリアセンス方法については、例えば結束するチャネルを順にキャリアセンスする方法、結束して送信する電波の占有周波数帯幅の実値以上の帯域を一括でキャリアセンスする方法などが考えられる。

また、2.4.8 のとおり送信時間は 60 秒以内、休止時間は 2 秒以上とし、送信時間内の再送信を可能としている。この再送信については送信時間内での送信に限られているため、キャリアセンス動作を省略しても差し支えないと考えられる。

このため、キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しないこととする。

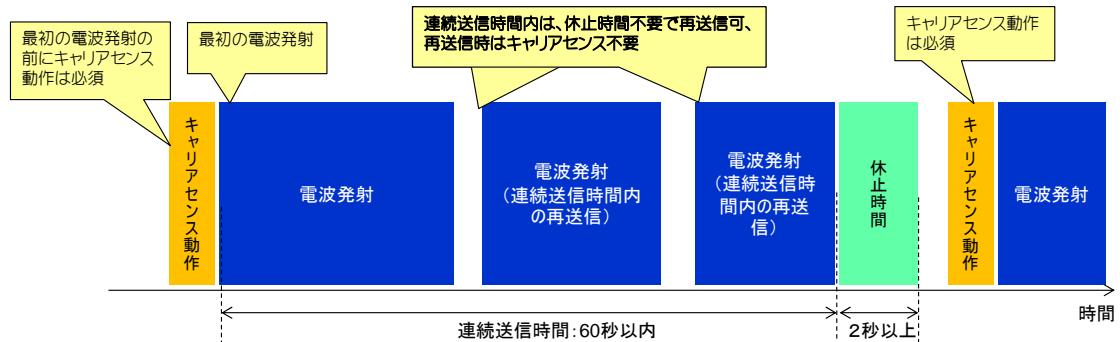


図 2-18 送信時間内における再送信時

2. 4. 9. 3 キャリアセンスの備え付けを要しない場合

現在の動物検知通報システムにおいては、空中線電力が 10mW 以下の場合はキャリアセンスの備え付けを要しないこととなっており、同様とする。

表 2-14 150MHz 帯検知通報システムのキャリアセンス

現在	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル：絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧が $7\mu V$ 以上 ・ キャリアセンスの備え付けを要しない場合：空中線電力が 10mW 以下の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル：受信入力電力の値が給電線入力点において $-96dBm$ 以上 ・ キャリアセンスの備え付けを要しない場合：空中線電力が 10mW 以下の場合 ・ チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うこと ・ キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しない

2. 4. 10 その他

2. 4. 10. 1 地域コミュニティ無線に固有に求められる事項

地域コミュニティ無線については、これまでの検知システムと比べ、生活に身近な利用が想定される。地域コミュニティ無線はこのような利用シーンを考慮し、以下の事項について固有に求められる。

- ① 空中線電力

動物生態調査やドッグマーカ、登山者検知については、利用場所は主に山岳や森林であり、長距離の伝搬が可能な方が望ましく、また、同一エリアでの無線機利用についても、市街地における人口の密集度合いに比べれば少ないものである。

一方で、地域コミュニティ無線については、「小電力無線システムの高度化に関する調査検討」におけるニーズ調査において必要な通信距離は、郊外（低層建物が立ち並ぶ郊外）では600m以内との回答が86%、市街地（高層建物が立ち並ぶ市街地）では100m以内との回答が67%であり、また、同調査検討における実証実験ではその場合に必要十分な空中線電力は500mWとの報告がなされている。

市街地において、より多くのユーザーが地域コミュニティ無線を利用可能とするためには、必要最小限の空中線電力として、500mWを上限とした利用が望ましい。

②筐体構造

現在の動物検知通報システムでは、空中線は筐体から分離可能となっている。登山者検知の基地局型などにおいて、空中線を分離可能とすることは有効である。

しかし、地域コミュニティ無線については、ハンディタイプの端末しか想定されず、空中線を分離させる必要性がないことなどから、空中線は筐体と一体構造であることが望ましい。

③チャネル利用

地域コミュニティ無線については①で述べたとおり、より多くのユーザーがチャネルを共用可能とすることが求められる。また、人の位置情報や付随する音声連絡といった通信内容から、特段、チャネル結束を行う必要性は想定されない。

このため、より多くのユーザがチャネルを使用できるよう、結束利用はしないこととし、端末機器の互換性、普及の向上を図るため、電波法令に定められない事項について、民間標準機関等により、同一規格で異なるメーカーの製品を利用した無線局相互間であっても、出来るだけ多くの相手と通信が可能となるよう、利用者の利便性を主眼として標準規格を制定することが望ましい。

また、地域コミュニティ無線ではお互いに通信したい相手との通信設定のために、呼出チャネルを設ける、又は、自動的にチャネルを切り替えるような仕組みを設けることが望ましい。

2. 4. 10. 2 ノイズによるキャリアセンスへの影響

現在のキャリアセンスレベルは一般的な特定小電力（400MHz帯テレメ・テレコン・データ、無線電話等）と同じとなっているが、400MHz帯よりも周波数の低い150MHz帯では屋内のパソコン等からのノイズ量が多くなるため、環境によってはノイズ等の影響によりキャリアセンスが動作し、送信できない状況も生じうることが報告されている（参考5）。このため、今後の状況に応じて、150MHz帯のノイズ環境に応じたキャリアセンスレベルについて調査・検討を行うことが考えられる。

2. 4. 10. 3 マルチホップ機能

本件検知システムは特定小電力無線局であり、免許不要により容易に利用が可能なもののである。特定小電力無線局は、多数のユーザが混信なく電波を共用できるよう、限られた空中線電力で運用することが求められる。

本件検知システムは、電波法で定められている特定小電力無線局の空中線電力1Wまで使用可能となっているところであるが、登山者検知や狩猟時の利用においては、山岳や森林といった電波の見通しの悪い場所での利用が想定されている。

ここで、直接は電波の届かない地点間においても、その途中に端末が存在する場合、その端末を中継して通信を可能とするマルチホップ機能がある。限られた空中線電力により、効果的に通信エリアを拡大することができるため、この機能を活用することが有効と考えられる。

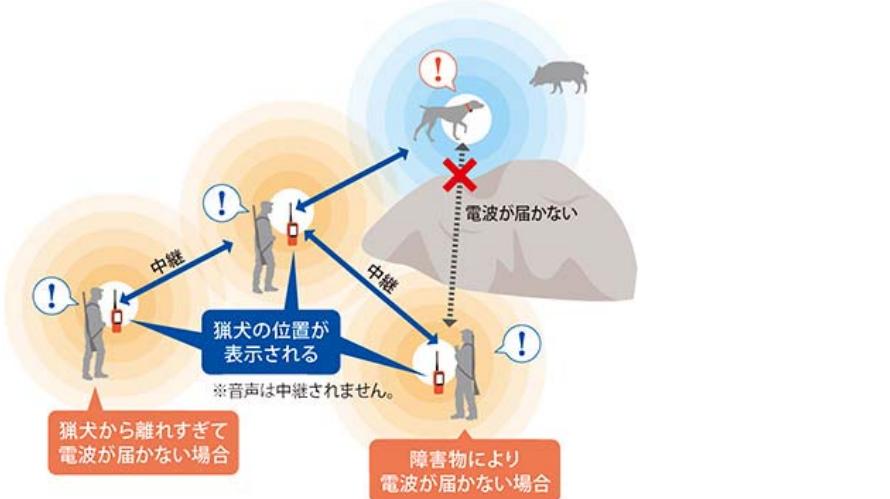


図 2-19 ドッグマーカにおけるマルチホップ利用例

本件システムでは、ドッグマーカ、登山者検知、ハンターの検知など、様々なシステムへの用途が想定されているため、これらのシステムに共通的にマルチホップ機能を具備することは不要であるが、普及や互換性を促進し、ユーザの利便性を向上するためには、必要に応じてシステムごとに仕様を策定することが望ましい。

なお、マルチホップを行う場合は、中継する端末は中継させるデータ量に応じてチャネル数が必要になるため、中継させるデータ量を制約したり、マルチホップの段数を制限するなど、留意が必要である。

2. 4. 10. 4 従来規格の扱い

新規格の策定後においても、新規格に準拠した製品開発には一定期間必要であり、また、その間は従来規格製品を改修（バージョンアップ）したり、新たに販売される製品においても従来規格製品との通信互換性が保たれることがユーザ利便性の向上に寄与すると考えられる。このため、新規格の策定から5年程度は、経過措置として現行規格（ただし、用途については新規格を適用）を維持することが求められる。

なお、従来規格の既存設備は、従来の規格改訂の際と同様に、新規格の策定後においても使用可能であることが求められる。

2. 4. 10. 5 同一システム内の周波数共用検討

同一システム内の与干渉及び被干渉は、以下の組合せとなる。

表 2-15 同一システム内の共用パターン

被干渉 与干渉	本件検知通報システム	既存の動物検知通報システム
本件検知通報 システム	①	②
既存の動物検知 通報システム	③	

表 2-15 の①及び②については、空中線電力が 10mW を超え 1W 以下のものはキャリアセンス機能等の混信防止機能を付加するが、本件検知システムにおいてチャネル結束する場合においても、結束しようとする全てのチャネルにおいてキャリアセンスを行うこととなるため、周波数共用は可能と考えられる。

③については、既存の動物検知通報システムにおいても空中線電力が 10mW を超え 1W 以下のものはキャリアセンス機能を具備しており、現在具備しているキャリアセンス機能により、ナロー化された本件検知システムの電波は検知可能であることから、周波数共用は可能と考えられる。

なお、10mW 以下のものについては従前どおり、与干渉側の送信電力が低く、電波の到達が近距離であることから、共用可能と考えられる。

2. 4. 10. 6 電波防護指針の検討

本検討による変更後の検知通報システムについては、空中線電力や空中線利得について現行規定から特段の変更はないが、新たに人の検知にも用途が拡張されることとなる。

安全な電波利用の一層の徹底を図るため、電波法施行規則第 21 条の 3（電波の強度に対する安全施設）により安全基準が規定されている。

（1）電波防護指針の規格値

表 2-16 一般環境の電磁界強度（平均時間 6 分間）の規格値

周波数	電界強度の実効値 $E[V/m]$	磁界強度の実効値 $H[A/m]$	電力密度 $S[mW/cm^2]$
30MHz を超え 300MHz 以下	27.5	0.0728	0.2

(2) モデル検討

周波数 : 150MHz 帯 空中線電力 : 1W 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : 2.14dBi

表2-17 算出結果(平均時間6分間)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
25.49	27.490	0.073	0.2

→ 必要離隔 26cm

周波数 : 150MHz 帯 空中線電力 : 1W 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -5dBi

表2-18 算出結果(平均時間6分間)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
11.23	27.439	0.073	0.2

→ 必要離隔 12cm

(3) 結論

以下の理由から、人体に与える影響については、問題ないと考えられる。

ア 電波防護指針の一般環境の規格値を基準として考えると、2.14dBi のアンテナに空中線電力 1W を給電する場合においても、人体から約 26cm 離して利用すれば規定を満足する。

空中線利得が 2.14dBi を超えるようなものは登山者検知の基地局などが想定されるが、登山者検知の基地局は登山者端末に対して位置等の情報を要求するための信号を送信するのみであり、間欠的な送信である。登山者検知の基地局の送信頻度を考慮して空中線電力 1W、アンテナ利得 2.14dBi、デューティ比 0.2 の条件であれば、さらに必要離隔は小さく、12cm となり、そのような空中線の近傍に 6 分間、人体と 12cm 以内の距離が維持されるケースは想定されない。

イ 実際の製品（移動端末型）では、アンテナ利得が 2.14dBi よりも小さな値となり、その場合は、人体から 12cm 以上離して利用すれば規定を満足する。本検知システムの連続送信時間は 60 秒以内、休止時間は 2 秒以上となっており、通話の際は簡易な連絡用途を想定しており休止時間後の PTT 操作なども必要なことを考慮すれば、6 分間、人体と 12cm 以内（送信と受信の比率を 1:1、すなわちデューティ比を 0.5 とすれば、必要離隔はさらに小さくなり 8cm 以内）で連続送信される状態は想定されない。

なお、地域コミュニティ無線については空中線電力 500mW、また、試作された実機において空中線利得は -3.5dBi（ヘリカルホイップアンテナ）であり、この条件により必要離隔距離を求めるとき 9.5cm（デューティ比 1）、6.7cm（デューティ比 0.5）であり、特段の問題は想定されない。

ウ 150MHz 帯のデジタル簡易無線の空中線電力（最大 5W）や空中線利得（規定なし）、連続送信時間（5 分）による影響を超えるものではない。

2. 5 検知通報システム（P）の技術的条件

小電力無線設備のうち、検知通報システム（P）の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

2. 5. 1 一般的条件

（1）システムの定義

これまでの動物に加え、登山者や狩猟者、地域住民など人の検知やそれに関連する簡易な連絡も可能とし、「**国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信を行うものをいう。（P）**」とする。

（2）電波の型式

現行どおり、将来の技術革新と使用の柔軟化に対応するため、電波の型式に制限を設けないこととする。

（3）通信方式

現行どおり、単向通信方式、単信方式又は同報通信方式とする。

（4）周波数

現行どおり、150MHz 帯とする。

なお、チャネル不足及び新たな用途拡大に対応するためには、現行で利用されている帯域に加え、150MHz 帯の中で利用帯域の拡張が必要である。

また、現行と同等の通信速度を実現するために、2チャネル及び3チャネルの結束利用を可能とし、この場合はインターリーブ配置を可能とする。3チャネル結束については、広帯域での通信が必要な場合に限ることとし、9600bps 以上のデータ伝送に限るものとし、現行で利用されている帯域でのみ3チャネル結束利用可能とする。

（5）チャネル間隔

周波数資源の有効利用のため、ナロー化することとし、従来の 20kHz 間隔（インターリーブ 10kHz 利用）からデジタル簡易無線等と同様、「6.25kHz」間隔とする。

2チャネル結束時のチャネル間隔は 12.5kHz（インターリーブ 6.25kHz 利用）、3チャネル結束時のチャネル間隔は 18.75kHz（インターリーブ 6.25kHz 利用）とする。

（6）空中線電力

現行どおり、「1W 以下」とする。

（7）送信空中線

現行どおり、等価等方輻射電力（EIRP）が 32.14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

2. 5. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

ナロー化に伴い、 $\pm 2.5\text{ppm}$ とする。

なお、魚やカメ、小動物に取り付ける超小型発信機についてはその等価等方輻射電力も小さく、偏差により他に与える影響も小さい。このことから、等価等方輻射電力で 1mW 以下のものについては、現行どおり、 $\pm 12\text{ppm}$ とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

ナロー化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、 5.8kHz とする。

なお、本件検知システムではチャネルの結束利用も可能とするため、結束利用時は 1 チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値を基準に比例させ、2 チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は 11.6kHz 、3 チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は 17.4kHz とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限 20% （下限の規定なし。）とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

（ア） 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅

現行どおりとする。

（イ） 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値

現行の規定では、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値（送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値）」となっており、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力での基準に限られている。

しかしながら、特段、基本となっている規定「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値」を満足することでも支障はないため、送信空中線が 0dBi 以下の場合は、基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適用できるよう、「 $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値（送信空中線が 0dBi 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5\mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。）」とする。

（ウ） スプリアス領域の不要発射の強度の許容値

現行の規定では、「 $2.5 \mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値（送信空中線が 0dB_i 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5 \mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値）」となっており、送信空中線が 0dB_i 以下の場合は、等価等方輻射電力での基準に限られているが、（ウ）と同様、基本となっている規定を満足することでも支障はないため、送信空中線が 0dB_i 以下の場合は、基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適用できるよう、「 $2.5 \mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値（送信空中線が 0dB_i 以下の場合は、等価等方輻射電力で $2.5 \mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値とすることができる。）」とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定では $1 \mu W$ 以下（送信空中線が 0dB_i 以下の場合は等価等方輻射電力で $1 \mu W$ 以下）となっているが、ナロー化、チャネル結束時及び隣接システムへの影響を考慮し、以下とする。

（ア） 空中線電力が $10mW$ を超え $1W$ 以下の場合

搬送波の周波数から $6.25kHz$ (2 チャネル結束時は $9.375kHz$ 、3 チャネル結束時は $12.5kHz$) 離れた周波数の (\pm) $2kHz$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より $40dB$ 以上低い値であること

ただし、特定小電力無線局の帯域端のチャネルである ch1 及びこれを含む結束利用 ($142.934375MHz$ 、 $142.9375MHz$ 及び $142.940625MHz$)、ch9 及びこれを含む結束利用 ($142.984375MHz$ 、 $142.98125MHz$ 及び $142.978125MHz$)、ch10 及びこれを含む結束利用 ($146.934375MHz$ 及び $146.9375MHz$) 並びに ch18 及びこれを含む結束利用 ($146.984375MHz$ 及び $146.98125MHz$) の場合、隣接システム側の基準については以下のとおりとする。

- ・ $142.934375MHz$ (1ch 利用)、 $142.9375MHz$ (2ch 結束) 及び $142.940625MHz$ (3ch 結束) については、 $142.92MHz \pm 8kHz$ の帯域内に輻射される電力※が $1 \mu W$ 以下であること
- ・ $142.984375MHz$ (1ch 利用)、 $142.98125MHz$ (2ch 結束) 及び $142.978125MHz$ (3ch 結束) については、 $143MHz \pm 8kHz$ の帯域内に輻射される電力※が $1 \mu W$ 以下であること
- ・ $146.934375MHz$ (1ch 利用) 及び $146.9375MHz$ (2ch 結束) については、 $146.92MHz \pm 8kHz$ の帯域内に輻射される電力※が $1 \mu W$ 以下であること
- ・ $146.984375MHz$ (1ch 利用) 及び $146.98125MHz$ (2ch 結束) については、 $147MHz \pm 8kHz$ の帯域内に輻射される電力※が $1 \mu W$ 以下であること

※ $0dB_i$ 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力

（イ） 空中線電力が $10mW$ 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz（2 チャネル結束時は 9.375kHz、3 チャネル結束時は 12.5kHz）離れた周波数の（±）2kHz の帯域内に輻射される電力（0dB_i 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力）が $1\mu\text{W}$ 以下であること

（2）受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

（3）制御装置

ア キャリアセンス機能

現行では、空中線電力 10mW を超える無線設備にあっては、キャリアセンスの備え付けを要し、新たな送信に先立ち、キャリアセンスを実行した後、送信を開始することとなっている。また、キャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧を $7\mu\text{V}$ 以上とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性や、本件検知システムではチャネル結束を可能とすることから以下のとおりとする。

- （ア）キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とする。
- （イ）チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うこと
- （ウ）キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においてキャリアセンス動作を要しない。
- （エ）キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、従来どおり空中線電力が 10mW 以下の場合とする。

イ 送信時間制限機能

現行では、送信 600 秒以内、休止 1 秒以上とし、電波を発射してから 600 秒以内であれば、休止時間なしで再送信が可能となっている。また、キャリアセンス機能が不要な空中線電力が 10mW 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下となっている。

今般、新たな用途に拡大するに際し、時間的共用性を高める観点、及び、空中線電力が 10mW 以下の場合であってもキャリアセンス機能を具備する場合は空中線電力が 10mW 超の条件と同等としても特段の問題は考えられないことから、以下のとおりとする。

- （ア）送信時間： 60 秒以内、 送信休止時間： 2 秒以上
- （イ）電波を発射してから 60 秒以内は、休止時間なしで再送信可

(ウ) 空中線電力が 10mW 以下かつキャリアセンス機能を備付けない場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第 6 条の 2 第 3 号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第 6 条の 2 第 3 号又は第 4 号に規定する機能を有しなければならないものとする。

(4) 電気通信回線へ接続する端末設備の識別符号

現行どおり、48 ビット以上とする。

2. 5. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、150MHz 帯の周波数変調方式等の無線機器及び既存の特定小電力無線局の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

ただし、空中線接続端子がない場合の測定方法は、空中線電力が等価等方輻射電力の場合であって試験時に測定用の空中線端子を設けることが困難な場合にのみ適用すること。

(1) 周波数の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(ア) の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(ア) 測定条件

a 測定場所の条件

空中線接続端子がない場合においては、昭和 63 年郵政省告示第 127 号(発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法)の条件に準じて、試験機器を木その他絶縁材料により作られた高さ 1.5 m の回転台の上に設置して測定することとし、測定距離 3 m の 5 面電波暗室又は床面反射のあるオープンサイト若しくはそれらのテストサイトとすること。この場合、テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが 60 cm を超える場合は、測定距離をその 5 倍以上として測定すること。

b 試験機器の条件

空中線接続端子がない場合においては、電源ケーブル、外部インターフェースケーブル等のケーブルが付属する場合、空中線の形状が変化する場合及び金属

板等により放射特性が影響を受ける場合においては最大の放射条件となる状態を特定して測定する。なお、動物に取り付けた状態で測定することを要しない。

(2) 占有周波数帯幅

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(3) 空中線電力の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を、尖頭電力で規定される電波型式の測定は尖頭電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／バースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力とする。また、尖頭電力を測定する場合は尖頭電力計等を用いる。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との損失等を補正する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、アと同様にして測定すること。

なお、スペクトルアナライザを用いる場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の測定値より広く設定して測定し置換法により等価等方輻射電力を求める。なお、測定値が許容値を十分下回る場合は測定用空中線の絶対利得等を用いて換算する方法でも良い。

ただし、偏波面の特定が困難な場合は、水平偏波及び垂直偏波にて求めた空中線電力の最大値に3dB加算すること。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（バースト波にあっては、バースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び上記(3)イと同様にして測定すること。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び上記(3)イと同様にして測定すること。

(6) 送信・休止時間制限

ア 空中線接続端子がある場合

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を0Hz（ゼロ・スパン）として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザのIF出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件又は適当なRF結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ(ア)の条件として、ア及び(3)イと同様にして測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

エ 結束送信時におけるキャリアセンス動作の確認については、結束送信しようとする全てのチャネルにおいてキャリアセンスの動作を確認する。確認方法の一例としては、結束送信を行う各チャネルの中心周波数に規定レベルの無変調信号を入力し、結束した電波を送信しないことを確認する。

第3章 400MHz帯無線電話、400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用、 テレコントロール用及びデータ伝送用の高度化

3. 1 400MHz帯無線電話、400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール 用及びデータ伝送用の概要と現状

総務省の電波の利用状況調査における「免許を要しない無線局」の出荷台数によれば、400MHz帯無線電話は、ここ数年において、毎年約40万台の無線設備が、400MHz帯テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用は、毎年約130万台の無線設備が市場導入されているところである。特に400MHz帯テレメーター用、テレコントロール用やデータ伝送用については、産業分野における無人化・機械化による業務の効率化が進む中で、遠隔制御などの利用が増加しており、周波数が逼迫しているところである。

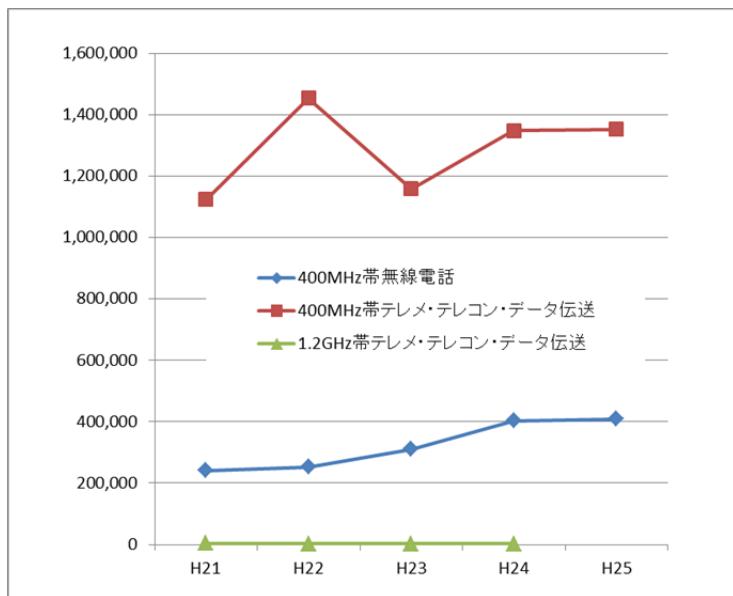


図3-1 出荷台数の推移

特定小電力無線局の免許不要局においては、現在、400MHz帯：12.5kHz、1,200MHz帯：25kHzの最小chセパレーションとなっているところである。近年、150MHz帯及び400MHz帯の業務用無線にデジタル・ナロー通信方式が導入されて以来、約10年を経過し、簡易無線局をはじめ、各種業務用無線において、6.25kHzのchセパレーションによる無線設備が普及しつつある。

狭帯域デジタル通信方式においては、現在の周波数利用効率を2～3倍向上するほか、デジタル通信による秘匿性やデータ伝送の容易化が図られることにより、より利便性の向上につながるものとなる。

また、一方で、400MHz帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のように普及台数が極めて多く、使用周波数が逼迫している状況であり、ナロー化技術の導入は、これらの使用周波数を将来的に倍増させ、より使いやすい環境の構築に大きく貢献できるものとなる。

3. 1. 1 400MHz 帯無線電話の概要と現状

特定小電力無線局の400MHz帯無線電話は、特定小電力トランシーバーとも呼ばれ、無線局の免許申請や無線従事者が不要で、購入してすぐに使える手軽なコミュニケーションツールとして広く普及している。携帯電話にない同報性とダイヤルなしですぐに通話できる即時性を有し、誰にでも容易に使用できる。ガイドラインによりレジャー用とビジネス用に周波数が分けられていた時期もあったが、携帯電話の普及と共に殆どがビジネス用途になり、近年では特に都心部で利用者が多く周波数がひっ迫している。一般的な特定小電力トランシーバーは、図3-2の形状で、レストラン内の連絡用、イベントの会場やショッピングモールでの業務連絡用、博物館・水族館などの案内用、配送センターでの指示等に使用される。

空中線電力は最大10mWで近距離通信に限定されるが、中継器（図3-2）を使用することにより、通話距離が約2倍に拡大でき、また、壁などの障害があり電波が直接届きにくい場所での通話も可能で、例えば大規模ショッピングモールや、複雑なレイアウトの飲食店等でも、効率的に通話できるようになる。

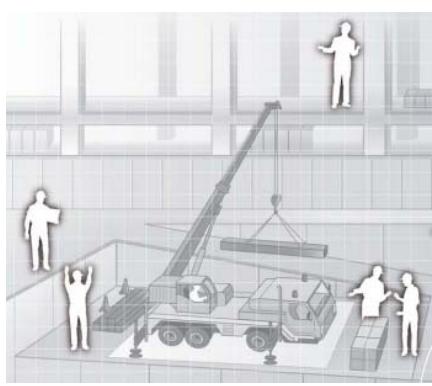


図3-2 特定小電力無線局の携帯機、中継器

図3-3 クレーンの玉掛け作業

通信方式としては、交互に送信する1波单信方式、中継器を介して交互に送信を行う2波半複信方式、また携帯電話と同様に二者間で同時通話ができる複信方式もある。また複信方式で多者間同時通話ができる空中線電力1mWの作業連絡用無線局もあり、ビル建設で玉掛けと呼ばれるクレーン作業（図3-3）、港湾作業、イベント業又は、放送事業等に使用される。チャネル間隔は、12.5kHzであるが6.25kHzインターリーブになっており、チャネル数は比較的多いが、玉掛け作業ではビルの上で使用されたことが多いため、空中線電力1mWでも混信が多い状況であり、作業の性格上音声遅延が少ないとが必須である。

特定小電力無線局の無線電話のARIB標準規格は下記のように分かれます。

- ・ RCR STD-20 特定小電力無線局無線電話用無線設備
- ・ RCR STD-31 空中線電力1mw以下の陸上移動業務の無線局（作業連絡用）の無線設備（電波の型式、通信方式、使用周波数及び空中線電力はRCR STD-20に記載されている）

ほとんどの場合、通話時間を自動的に3分以内に制限し、2秒の休止をしなければその後の通信ができない機能を備える方式をとっている。しかし空中線電力が1mW以下の無線局は通話時間の制限機能はなく連続通話ができる。

また無線知識のない人に使用されることが多いため、通話中の他社の交信に妨害を与えないように、キャリアセンスが装備され、一定レベル以上の受信信号（絶対利得が2.14dBの空中線に誘起する電圧が7μV以上）があると送信を禁止する機能も備わっている。しかし空中線電力が1mW以下の作業連絡用無線局はキャリアセンスを装備しなくても良いとされている。周波数やチャネル数等は表3-1のとおりである。

表3-1 特定小電力無線局の無線電話の通信方式、周波数、チャネル数及び空中線電力

通信方式	周波数	チャネル数	空中線電力
単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式	422.0500～422.1875MHz (12.5kHz 間隔)	11ch+制御 ch	10mW 以下
	422.2000～422.3000MHz (12.5kHz 間隔)	9ch	
同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421.5750～421.8000Hz と 440.0250～440.2500MHz のペア (12.5kHz 間隔)	18ch+制御 ch	10mW 以下
	421.8125～421.9125MHz と 440.2625～440.3625MHz のペア (12.5kHz 間隔)	9ch	
同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	413.70000～414.14375 MHz (子局用) と 454.05000～454.19375 MHz (親局用) (12.5kHz 間隔／6.25kHz インターリーブ)	子局用が72ch 親局用が24ch	1mW 以下 (作業連絡用)

電波型式は下記に示すとおり、アナログ・デジタルの様々な電波形式認められているが、RCR STD-31に規定されている作業連絡用無線局はF2D又はF3Eに限定されている。

F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D、D1E、D2D、D2E、D3E、D7E、又は D7W

特定小電力無線局の無線電話機は、周波数と電波型式とが一致すれば、音声通話やスクレッチ等の基本的な機能についてはどのメーカーのどの機種とも相互通話ができる。しかし最近のものは、個別呼出し通信、グループ呼出し通信、緊急呼出し通信、秘話機能等のメーカー独自の機能を備えるものが多い。一般的な機能例は下記のとおり。

CTCSS (アナログトーン)、CDCSS (デジタルトーン)、電池残量警告機能、VOX機能、コンパンダ機能、マイク感度・スクレッチ調整機能、受信専用機能、呼出レベル機能、パワーセーブ機能、トーンバースト機能

携帯機の電源は一般に電池が使われる。充電式電池や単3乾電池が利用でき、電池に

による運用時間は受信 1 : 送信 1 : 待受 8 の割合で、充電式電池で 20 から 30 時間、単 3 乾電池 3 本を使うもので約 50 時間、単 3 乾電池 1 本のもので約 30 時間が通例である。

特定小電力無線局の無線電話機は業務用として使われることも多いため、コンパクトで堅牢な構造となっている。防塵や防水特性も機種によって IP54 規格（粉塵や水飛まつの防護）から IP67 規格（完全防塵で水没の防護）まで強化されたものもある。チャネル間隔 12.5kHz のデジタル無線局もあり、4 値 FSK や GFSK 変調方式が使われている。デジタル無線機は、ネットワークに接続できるものもあり、電波の届きにくいところにネットワーク接続できる中継器を介して電波が直接届きにくい相手との通話が可能になり、インターネット回線を利用して遠隔地との交信も可能になる。

表 3-2 無線電話用特定小電力無線局の出荷台数

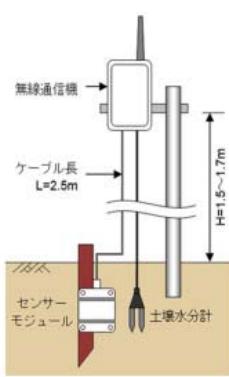
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
400MHz 帯音声電話*	252,841 台	310,252 台	403,465 台	408,515 台

* 平成 23 年度、平成 26 年度利用状況調査結果（調査対象：770MHz 以下 (H23)、714MHz 以下 (H26) の周波数帯）

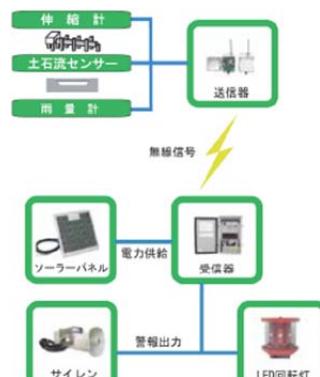
3. 1. 2 400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の概要と現状

本委員会報告に係るテレメーター用、テレコントロールシステム用及びデータ伝送用特定小電力無線局は、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯の電波を利用し、遠隔制御するためのデータや遠隔測定したデータを伝送するものである。

具体例として、テレメータ分野では、河川、ダムなどの水位情報の伝送、地滑りや斜面崩壊等検知・通報、土石流等の災害検知・通報、インフラ監視などに利用されている。



地滑り検知



土石流検知

図 3-4 テレメータの利用例

テレコントロール分野では、主に産業用途として、製鉄所の天井走行型クレーンやチーンブロック等の制御、高炉開孔機（溶鉱炉のふたを開閉するための装置）の制御、無人搬送台車の制御、建設機械・重機の制御（無人化施工）、監視カメラの制御等で使用

されており、常に安全で見やすい位置で操縦できること、一人操作により作業要員が少なくてすむこと等のメリットが認められ、主に鉄鋼業を中心として多数使用されている。

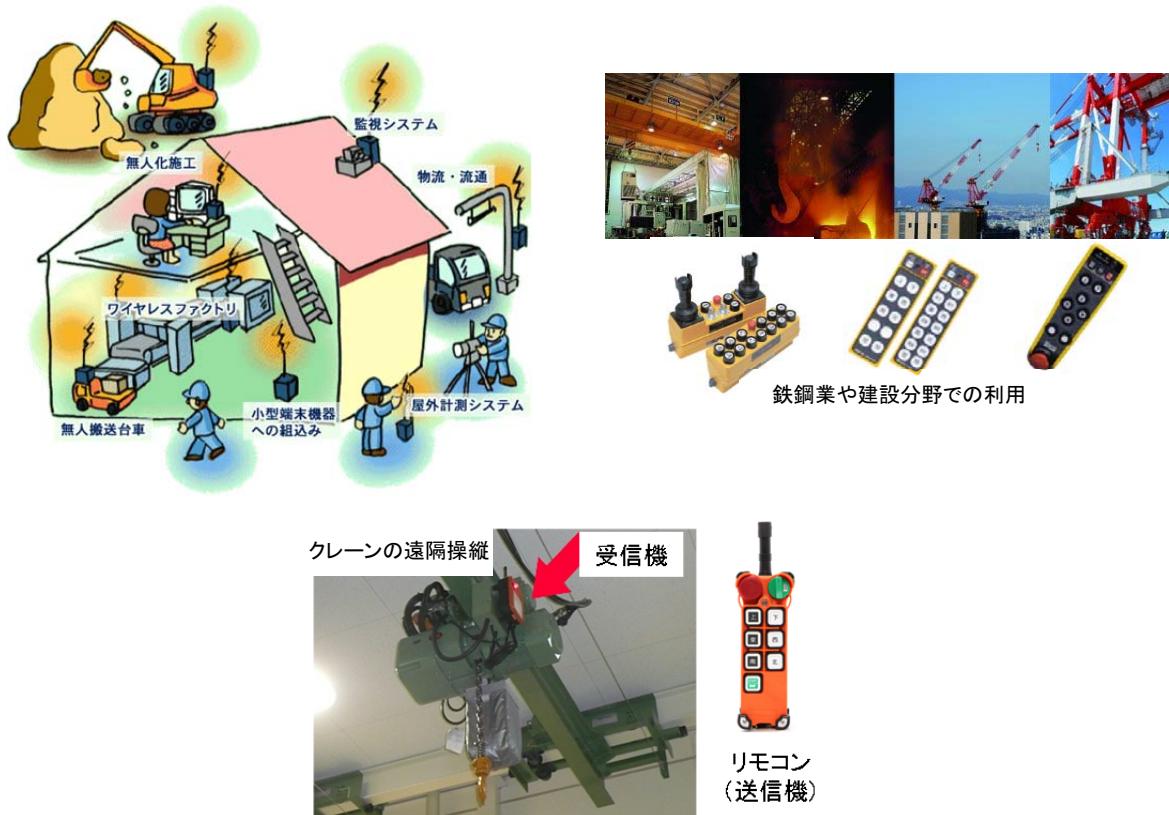


図3-5 テレコントロールの利用例

総務省の電波の利用状況調査（平成23年度～平成26年度）によれば、その出荷台数は、毎年100万台前後であり、免許不要の特定小電力無線局では小電力セキュリティシステムと並んで、最も普及している無線局の一つである。

表3-3 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用
特定小電力無線局の出荷台数

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
400M帯テレメータ用・ テレコン・データ※1	1,453,214台	1,158,785台	1,348,811台	1,352,923台
400M帯 音声電話※1	252,841台	310,252台	403,465台	408,515台
1.2G帯テレメータ用・ テレコン・データ※2	2,022台	1,753台	2,298台	—

※1 平成23年度、平成26年度利用状況調査結果（調査対象：770MHz以下(H23)、714MHz以下(H26)の周波数帯）

※2 平成25年度利用状況調査結果（調査対象：714MHzを超える3.4GHz以下の周波数帯）

3. 2 新たなニーズ

【400MHz 帯無線電話】

現在、無線電話はレジャー用途のほか、販売店、飲食店、遊技店、工事現場、交通誘導などに利用されているが、広い店舗内や工事現場では建物構造などの影響により中継器を利用しても一部不感エリアが生じるなど通信範囲の課題がある。一方、増力による通信範囲の拡大は、混信の増大、ひいては使用可能機会の減少を招く恐れがある。

無線電話のデジタル化のメリットとしては、秘話機能、発信者・GPS情報などのデータ通信の附加機能の実現が挙げられる。

421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下及び 440.259375MHz 以上 440.359375MHz 以下の周波数は、主に中継器利用システムに活用されている周波数帯であり、無線電話で使用可能な他の周波数帯に比べ、利用率は少ない周波数帯である。

このため、デジタル方式に限定して当該周波数帯の空中線電力を増力し、これまでの通信距離確保の課題解決に加え、デジタル化による附加機能を利用した新たな利用が期待されている。このことは、当該周波数帯利用の活性化やアナログからデジタルへの移行推進にもつながるものと考えられる。

【テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用】

免許不要で、山間部など、電話網でカバーできない場所においても使用でき、産業機械のコントロールのほか、災害を未然に防ぐ、或いは災害発生をいち早く伝達したり、害復旧現場などでも活用されているが、400MHz 帯で連続送信が利用できるチャネルは 40ch で、飽和状態となっている。

ナローバンド化によりこれまで以上のチャネル数の確保が必要であることに加えて、安全に関わる利用もされていることを鑑みれば、連続送信が可能であることは大きな利点である。

このため、現在連続送信が可能となっている既存システムの存在も考慮し、現在、送信制限のあるチャネルについても、既存システムへの影響がない一定の条件（空中線電力が小さいなど）の下で、連続送信を可能とすることが求められている。

3. 3 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件に係る検討

3. 3. 1 周波数帯

ア 400MHz 帯無線電話

ナロー化の対象は、現在作業連絡用として 12.5kHz (6.25kHz インターリーブ) で使用されている 413.7MHz～414.14375MHz 及び 454.05MHz～454.19375MHz の周波数帯以外のものとする。

イ 400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用

ナロー化の対象は、現在これらのシステムに割り当てられている全ての周波数帯とする。

3. 3. 2 チャネル間隔及び周波数配置

現在、400MHz 帯無線電話及びテレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用については 12.5kHz 間隔（一部 25kHz 間隔）、1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用については 25kHz 又は 50kHz 間隔となっている。

400MHz 帯については、業務用無線の狭帯域デジタル技術を参考とし、現在のチャネル間隔 12.5kHz の半分である「6.25kHz」、また、1,200MHz 帯についても現在のチャネル間隔 25kHz の半分である「12.5kHz」のチャネル間隔とすることが適当である。

ナローバンドの周波数配置については、以下、①インターリーブ方式と②周波数オフセット方式の 2 案がある。

一般的には、現行のアナログと同一の周波数ポイントを基点とした①インターリーブ方式となるが、特定小電力無線局においては、免許不要の周波数帯であり、業務用無線の周波数帯と比べ、将来的な周波数移行の可能性が低いことから、同帯域内でより周波数の有効活用を考えることが適当と考えられる。

現行のアナログ周波数と共にした場合、インターリーブ方式の場合は、両サイドのチャネルに干渉を与える可能性があるが、±3.125kHz ずらした周波数オフセット方式を採用することにより、他のアナログ周波数への干渉を抑えることができ、かつ、ch 数もより多く確保できることから、帯域内分割となる②の周波数オフセット方式とすることが適当と考えられる。

なお、ch 間隔は 6.25kHz のものについては、後述の周波数許容偏差を踏まえ、使用周波数帯の両端の周波数は割り当てないことが適当である。

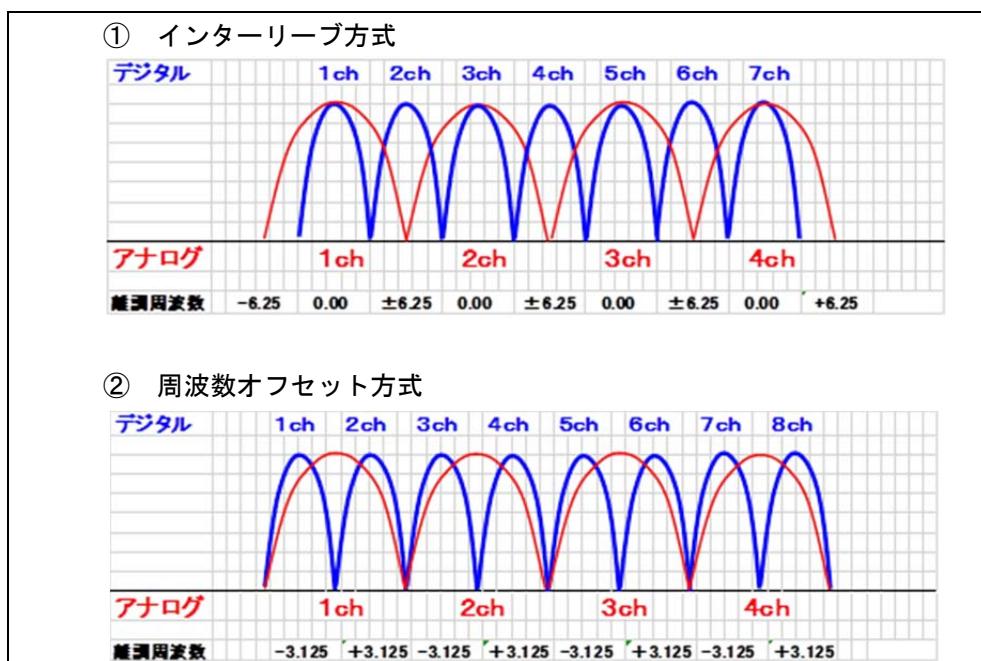


図3-6 ナロー化として考えられる方式

3. 3. 3 占有周波数帯幅

400MHz 帯デジタル簡易無線と同様の狭帯域デジタル規格として、チャネル間隔が 6.25kHz のものの占有周波数帯幅の許容値については、「5.8kHz」とすることが適当である。

また、1,200MHz 帯については、チャネル間隔が 12.5kHz のものを追加するが、この場合の占有周波数帯幅の許容値については周波数の許容偏差を踏まえ、「8.5kHz」とすることが適当である。

3. 3. 4 通信方式、電波の型式

現在と同様であり特段の変更は生じないが、ナロー化規格の変調方式については、デジタル方式とし、相互接続性の確保及びシステムの低廉化の観点から、現在、業務用無線等で普及が進んでいる4値FSKとすることが望ましい。

表 3－4 400MHz 帯無線電話用の周波数配置（下線部を追加）

電波の型式	通信方式	周波数	チャネル間隔	占有周波数帯幅
F1D、F1E、 F2D、F2E、 F3E、F7W、 G1D、G1E、 G2D、G2E、 G7E、G7W、 D1D、D1E、 D2D、D2E、 D3E、D7E 又 は D7W	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	422. 196875～422. 296875MHz (17 波)	6. 25kHz	5. 8kHz
		422. 2～422. 3MHz (9 波)	12. 5kHz	8. 5kHz
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421. 809375～421. 909375MHz (17 波)	6. 25kHz	5. 8kHz
		440. 259375～440. 359375MHz (17 波)		
	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	421. 8125～421. 9125MHz (9 波)	12. 5kHz	8. 5kHz
		440. 2625～440. 3625MHz (9 波)		
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	422. 053125～422. 190625MHz (23 波) * 422. 184375、422. 190625MHz は制御 ch	6. 25kHz	5. 8kHz
		422. 05～422. 1875MHz (12 波) * 422. 1875MHz は制御 ch	12. 5kHz	8. 5kHz
F2D 又は F3E	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421. 578125～421. 803125MHz (37 波) 440. 028125～440. 253125MHz (37 波) * 421. 796875、421. 803125、 440. 246875、440. 253125 は制御 ch	6. 25kHz	5. 8kHz
		421. 575～421. 8MHz (19 波) 440. 025～440. 25MHz (19 波) * 421. 8、440. 25MHz は制御 ch	12. 5kHz	8. 5kHz
		413. 7～414. 14375MHz (72 波) 454. 05～454. 19375MHz (24 波)	12. 5kHz (インターリーフ 6. 25kHz)	8. 5kHz

表3－5 400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用
の 周波数配置（下線部を追加）

電波の型式	通信方式	周波数	チャネル間隔	占有周波数帯幅
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、D7D 又はD7F	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	426.028125～426.134375MHz (18波)	6.25kHz	5.8kHz
		426.025～426.1375MHz (10波)	12.5kHz	8.5kHz
		426.0375、426.0625、426.0875及び 426.1125MHz (4波)	25kHz	16kHz
	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	429.178125～429.734375MHz (90波)	6.25kHz	5.8kHz
		429.175～429.7375MHz (46波)	12.5kHz	8.5kHz
	単向通信方式、 单信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複 信方式	429.815625～429.921875MHz (18波) <u>449.715625～449.821875MHz (18波)</u> <u>449.840625～449.884375MHz (8波)</u> <u>469.440625～469.484375MHz (8波)</u> * 429.921875、449.821875、449.88437、 469.484375MHz は制御ch	6.25kHz	5.8kHz
		429.8125～429.925MHz (10波) 449.7125～449.825MHz (10波) 449.8375～449.8875MHz (5波) 469.4375～469.4875MHz (5波) * 429.925、449.825、449.8875、 469.4875MHz は制御ch	12.5kHz	8.5kHz
		1216.00625～1216.99375MHz (80波) * 1216.00625、1216.01875、 1216.50625、1216.51875MHz は制御ch	12.5kHz	8.5kHz
		1216.0125～1216.9875MHz (40波) * 1216.0125、1216.5125MHz は制御ch	25kHz	16kHz
		1216～1217MHz (21波) * 1216MHz は制御ch	50kHz	32kHz
	単向通信方式、 单信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複 信方式	1252.00625～1252.99375MHz (80波) * 1252.00625、1252.01875、 1252.50625、1252.51875MHz は制御ch	12.5kHz	8.5kHz
		1252.0125～1252.9875MHz (40波) * 1252.0125、1252.5125MHz は数制ch	25kHz	16kHz
		1252～1253MHz (21波) * 1252MHz は制御ch	50kHz	32kHz

3. 3. 5 周波数の許容偏差

周波数の許容偏差については、隣接 ch への影響を考慮する必要がある。

400MHz 帯については、急速に普及しつつあるデジタル簡易無線局の技術的条件を踏まえ、かつ、10mW 以下の小電力の無線局でデジタル簡易無線局（周波数の許容偏差は 4 値 FSK で $\pm 1.5\text{ppm}$ 以内、 $\pi/4$ シフト QPSK で $\pm 0.9\text{ppm}$ 以内）の 1W に対して $1/100$ と小さく、他の無線局への影響が少ないと想定し、 $\pm 2\text{ppm}$ 以内とすることが適当である。

また、同様に 1,200MHz 帯においては、ch 間隔 12.5kHz のものは、 $\pm 2\text{ppm}$ 以内の許容偏差が必要と考えられる。

表 3-6 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数の許容偏差（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	<u>チャネル間隔が 6.25kHz のもの</u> (±) 2×10^{-6} <u>チャネル間隔が 12.5kHz のもの</u> (±) 4×10^{-6}
400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<u>チャネル間隔が 6.25kHz のもの</u> (±) 2×10^{-6} <u>チャネル間隔が 12.5kHz のもの</u> (±) 4×10^{-6} <u>チャネル間隔が 25kHz のもの</u> * (±) 4×10^{-6} (※ 占有周波数帯幅が 12kHz 以下の場合は (±) 10×10^{-6})
1,200MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<u>チャネル間隔が 12.5kHz のもの</u> (±) 2×10^{-6} <u>チャネル間隔が 25kHz のもの</u> (±) 3×10^{-6} <u>チャネル間隔が 50kHz のもの</u> (±) 4×10^{-6}

3. 3. 6 空中線電力

デジタル化のメリットとして、秘話機能、発信者・GPS 情報などのデータ通信の付加機能の実現が上げられるが、さらに増力を可能とすることにより、必要な通信距離の確保が可能である。

現在、無線電話は販売店、飲食店、遊技点、工事現場などで利用されているが、広い店舗内や工事現場では建物構造などの影響により中継器を利用して一部不感エリアが生じるなど通信範囲の課題がある。

現在、421.8125～421.9125MHz 及び 440.2625～440.3625MHz の周波数は、中継器利用に活用されている周波数帯であり、無線電話の使用可能な他の周波数帯に比べ、利用率は少ない周波数帯である。

このため、当該周波数帯を利用の活性化をはじめ、特殊な利用環境における通信確保の課題解決が可能となることから、ナロー化規格の促進の観点から、当該周波数についてナロー化規格に限り、限定的に空中線電力を 100mW まで増力することとする。

他の周波数帯については、現行規格の周波数において規定されている空中線電力と同等とする。

表3－7 空中線電力の上限を100mWとする無線電話用周波数

周波数	チャネル間隔	占有周波数帯幅	空中線電力
421.809375～421.909375MHz (17波)			
440.259375～440.359375MHz (17波) (チャネル間隔 6.25kHz のものに限る。)	6.25kHz	5.8kHz	100mW 以下

3. 3. 7 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力については、現行規定及びデジタル簡易無線局等の技術的条件を踏まえ、以下のとおりとすることが適当である。

表3－8 400MHz帯無線電話、400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の隣接チャネル漏えい電力（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	<ul style="list-style-type: none"> ・チャネル間隔が 6.25kHz のもの <u>搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u> ・チャネル間隔が 12.5kHz のもの <u>搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u>
400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<ul style="list-style-type: none"> ・チャネル間隔が 6.25kHz のもの <u>搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u> ・チャネル間隔が 12.5kHz のもの <u>搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u> ・チャネル間隔が 25kHz のもの <u>搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u>
1,200MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<ul style="list-style-type: none"> ・チャネル間隔が 12.5kHz のもの <u>変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u> ・チャネル間隔が 25kHz のもの <u>変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・チャネル間隔が 50kHz のもの 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 50kHz 離れた周波数(±)16kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと。
--	---

3. 3. 8 送信時間制限装置

400MHz 帯のテレメ・テレコン・データにおいては、現在、429.8125～429.925MHz、449.7125～449.8875MHz 及び 469.4375～469.4875MHz の周波数帯は、現在、比較的混み合っていない状況にあるため、ナロー化の導入を促進する観点から、ナロー化規格に限り送信時間制限を緩和することにより、利便性の向上を図る。

表 3－9 400MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の送信時間制限装置の備付けを要しない条件（下線部を追加）

400MHz 帯 テレメ・ テレコン・ データ	<p>以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・429.25MHz 以上 429.7375MHz 以下、1216.0375MHz 以上 1216.5MHz 以下及び 1252.0375MHz 以上 1252.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの ・1216.5375MHz 以上 1217MHz 以下及び 1252.5375MHz 以上 1253MHz 以下の周波数の電波を使用するもののうち、EIRP が 2.14dBm 以下のもの ・空中線電力が 1mW 以下のものであって、429.815625～429.921875MHz、 <u>449.715625～449.821875MHz、449.840625～449.884375MHz 及び 469.440625</u> <u>～469.484375MHz の周波数の電波を使用する狭帯域規格（チャネル間隔 6.25kHz）のもの（ただし、制御チャネルは除く。）</u>
----------------------------------	--

3. 3. 9 キアリーセンス

現状と同等の条件とするが、キャリアセンスレベルについては、現在、「絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧」の値による規定となっている。

現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号発生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測定時は標準信号発生器で終端されているにかかわらず、 $7\mu V$ や $4.47\mu V$ の規定の値は開放値であり混乱を招きやすい。

これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値しかなく、海外を含め最近の主流となっており分かり易く、利便性のメリットがある。

このため、キャリアセンスレベルについて、現状と同等のものを適用するが、現在の 920MHz 帯システムのように、受信入力点での電力換算値（50Ω 系）で表示することとする。

表3-10 400MHz帯無線電話、400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数のキャリアセンス条件（下線部を変更）

	現在	変更後
400MHz帯無線電話	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル： <u>絶対利得が2.14dBの空中線に誘起する電圧が7μV以上</u> ・空中線電力が、1mW以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。 ・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合： 空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7MHz以上414.14375MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上</u> ・空中線電力が、1mW以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。 ・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合： 空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7MHz以上414.14375MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの
400MHz帯テレメ・テレコン・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル： <u>絶対利得が2.14dBの空中線に誘起する電圧が7μV以上</u> ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合： 426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上</u> ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合： 426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの
1,200MHz帯テレメ・テレコン・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル： <u>2.14dBiの空中線に誘起する電圧が4.47μV以上</u> ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンスレベル：<u>受信入力電力の値が給電線入力点において-100dBm以上</u> ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。

3. 3. 10 空中線の利得

400MHz帯無線電話の空中線利得については、現行規定において原則2.14dBi以下、ただし、一定のEIRP以下であれば空中線利得を補うことが可能となっている。

400MHz 帯無線電話の一部の周波数については、ナロー化規格に限り空中線電力の上限を 10mW から 100mW に引き上げることとするが、許容される EIRP の上限もこれに伴って引き上げることとする。

表 3-11 400MHz 帯無線電話の空中線の利得（下線部を追加）

400MHz 帯 無線電話	<ul style="list-style-type: none">413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数を使用するもの : EIRP が 2.14dBm 以下となる空中線利得であること<u>421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下及び 440.259375MHz 以上</u> <u>440.359375MHz 以下の周波数のうちチャネル間隔 6.25kHz のものを使用するもの : EIRP が 22.14dBm 以下となる空中線利得であること</u>その他の周波数を使用するもの : EIRP が 12.14dBm 以下となる空中線利得であること
------------------	---

以上を踏まえ、周波数等について一覧表としたものが表 3-12～表 3-14 である。

表3-12 400MHz帯無線電話用の周波数配置（赤、緑は制御チャネル）

ch 間隔 ch 数	10mW		10mW ⇒ 100mW(狭帯域デジタルのみ)		10mW		10mW		10mW		1mW		
	単向、単信、同報		同報、半複信、複信		単向、単信、同報		同報、半複信、複信		30秒送信、2秒休止（※）		同報、半複信、複信		
	30秒、2秒休止		30秒送信、2秒休止		30秒送信、2秒休止		30秒送信、2秒休止		30秒送信、2秒休止		30秒送信、2秒休止		
	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	
9	17	9	17	9	17	12	23	19	37	19	37	36	36
422.2	422.196875 422.203125	421.8125 421.815625	421.809375 421.815625	440.2625 440.265625	440.259375 440.265625	422.05	422.053125 422.059375	421.575 421.5875	421.578125 421.584375	440.025 440.0375	440.028125 440.034375	413.7 413.7125	413.70625 413.71875
422.2125	422.209375 422.215625	421.825 421.828125	421.821875 421.828125	440.275 440.278125	440.271875 440.284375	422.0625	422.065625 422.071875	421.5875 421.603125	421.598125 421.609375	440.0375 440.046875	440.040625 440.053125	454.05 454.0625	454.05625 454.06875
422.225	422.221875 422.228125	421.8375 421.840625	421.834375 421.840625	440.2875 440.290625	440.284375 440.296875	422.075	422.078125 422.084375	421.6 421.6125	421.596875 421.609375	440.05 440.0625	440.053125 440.059375	454.075 454.0875	454.08125 454.09375
422.2375	422.234375 422.240625	421.85 421.853125	421.846875 421.853125	440.3 440.3125	440.309375 440.315625	422.0875	422.090625 422.096875	421.6125 421.615625	421.6125 421.621875	440.0625 440.071875	440.065625 440.078125	454.1 454.1125	454.10625 454.11875
422.25	422.246875 422.253125	421.8625 421.865625	421.859375 421.865625	440.3125 440.315625	440.309375 440.315625	422.1	422.103125 422.109375	421.625 421.6375	421.621875 421.634375	440.075 440.0875	440.078125 440.090625	454.125 454.1375	454.13125 454.14375
422.2625	422.259375 422.265625	421.875 421.878125	421.871875 421.878125	440.325 440.3375	440.321875 440.334375	422.1125	422.115625 422.121875	421.6375 421.6625	421.634375 421.640625	440.0875 440.1125	440.09875 440.115625	454.15 454.1625	454.15625 454.16875
422.275	422.271875 422.278125	421.8875 421.890625	421.884375 421.890625	440.3375 440.340625	440.334375 440.346875	422.1375	422.134375 422.140625	421.6625 421.69375	421.659375 421.665625	440.1125 440.121875	440.109375 440.128125	454.175 454.1875	454.18125 454.19375
422.2875	422.284375 422.290625	421.9 421.903125	421.896875 421.903125	440.35 440.353125	440.346875 440.353125	422.15	422.146875 422.153125	421.675 422.171875	421.671875 421.703125	440.125 440.1375	440.128125 440.140625	454.1875 454.19375	454.19375
422.3	422.296875 422.2996875	421.9125 421.909375	421.909375 421.909375	440.3625	440.359375 440.3625	422.1625	422.159375 422.165625	421.6875 422.171875	421.678125 421.709375	440.1375 440.171875	440.143475 440.178125	(略)	
						422.175	422.178125 422.184375	421.7125 422.1875	421.703125 422.190625	440.175 440.2375	440.178125 440.243475	413.8 413.8625	413.80625 413.86875
						422.1875	422.190625 422.190625	421.725 422.198125	421.721875 422.190625	440.1875 440.2375	440.184375 440.240625	413.85 413.8875	413.85625 413.88125
								421.7375 421.7625	421.734375 421.765625	440.1875 440.2125	440.184375 440.209375	413.8625 413.8875	413.86875 413.89375
								421.775 421.7875	421.771875 421.784375	440.1875 440.22375	440.196875 440.221875	413.875 413.9	413.88125 413.90625
								421.7875 421.8	421.778125 421.796875	440.225 440.25	440.228125 440.246875	413.8875 414.05	413.89375 414.05625
												414.1375 414.14375	414.13125 414.14375

【1mW作業用は変更なし。】

413.7MHz以上414.1378MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下

※ 1mWのものは、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

表3-13 400MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数配置（赤、緑は制御チャネル）

ch 間隔 ch 数	100mW (EIRP:2.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)		1W (EIRP:12.14dBm)										
	単向、単信、同報	40秒送信、2秒休止 5秒送信、2秒休止(テレコ)※	単向、単信、同報	40秒送信、2秒休止	単向、単信、同報	連続送信	単向、単信、同報、半複信、複信	40秒送信、2秒休止 1mWの場合は連続送信を可能(追加)	単向、単信、同報、半複信、複信	40秒送信、2秒休止 1mWの場合は連続送信を可能(追加)	単向、単信、同報、半複信、複信	40秒送信、2秒休止 1mWの場合は連続送信を可能(追加)									
25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz	12.5kHz	6.25kHz									
4	10	18	6	11	20	40	20	39	10	18	10	18									
426.0375	426.0250 426.0375 426.04375 426.040625	429.1750 426.034375 429.1875 426.040625	429.2500 426.0500 429.196875 426.053125	429.5000 426.0509375 429.2625 426.046875 429.190625	429.5125 426.053125 429.2750 426.053125 429.196875 426.053125	429.5250 426.053125 429.2875 426.053125 429.2125 426.053125	429.5375 426.053125 429.284375 426.053125 429.209375 426.05625	429.549375 426.053125 429.503125 426.053125 429.509375 426.053125	429.5625 426.053125 429.3125 426.071875 429.2250 426.071875	429.5750 426.053125 429.321875 426.1000 426.103125	429.5875 426.109375 429.334375 426.1125 426.115625	429.6000 426.121875 429.3500 426.128125 429.3625 426.134375	429.6125 426.134375 429.3750 426.134375 429.3875 426.134375 429.4000 426.134375 429.4125 426.134375 429.4250 426.134375 429.4375 426.134375 429.4500 426.134375 429.4625 426.134375 429.4750 426.134375 429.4875 426.134375	429.6250 426.134375 429.6375 426.134375 429.6500 426.134375 429.6625 426.134375 429.6750 426.134375 429.6875 426.134375 429.7000 426.134375 429.7125 426.134375 429.7250 426.134375 429.7375 426.134375	429.621875 426.134375 429.628125 426.134375 429.634375 426.134375 429.646875 426.134375 429.659375 426.134375 429.671875 426.134375 429.684375 426.134375 429.690625 426.134375 429.696875 426.134375 429.709375 426.134375 429.715625 426.134375 429.721875 426.134375 429.728125 426.134375	429.815625 426.134375 429.821875 426.134375 429.834375 426.134375 429.840625 426.134375 429.846875 426.134375 429.853125 426.134375 429.859375 426.134375 429.865625 426.134375 429.871875 426.134375 429.878125 426.134375 429.884375 426.134375	449.7125 426.134375 449.7250 426.134375 449.7375 426.134375 449.7500 426.134375 449.7625 426.134375 449.7750 426.134375 449.7875 426.134375 449.8000 426.134375 449.8125 426.134375 449.8250 426.134375	449.715625 426.134375 449.728125 426.134375 449.734375 426.134375 449.740625 426.134375 449.746875 426.134375 449.753125 426.134375 449.759375 426.134375 449.765625 426.134375 449.771875 426.134375 449.778125 426.134375 449.784375 426.134375 449.790625 426.134375 449.796875 426.134375 449.803125 426.134375 449.809375 426.134375 449.815625 426.134375 449.821875	449.8375 426.134375 449.8500 426.134375 449.8625 426.134375 449.8750 426.134375 449.8875 426.134375	469.4375 426.134375 469.4500 426.134375 469.4625 426.134375 469.4750 426.134375 469.4875 426.134375	449.840625 426.134375 449.846875 426.134375 449.853125 426.134375 449.859375 426.134375 449.865625 426.134375 449.871875 426.134375 449.878125 426.134375 449.884375 426.134375

※ ただし、最初に電波を発射してから九〇秒以内の場合であって、送信時間の総和が五秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおりとする。

(1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒以内の場合 二秒

(2) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒を超える場合 その送信に要した時間の五分の二

表3-14 1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数配置（赤、緑は制御チャネル）

		1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報、半複信、複信 連続送信(制御ch除く。)※						1W (EIRP:12.14dBm) 単向、単信、同報、半複信、複信 40秒送信、2秒休止(制御chを除く。)※						
ch 間隔	ch 数	50kHz	25kHz	12.5kHz	50kHz	25kHz	12.5kHz	50kHz	25kHz	12.5kHz	50kHz	25kHz	12.5kHz	
		10	19	38	10	19	38		11	21	42	11	21	42
		1216.0000	1216.0125	1216.00625 1216.01875	1252.0000	1252.0125	1252.00625 1252.01875		1216.4875	1216.49375 1216.50625 1216.51875	1252.48125 1252.49375		1252.5000	1252.5125 1252.53125 1252.54375 1252.55625 1252.56875
1216.0500		1216.0375	1216.04375 1216.05625 1216.06875		1252.0500	1252.0375	1252.03125 1252.04375 1252.05625 1252.06875		1216.5375	1216.54375 1216.55625 1216.56875		1216.6000	1216.5875 1216.6125 1216.61875	1252.5875 1252.60625 1252.6125 1252.61875
1216.1000		1216.0875	1216.09375 1216.10625 1216.11875		1252.1000	1252.0875	1252.08125 1252.09375 1252.10625 1252.11875		1216.6500	1216.6375 1216.6625 1216.66875		1216.6500	1216.6375 1216.6625 1216.66875	1252.6500 1252.6625 1252.66875
1216.1500		1216.1375	1216.14375 1216.15625 1216.16875		1252.1500	1252.1375	1252.13125 1252.14375 1252.15625 1252.16875		1216.7000	1216.6875 1216.7125 1216.71875		1216.7000	1216.6875 1216.7125 1216.71875	1252.6875 1252.70625 1252.7125 1252.71875
1216.2000		1216.1875	1216.19125 1216.19375 1216.20625 1216.21875		1252.2000	1252.1875	1252.18125 1252.19375 1252.20625 1252.21875		1216.7500	1216.7375 1216.7625 1216.76875		1216.7500	1216.7375 1216.7625 1216.76875	1252.7375 1252.74375 1252.75625 1252.76875
1216.2500		1216.2375	1216.24375 1216.25625 1216.26875		1252.2500	1252.2375	1252.23125 1252.24375 1252.25625 1252.26875		1216.8000	1216.7875 1216.8125 1216.81875		1216.8000	1216.7875 1216.8125 1216.81875	1252.7875 1252.8125 1252.83125 1252.84375
1216.3000		1216.2875	1216.29125 1216.29375 1216.30625 1216.31875		1252.3000	1252.2875	1252.28125 1252.29375 1252.30625 1252.31875		1216.8500	1216.8375 1216.8625 1216.8875		1216.8500	1216.8375 1216.8625 1216.8875	1252.8375 1252.8625 1252.88625
1216.3500		1216.3375	1216.33125 1216.34375 1216.35625 1216.36875		1252.3500	1252.3375	1252.33125 1252.34375 1252.35625 1252.36875		1216.9000	1216.8875 1216.9125 1216.91875		1216.9000	1216.8875 1216.9125 1216.91875	1252.8875 1252.90625 1252.91875
1216.4000		1216.3875	1216.38125 1216.39375 1216.40625 1216.41875		1252.4000	1252.3875	1252.38125 1252.39375 1252.40625 1252.41875		1216.9500	1216.9375 1216.9625 1216.9875		1216.9500	1216.9375 1216.9625 1216.9875	1252.9375 1252.94375 1252.95625
1216.4500		1216.4375	1216.43125 1216.44375 1216.45625 1216.46875		1252.4500	1252.4375	1252.43125 1252.44375 1252.45625 1252.46875		1217.0000	1216.9875 1216.99375		1217.0000	1216.9875 1216.99375	1252.9875 1252.99375
※ 1216.5375～1217及び1252.5375～1253MHzの周波数でEIRP2.14dBmのものは、送信時間制限装置の備え付けを要しない。														

3. 3. 11 その他

3. 3. 11. 1 同一システム内の周波数共用検討

同一システム内の与干渉及び被干渉は、以下の組合せとなる。

表 3-15 同一システム内の共用パターン

被干渉 与干渉	ナロー化規格	従来規格
ナロー化規格	①	②
従来規格	③	

表 3-15 の①及び②については、ナロー化規格が与干渉となる場合である。この場合、①については、隣接チャネル漏えい電力やキャリアセンスの動作について、ナロー化規格同士の条件を考慮して設定しており、共用は可能である。

また、②については、ナロー化規格の周波数は、従来規格の周波数の帯域内となるため、既存無線局の受信機では同一 ch とみなされ、キャリアセンスにより検知可能となる。また、隣接 ch の周波数においては、既存無線局の帯域外となるため、キャリアセンスによる検知はされず、送信に支障はない。

③については、ナロー化規格が被干渉となる場合である。この場合、従来規格のものからの電波による干渉が支配的となり、①②（従来規格のもののキャリアセンス）と比べてキャリアセンス動作の割合が多くなることが想定される。よって、従来規格との混在の利用環境下において、送信条件が厳しくなることが想定されるが、新たに導入されるものであることから、既存無線局の保護の観点から望ましいと考える。

3. 3. 11. 2 電波防護指針の検討

本検討による変更後のシステムについては、1,200MHz 帯については空中線電力や空中線利得、送信時間について現行規定から特段の変更はなく、現状と同様の条件であることから特に問題はない。

一方、400MHz 帯については、無線電話の一部の周波数について、空中線電力の上限を 10mW から 100mW まで引き上げること、テレメータ・テレコントロール・データ伝送の一部の周波数について新たに連続送信を可能としている（空中線電力は 1mW）ため、400MHz 帯について検討を行う。

（1）電波防護指針の規格値

表 3-16 一般環境の電磁界強度（平均時間 6 分間）の規格値

周波数	電界強度の実効値 $E [V/m]$	磁界強度の実効値 $H [A/m]$	電力密度 $S [mW/cm^2]$
300MHz-1.5GHz	$1.585f (\text{MHz})^{1/2}$ (27.5-61.4) 400MHz : 31.7	$f (\text{MHz})^{1/2}/237.8$ (0.0728-0.163) 400MHz : 0.084	$f (\text{MHz})/1500$ (0.2-1) 400MHz : 0.267

(2) モデル検討

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 100mW 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : 2.14dBi

表 3-17 算出結果(平均時間 6 分間)(空中線電力を引き上げる無線電話を想定)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
7	31.66	0.084	0.266

→必要離隔 7cm

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 1mW 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : 2.14dBi

表 3-18 算出結果(平均時間 6 分間)(連続送信を可能とするテレメ・テレコ・データを想定)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
0.7	31.66	0.084	0.266

→必要離隔 0.7cm

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 100mW 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -2dBi

デューティ比 : 0.5

表 3-19 算出結果(平均時間 6 分間)(空中線電力を引き上げる無線電話を想定)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
3.08	31.59	0.084	0.265

→必要離隔 4cm

周波数 : 400MHz 帯 空中線電力 : 1mW 納電線損失 : 0dB アンテナ利得 : -2dBi

表 3-20 算出結果(平均時間 6 分間)(連続送信を可能とするテレメ・テレコ・データを想定)

アンテナと人体の距離 R [cm]	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力密度 S [mW/cm ²]
0.435	31.63	0.084	0.265

→必要離隔 0.5cm

(3) 結論

以下の理由から、人体に与える影響については、問題ないと考えられる。

ア 電波防護指針の一般環境の規格値を基準として考えると、2.14dBi のアンテナに空中線電力 100mW (本件で空中線電力を引き上げる無線電話を想定) を給電する場合においては人体から約 7cm、また、空中線電力 1mW (本件で連続送信を可能とするテレメータ・テレコントロール・データ伝送を想定) を給電する場合においては人体から約 0.7cm 離して利用すれば規定を満足する。

イ 実際の製品では、アンテナ利得が 2.14dBi よりも小さな値となる。本システムで空中線電力を引き上げる無線電話についてはアンテナ利得を -2dBi 、送信と受信の比率を $1:1$ 、すなわちデューティ比を 0.5 とすれば、必要離隔はさらに小さくなり 4cm となり、通話の際はPTT操作なども必要なことを考慮すれば、6分間連続して人体と 4cm の距離が維持されることは想定されない。

また、新たに連続送信を可能とするテレメータ・テレコントロール・データ伝送についても、空中線電力は最大 1mW のため、アンテナ利得を -2dBi とすれば、必要離隔は 0.5cm となり、6分間連続して人体 0.5cm の距離が維持されることは想定されない。

ウ 400MHz 帯のデジタル簡易無線の空中線電力（最大 5W ）や空中線利得（規定なし）、連続送信時間（5分）による影響を超えるものではない。

3. 4 400MHz 帯無線電話の技術的条件の技術的条件（下線部が現行からの変更箇所）

小電力無線設備のうち、400MHz 帯無線電話(413.7~414.14375MHz、454.05~454.19375MHz の作業連絡用を除く。)の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

3. 4. 1 一般的条件

(1) システムの定義

現行どおり、「無線電話（特定小電力無線局のラジオマイク、補聴援助用ラジオマイク及び音声アシスト用無線電話を除く。）」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、「F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D、D1E、D2D、D2E、D3E、D7E 又は D7W」とする。

(3) 通信方式

現行どおり、422.2~422.3MHz 及び 422.05~422.1875MHz の周波数帯内のものは「単向通信方式、单信方式又は同報通信方式」とし、421.8125~421.9125MHz、440.2625~440.3625MHz 及び 421.575~421.8MHz、440.025~440.25MHz の周波数内帯のものは「同報通信方式、複信方式又は半複信方式」とする。

(4) 周波数帯

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャネルを 2 分割するようなナロー化チャネルを新たに設ける。

新たに設けるナロー化規格のチャネル：

422.196875~422.296875MHz (17 波)

421.809375~421.909375MHz (17 波) 440.259375~440.359375MHz (17 波)

422.053125~422.190625MHz (23 波) *

421.578125~421.803125MHz (37 波) * 440.028125~440.253125MHz (37 波) *

* 422.184375、422.190625、421.796875、421.803125、440.246875、440.253125
は制御 ch

(5) チャネル間隔

周波数資源の有効利用のため、デジタル簡易無線等と同様の「6.25kHz」間隔のナロー化規格を追加することとする。現行規格のものは従来同様、12.5kHz 間隔とする。

(6) 空中線電力

421.809375~421.909375MHz 及び 440.259375~440.359375MHz の周波数については、ナロー化規格の促進及び利便性向上の観点から、チャネル間隔 6.25kHz のナロー化規格に限り、空中線電力の上限を「100mW」とする。

その他の周波数帯については、現行規格と同様、10mW とする。

(7) 送信空中線

空中線電力の上限を 100mW とする 421.809375~421.909375MHz 及び 440.259375~440.359375MHz のナロー化チャネルについては、等価等方輻射電力 (EIRP) が 22.14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

その他の周波数帯については、現行規格と同様、 $413.7\text{MHz} \sim 414.14375\text{MHz}$ 、 $454.05 \sim 454.19375\text{MHz}$ の周波数帯内のチャネルは EIRP が 2.14dBm 以下、それ以外の周波数帯のチャネルは EIRP が 12.14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3. 4. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

ナロー化規格のものについては $\pm 2\text{ppm}$ とし、現行規格のものは従来同様 $\pm 4\text{ppm}$ とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

ナロー化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、ナロー化規格のものについては 5.8kHz とし、現行規格のものは従来同様 8.5kHz とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限 20% 、下限 50% とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅
現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値

現行どおり、いずれも平均電力が $2.5\mu\text{W}$ 以下とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

ナロー化規格のチャネルについては、「搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の ($\pm 2\text{kHz}$) の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」とし、現行規格のものについては従来同様、「搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の ($\pm 4.25\text{kHz}$) の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」とする。

力 発振方式

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧を $7\mu\text{V}$ 以上とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とする。

(イ) 空中線電力が 1mW 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

(ウ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、 413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。

イ 送信時間制限機能

現行どおり、送信時間：30 秒以内（周波数制御チャネルは、0.5 秒以内）、送信休止時間：2 秒以上とし、以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない。

- ・通信時間を自動的に3分以内に制限し、かつ、通信終了後2秒経過しなければその後の通信を行わない機能を有するもの
- ・空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、 413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下、 421.575MHz 以上 421.8MHz 以下、 440.025MHz 以上 440.25MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号又は第4号に規定する機能を有しなければならないものとする。

3. 4. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(3) 空中線電力の偏差

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率(電波を発射している時間／バースト繰り返し周期)が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力をする。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

(4) スピリアス発射又は不要発射の強度

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスピリアス成分の平均電力(バースト波にあっては、バースト内の平均電力)を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスピリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(6) 送信・休止時間制限

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz (ゼロ・スパン) として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

3. 5 400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件（下線部が現行からの変更箇所）

小電力無線設備のうち、400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の技術的条件については、次のとおりとすることが適當である。

3. 5. 1 一般的条件

(1) システムの定義

現行どおり、「テレメーター（医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、国際輸送用データ伝送並びにミリ波データ伝送を除く。）用」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、「F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、D1F、D2D、D2F、D7D 又は D7F」とする。

(3) 通信方式

現行どおり、426.025～426.1375MHz 及び 429.175～429.7375MHz の周波数帯内のものは「単向通信方式、单信方式又は同報通信方式」とし、429.8125～429.925MHz、449.7125～449.825MHz、449.8375～449.8875MHz、469.4375～469.4875MHz、1216～1217MHz、1252～1253MHz の周波数内帯のものは「単向通信方式、单信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式」とする。

(4) 周波数帯

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャネルを 2 分割するようなナロー化チャネルを新たに設ける。

新たに設けるナロー化規格のチャネル：

426.028125～426.134375MHz (18 波)

429.178125～429.734375MHz (90 波)

429.815625～429.921875MHz (18 波) * 449.715625～449.821875MHz (18 波) *

449.840625～449.884375MHz (8 波) * 469.440625～469.484375MHz (8 波) *

1216.00625～1216.99375MHz (80 波) *

1252.00625～1252.99375MHz (80 波) +

* 429.921875MHz、449.821875MHz、449.884375MHz、469.484375MHz、1216.00625MHz、
1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、
1252.50625MHz、1252.51875MHz は制御 ch

(5) チャネル間隔

周波数資源の有効利用のため、ナロー化規格を追加することとし、従来の間隔に加え、400MHz 帯についてはデジタル簡易無線等と同様、「6.25kHz」間隔を、1,200MHz 帯については「12.5kHz」間隔を追加する。

(6) 空中線電力

現行どおり、426.025～426.1375MHz の帯域内のものは 100mW 以下、それ以外については 1W 以下とする。

(7) 送信空中線

現行どおり、EIRP が 12.14dBm 以下（426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあっては 2.14dB 以下）になる空中線利得であることとする。

また、送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあっては、その送信空中線は 0dBi 以上であり、かつ、EIRP は上述の値以下であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3. 5. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャネル間隔が 6.25kHz のものは $\pm 2 \times 10^{-6}$ 、1,200MHz 帯のチャネル間隔が 12.5kHz のものは $\pm 2 \times 10^{-6}$ として規定する。

イ 占有周波数帯幅の許容値

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャネル間隔が 6.25kHz のものは 5.8kHz、1,200MHz 帯のチャネル間隔が 12.5kHz のものは 8.5kHz として規定する。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、400MHz 帯は上限 20%、下限 50%、1,200MHz 帯は上限 50%、下限 50%とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参考帯域幅
現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値
現行どおり、いずれも平均電力が $2.5 \mu W$ 以下とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定に加え、ナロー化規格として、400MHz 帯のチャネル間隔が 6.25kHz のものは「搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」、1,200MHz 帯のチャネル間隔が 12.5kHz のものは「変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」として規定する。

カ 発振方式

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が $4nW$ 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対利得が $2.14dB$ の空中線に誘起する電圧を $7 \mu V$ 以上 (400MHz 帯) 又は $4.47 \mu W$ 以上 (1,200MHz 帯) とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、以下のとおりとする。

(ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利便性の高い電力値に換算し、400MHz 帯については「受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm 以上」、1,200MHz 帯については「受信入力電力の値が給電線入力点において-100dBm 以上」とする。

(イ) 空中線電力が $10mW$ を超える場合は、 $2.14dB_i$ の空中線に $10mW$ の空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。

(ウ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、 $426.025MHz$ 以上 $426.1375MHz$ 以下の周波数の電波を使用するものとする。

イ 送信時間制限機能

狭帯域化の導入を促進する観点から、 $429.815625\sim429.921875MHz$ 、 $449.715625\sim449.821875MHz$ 、 $449.840625\sim449.884375MHz$ 及び $469.440625\sim469.484375MHz$ の周波数帯において、空中線電力が $1mW$ 以下かつナロー化チャネル（制御チャネルを除

く。) のものに限り、連続送信を可能とし、送信時間制限装置の備付けを要しないこととする。

その他は、現行どおりとする。

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号又は第4号に規定する機能を有しなければならないものとする。

3. 5. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(3) 空中線電力の偏差

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を測定する。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率(電波を発射している時間／バースト繰り返し周期)が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力とする。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との間の損失等を補正する。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

標準符号化試験信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力(バースト波にあっては、バースト内の平均電力)を、スペクトルアナライザ等を

用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参考帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子の間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とする。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(6) 送信・休止時間制限

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz (ゼロ・スパン) として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

V 検討結果

陸上無線通信委員会は、情報通信審議会諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（平成 14 年 9 月 30 日諮問）のうち、「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」について、別添のとおり一部答申（案）をとりまとめた。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 構成員

平成 27 年 ● 月 ● 日現在

	氏名	現職
主査 委員	安藤 真	東京工業大学 理事・副学長（研究担当） 産学連携推進本部長
専門委員	飯塚 留美	(一財) マルチメディア振興センター 電波利用調査部 研究主幹
"	伊藤 数子	特定非営利活動法人 STAND 代表理事
"	大寺 廣幸	(一社) 日本民間放送連盟 常勤顧問
"	小笠原 守	日本電信電話(株) 技術企画部門 電波室長
"	加治佐 俊一	日本マイクロソフト(株) 兼 マイクロソフトディベロップメント(株) 技術顧問
"	川嶋 弘尚	慶應義塾大学 名誉教授
"	菊井 勉	(一社) 全国陸上無線協会 常務理事・事務局長
"	河野 隆二	横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 兼 同大学未来情報通信医療社会基盤センター長
"	小林 久美子	日本無線(株) 研究所 ネットワークフロンティア チームリーダ
"	斎藤 知弘 (第 23 回まで)	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
"	玉眞 博義	(一社) 日本アマチュア無線連盟 専務理事
"	中原 俊二 (第 24 回から)	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
"	本多 美雄	欧洲ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
"	松尾 綾子	(株) 東芝 研究開発センター 研究主務
"	三谷 政昭	東京電機大学 工学部情報通信工学科 教授
委員	森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
専門委員	矢野 博之	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 研究所長
"	矢野 由紀子	日本電気(株) クラウドシステム研究所 シニアエキスパート
"	若尾 正義	元 (一社) 電波産業会 専務理事

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会

小電力システム作業班 構成員

平成27年●月●日現在

氏名	現職
【主任】 若尾 正義	元（一社）電波産業会 専務理事
姉歯 章	双葉電子工業(株) 電子機器事業部 企画開発部 主管技師
池田 光	(一社)電波産業会 規格会議 小電力無線局作業班 主任
小竹 信幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 技術部 部長
加藤 数衛	(株)日立国際電気 映像・通信事業部 技師長
鬼頭 英二	日本電気(株) 次世代無線ネットワークビジネス開発室 エグゼクティブエキスパート
児島 史秀	国立研究開発法人情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 スマートワイヤレス研究室 室長
小宮山 真康	(株) サーキットデザイン 取締役 技術部長
近藤 俊幸	(一社)日本アマチュア無線連盟 会員部長付 技術担当部長
佐伯 隆	パナソニック(株) エコソリューションズ社 エナジーシステム事業 部 R&Dセンター 計測システム技術グループ グループマネージャー
櫻井 稔	アイコム(株) ソリューション事業部 参事
高木 光太郎	ソニー(株) システム技術研究所 通信研究部 統括部長
田中 茂	(一社)全国陸上無線協会 企画調査部 担当部長
高橋 修一	日本無線(株) 通信機器事業部 企画推進部担当部長
望月 伸晃	日本電信電話(株) 未来ねっと研究所 主任研究員
矢澤 重彦	富士通(株) ネットワークサービス事業本部 プロダクト開発統括部 エキスパート
安川 昌孝	古野電気(株) システム機器事業部 ITS ビジネスユニット 開発部 ITS開発課 主任技師
渡川 洋人	(株) JVCケンウッド 無線システム事業統括部 システム技術営業部 エンジニアリングスペシャリスト

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
小電力システム作業班 オブザーバ

氏名	現職
川嶋 高志	日本勤労者山岳連盟 事務局長
坂口 裕佳	神奈川県自然環境保全センター 自然保護公園部 野生生物課 ワイルドライフレンジャー（調査担当）
富山 章彦	(一社) 大日本猟友会 共済部長
橋本 昌史	警察庁 情報通信局 通信施設課 課長補佐
山田 雄作	(株) 野生動物保護管理事務所 研究員

別添

諮詢第 2009 号

「小電力の無線システムの高度化に必要な条件」のうち、
「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」についての一部答申

諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な条件」のうち、「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」についての一部答申

150MHz帯検知システム(P)等の技術的条件については、次のとおり定めることが適当である。

1 150MHz帯検知システム(P)

1. 1 一般的条件

1. 1. 1 システムの定義

国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声通話をするための無線通信を行うものであること。

1. 1. 2 周波数帯及びチャネル間隔

150MHz帯(142.93MHzを超える142.99MHz以下及び146.93MHzを超える146.99MHz以下)とし、チャネル間隔は6.25kHz(2チャネル終了時は12.5kHz(6.25kHzインターリーブ)、3チャネル終了時は18.75kHz(6.25kHzインターリーブ))とすること。チャネル配置は以下のとおりとすること。

ch 番号	1ch 利用 中心周波数 (MHz)	ch 番号	2ch 終了 中心周波数 (MHz)	ch 番号	3ch 終了 中心周波数 (MHz)
1	142.934375	—	—	—	—
2	142.940625	1, 2	142.9375	1, 2, 3	142.940625
3	142.946875	2, 3	142.94375	2, 3, 4	142.946875
4	142.953125	3, 4	142.95	3, 4, 5	142.953125
5	142.959375	4, 5	142.95625	4, 5, 6	142.959375
6	142.965625	5, 6	142.9625	5, 6, 7	142.965625
7	142.971875	6, 7	142.96875	6, 7, 8	142.971875
8	142.978125	7, 8	142.975	7, 8, 9	142.978125
9	142.984375	8, 9	142.98125	—	—
10	146.934375	—	—	—	—
11	146.940625	10, 11	146.9375	—	—
12	146.946875	11, 12	146.94375	—	—
13	146.953125	12, 13	146.95	—	—
14	146.959375	13, 14	146.95625	—	—
15	146.965625	14, 15	146.9625	—	—
16	146.971875	15, 16	146.96875	—	—
17	146.978125	16, 17	146.975	—	—
18	146.984375	17, 18	146.98125	—	—

1. 1. 3 電波の型式

規定しない。

1. 1. 4 通信方式

単向通信方式、单信方式又は同報通信方式であること。

1. 1. 5 空中線電力

1W 以下であること。

1. 1. 6 空中線の利得

等価等方輻射電力が 32.14dBm 以下となるものであること。

1. 1. 7 空中線の構造

規定しない。

1. 2 無線設備の技術的条件

1. 2. 1 送信装置

(1) 占有周波数幅の許容値

5.8kHz 以下とする。ただし、2 チャネル結束送信時は 11.6kHz 以下、3 チャネル結束送信時は 17.4kHz 以下とする。

(2) 周波数の許容偏差

±2.5 × 10⁻⁶ とする。ただし、等価等方輻射電力が 0dBm (1mW) 以下のものについては、±12 × 10⁻⁶ とする。

(3) 空中線電力の許容偏差

上限 20%とする。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とする。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB_i 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。

イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

2.5 μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より 43dB 低い値とする。ただし、送信空中線の絶対利得が 0dB_i 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 μW 以下又は基本周波数の平均電力より 43dB 低い値とすることができる。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線電力が 10mW を超え 1W 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz (2 チャネル結束時は 9.375kHz、3 チャネル結束時は 12.5kHz) 離れた周波数の (±) 2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること

ただし、特定小電力無線局の帯域端のチャネル（当該チャネルを結束して使用する場合を含む。）の場合、特定小電力無線局の帯域外側の基準は、特定小電力無線局の帯域外側に隣接するアナログチャネルの中心周波数の（±）8kHz の帯域内に輻射される電力（0dB_i 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力）が $1 \mu\text{W}$ 以下であること

イ 空中線電力が 10mW 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz （2チャネル結束時は 9.375kHz 、3チャネル結束時は 12.5kHz ）離れた周波数の（±） 2kHz の帯域内に輻射される電力（0dB_i 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力）が $1 \mu\text{W}$ 以下であること

1. 2. 2 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること。

1. 2. 3 制御装置

(1) キャリアセンス

ア 受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

イ チャネルを結束して送信する場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うこと。

ウ キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から 60 秒以内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しない。

エ 空中線電力が 10mW 以下の場合、キャリアセンスの備え付けを要しない。

(2) 送信時間制限装置

ア 空中線電力が 10mW 以下かつキャリアセンス機能を具備しないもの
5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下であること。

イ ア以外のもの

電波を発射してから 60 秒以内にその発射を停止し、2 秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから 60 秒以内に限り、2 秒の送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。

1. 2. 4 筐体

一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系、電源設備、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音量調整器及びスケルチ調整器、送話器及び受話器、周波数切替装置、送受信の切替器、附属装置その他これらに準ずるものについてはこの限りでないものとする。

1. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、150MHz 帯の周波数変調方式等の無線機器及び既存の特定小電力無線局の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

ただし、空中線接続端子がない場合の測定方法は、空中線電力が等価等方輻射電力の場合であって試験時に測定用の空中線端子を設けることが困難な場合にのみ適用すること。

(1) 周波数の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(ア) の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(ア) 測定条件

a 測定場所の条件

空中線接続端子がない場合においては、昭和 63 年郵政省告示第 127 号（発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法）の条件に準じて、試験機器を木その他絶縁材料により作られた高さ 1.5m の回転台の上に設置して測定することとし、測定距離 3m の 5 面電波暗室又は床面反射のあるオープンサイト若しくはそれらのテストサイトとすること。この場合、テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが 60cm を超える場合は、測定距離をその 5 倍以上として測定すること。

b 試験機器の条件

空中線接続端子がない場合においては、電源ケーブル、外部インターフェースケーブル等のケーブルが付属する場合、空中線の形状が変化する場合及び金属板等により放射特性が影響を受ける場合においては最大の放射条件となる状態を特定して測定する。なお、動物に取り付けた状態で測定することを要しない。

(2) 占有周波数帯幅

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の 0.5% となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(3) 空中線電力の偏差

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を、尖頭電力で規定される電波型式の測定は尖頭電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／バースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力とする。また、尖頭電力を測定する場合は尖頭電力計等を用いる。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との損失等を補正する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、アと同様にして測定すること。

なお、スペクトルアナライザを用いる場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の測定値より広く設定して測定し置換法により等価等方輻射電力を求める。なお、測定値が許容値を十分下回る場合は測定用空中線の絶対利得等を用いて換算する方法でも良い。

ただし、偏波面の特定が困難な場合は、水平偏波及び垂直偏波にて求めた空中線電力の最大値に3dB 加算すること。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

ア 空中線接続端子がある場合

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（バースト波にあっては、バースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参考帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び上記(3)イと同様にして測定すること。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び上記(3)イと同様にして測定すること。

(6) 送信・休止時間制限

ア 空中線接続端子がある場合

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz (ゼロ・スパン) として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件又は適当な RF 結合器若しくは空中線で結合し、アと同様にして測定すること。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

ア 空中線接続端子がある場合

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

イ 空中線接続端子がない場合

(1) イ (ア) の条件として、ア及び(3)イと同様にして測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

エ 結束送信時におけるキャリアセンス動作の確認については、結束送信しようとする全てのチャネルにおいてキャリアセンスの動作を確認する。確認方法の一例としては、結束送信を行う各チャネルの中心周波数に規定レベルの無変調信号を入力し、結束した電波を送信しないことを確認する。

2 無線電話

2. 1 一般的条件

2. 1. 1 周波数帯、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力

周波数帯は400MHz帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力は次のとおりであること。

電波の型式	通信方式	周波数	チャネル間隔	空中線電力
F1D、F1E、 F2D、F2E、 F3E、F7W、 G1D、G1E、 G2D、G2E、 G7E、G7W、 D1D、D1E、 D2D、D2E、 D3E、D7E 又 は D7W	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	422.196875MHz～422.296875MHz (17波)	6.25kHz	10mW以下
		422.2MHz～422.3MHz (9波)	12.5kHz	
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421.809375MHz～421.909375MHz (17波)	6.25kHz	100mW以下
		440.259375MHz～440.359375MHz (17波)		
	单向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	421.8125MHz～421.9125MHz (9波)	12.5kHz	10mW以下
		440.2625MHz～440.3625MHz (9波)		
	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	422.053125MHz～422.190625MHz (23波) * 422.184375、422.190625MHz は制御ch	6.25kHz	10mW以下
		422.05MHz～422.1875MHz (12波) * 422.1875MHz は制御ch	12.5kHz	
F2D又はF3E	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	421.578125～421.803125MHz (37波) 440.028125～440.253125MHz (37波) * 421.796875、421.803125、440.246875、 440.253125 は制御ch	6.25kHz	10mW以下
		421.575MHz～421.8MHz (19波) 440.025MHz～440.25MHz (19波) * 421.8、440.25MHz は制御ch	12.5kHz	
F2D又はF3E	同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	413.7MHz～414.14375MHz (72波) 454.05MHz～454.19375MHz (24波)	12.5kHz (インターブ 6.25kHz)	1mW以下

2. 1. 2 空中線の利得

- (1) 421.809375MHz以上421.909375MHz以下及び440.259375MHz以上440.359375MHz以下の周波数の電波を使用するのものであって、チャネル間隔6.25kHzのもの等価等方輻射電力が22.14dBm以下となるものであること。
- (2) 413.7MHz以上414.14375MHz以下及び454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの等価等方輻射電力が2.14dBm以下となるものであること。
- (3) (1)(2)以外のもの等価等方輻射電力が12.14dBm以下となるものであること。

2. 1. 3 空中線の構造

給電線及び接地装置を有しないこと。(413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以下及び 454. 05MHz 以上 454. 19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

2. 2 無線設備の技術的条件

2. 2. 1 送信装置

(1) 占有周波数幅の許容値

ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの

5. 8kHz 以下とする。

イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの

8. 5kHz 以下とする。

(2) 周波数の許容偏差

ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの

$\pm 2 \times 10^{-6}$ とする。

イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの

$\pm 4 \times 10^{-6}$ とする。

(3) 空中線電力の許容偏差

上限 20%、下限 50%とする。

(4) スピリアス発射又は不要発射の強度の許容値

ア 帯域外領域におけるスピリアス発射の強度の許容値

2. 5 μW 以下とする。

イ スピリアス領域における不要発射の強度の許容値

2. 5 μW 以下とする。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの

搬送波の周波数から 6. 25kHz 離れた周波数の (±) 2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること

イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの

搬送波の周波数から 12. 5kHz 離れた周波数の (±) 4. 25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること

2. 2. 2 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること。

2. 2. 3 制御装置

(1) キャリアセンス

ア 受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

イ 空中線電力が 1mW 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

ウ 空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、キャリアセンスの備え付けを要しない。

(2) 送信時間制限装置

ア 電波を発射してから 30 秒以内（周波数制御チャネルの場合は 0.5 秒以内）にその発射を停止し、2 秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

イ 以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない。

(ア) 通信時間を自動的に 3 分以内に制限し、かつ、通信終了後 2 秒経過しなければその後の通信を行わない機能を有するもの

(イ) 空中線電力が 1mW 以下であって、かつ、413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下、
421.575MHz 以上 421.803125MHz 以下、440.025MHz 以上 440.253125MHz 以下及び
454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

2. 2. 4 筐体

一の筐体に収められており（集中基地局等に使用する空中線共用器も含む。）、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源装置、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音量調整器及びスケルチ調整器、送話器及び受話器、周波数切替装置、送受信の切替器、附属装置及びこれに準ずるもの、並びに空中線（413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）についてはこの限りでないものとする。

2. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬似負荷（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の 0.5% となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(3) 空中線電力の偏差

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を測定する。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率（電波を発射している時間／バースト繰り返し周期）が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力とする。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との間の損失等を補正する。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力（バースト波にあっては、バースト内の平均電力）を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参照帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

空中線端子に擬似負荷（インピーダンス整合回路又は減衰器等）を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とする。

なお、トーン信号を使用している送信装置においては、トーン信号の変調を行っている状態で測定する。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。擬似音声信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(6) 送信・休止時間制限

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz（ゼロ・スパン）として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

3 テレメーター用、テレコントロール用及び小電力データ伝送用特定小電力無線局

3. 1 一般的条件

3. 1. 1 周波数帯、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力

(1) 400MHz 帯の電波を使用するもの

周波数帯は 400MHz 帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力は次のとおりであること。

電波の型式	通信方式	周波数	チャネル間隔	空中線電力
	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	426. 028125MHz～426. 134375MHz (18 波) 426. 025MHz～426. 1375MHz (10 波) 426. 0375MHz、426. 0625MHz、426. 0875MHz 及び 426. 1125MHz (4 波)	6. 25kHz 12. 5kHz 25kHz	100mW 以下
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、 D7D 又は D7F	単向通信方式、 单信方式又は 同報通信方式	429. 178125MHz～429. 734375MHz (90 波) 429. 175MHz～429. 7375MHz (46 波)	6. 25kHz 12. 5kHz	
	単向通信方式、 单信方式、 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	429. 815625MHz～429. 921875MHz (18 波) 449. 715625MHz～449. 821875MHz (18 波) 449. 840625MHz～449. 884375MHz (8 波) 469. 440625MHz～469. 484375MHz (8 波) *429. 921875MHz、449. 821875MHz、 449. 88437MHz、469. 484375MHz は制御 ch 429. 8125MHz～429. 925MHz (10 波) 449. 7125MHz～449. 825MHz (10 波) 449. 8375MHz～449. 8875MHz (5 波) 469. 4375MHz～469. 4875MHz (5 波) *429. 925MHz、449. 825MHz、449. 8875MHz、 469. 4875MHz は制御 ch	6. 25kHz 12. 5kHz	1W 以下

(2) 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

周波数帯は1,200MHz 帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力は次のとおりであること。

電波の型式	通信方式	周波数	チャネル間隔	空中線電力
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、 D7D 又は D7F	単向通信方式、 単信方式、 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	1216.00625MHz～1216.99375MHz (80 波) *1216.00625、1216.01875、1216.50625、 1216.51875MHz は制御 ch	12.5kHz	1W 以下
		1216.0125MHz～1216.9875MHz (40 波) *1216.0125MHz、1216.5125MHz は制御 ch	25kHz	
		1216MHz～1217MHz (21 波) *1216MHz は制御 ch	50kHz	
		1252.00625MHz～1252.99375MHz (80 波) *1252.00625MHz、1252.50625MHz は制御 ch	12.5kHz	
		1252.0125MHz～1252.9875MHz (40 波) *1252.0125MHz、1252.5125MHz は数制 ch	25kHz	
	単向通信方式、 単信方式、 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式	1252MHz～1253MHz (21 波) *1252MHz は制御 ch	50kHz	

3. 1. 2 空中線の利得

送信空中線の利得は 2.14dBi 以下であること。ただし、等価等方輻射電力が、2.14dBi の利得の空中線に 10mW (426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあっては、1mW) の空中線電力を加えた時の値を超える場合には、その超過分を送信空中線の利得で減じなければならず、満たない場合は、送信空中線電力の利得で補うことができる。

なお、空中線を分離する場合は、意図的に給電線から輻射させる無線局を制限するため、空中線利得を 0dBi 以上として、上記の等価等方輻射電力を超えないこととする。

3. 1. 3 空中線の構造

規定しない。

3. 2 無線設備の技術的条件

(1) 占有周波数幅の許容値

ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

(ア) チャネル間隔 6.25kHz のもの

5.8kHz 以下とする。

(イ) チャネル間隔 12.5kHz のもの

8. 5kHz 以下とする。
- (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの
16kHz 以下とする。
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (ア) チャネル間隔 12.5kHz のもの
8.5kHz 以下とする。
- (イ) チャネル間隔 25kHz のもの
16kHz 以下とする。
- (ウ) チャネル間隔 50kHz のもの
32kHz 以下とする。
- (2) 周波数の許容偏差
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (ア) チャネル間隔 6.25kHz のもの
 $\pm 2 \times 10^{-6}$ とする。
- (イ) チャネル間隔 12.5kHz のもの
 $\pm 4 \times 10^{-6}$ とする。
- (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの
 $\pm 4 \times 10^{-6}$ とする。ただし、占有周波数帯幅が 12kHz 以下の場合は $\pm 10 \times 10^{-6}$ とする。
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (ア) チャネル間隔 6.25kHz のもの
 $\pm 2 \times 10^{-6}$ とする。
- (イ) チャネル間隔 12.5kHz のもの
 $\pm 3 \times 10^{-6}$ とする。
- (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの
 $\pm 4 \times 10^{-6}$ とする。
- (3) 空中線電力の許容偏差
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
上限 20%、下限 50%とする。
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
上限 50%、下限 50%とする。
- (4) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値
- ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
 $2.5 \mu W$ 以下とする。
- イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
 $2.5 \mu W$ 以下とする。
- (5) 隣接チャネル漏えい電力
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (ア) チャネル間隔 6.25kHz のもの
搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の (\pm) 2kHz の帯域内に輻射される電

力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(イ) チャネル間隔 12.5kHz のもの

搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(ウ) チャネル間隔 25kHz のもの

搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

(ア) チャネル間隔 12.5kHz のもの

搬送波の周波数から 12.5kHz 離れた周波数の(±)4.25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(イ) チャネル間隔 25kHz のもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の(±)8kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(ウ) チャネル間隔 50kHz のもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 50kHz 離れた周波数の(±)16kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

3. 2. 1 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること。

3. 2. 2 制御装置

(1) キャリアセンス

ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

(ア) 受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあっては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。ただし、空中線電力が 10mW を超えるものにあっては、当該電力を超過した分に相当する誘起電圧に達するまで電波の発射を行わないものであること。

(イ) 426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、キャリアセンスの備え付けを要しない。

イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するデータ伝送用

受信入力電力の値が給電線入力点において -100dBm 以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあっては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。ただし、空中線電力が 10mW を超えるものにあっては、当該電力を超過した分に相当する誘起電圧に達するまで電波の発射を行わないものであること。

(2) 送信時間制限装置

ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

(ア) 送信時間は 40 秒以下（制御チャネルは 0.2 秒以下）、送信休止時間は 2 秒以上とする。

(イ) 426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の電波を使用するテレコントロール用（付隨するデータ伝送を含む。）の送信時間は 5 秒以内とし、間欠して送信する場合にあっては、送信時間の総和が 5 秒以内に行われる送信を一の送信としてみなすことができる。その場合において、送信の開始から停止までは 90 秒以内とする。また、一の送信が 5 秒を超える場合は、一の送信が開始されてから終了するまでに要した時間の 5 分の 2 以上経過した後でなければ次の送信は行ってはならないものとする。

(ウ) 429.246875MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの並びに空中線電力が 1mW 以下かつ 429.815625MHz 以上 429.915625MHz 以下、449.715625MHz 以上 449.815625MHz 以下、449.840625MHz 以上 449.878125MHz 以下及び 469.440625MHz 以上 469.478125MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔 6.25kHz のものに限る。）については、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

(ア) 送信時間は 40 秒以下（制御チャネルは 0.2 秒以下）、送信休止時間は 2 秒以上とする。

(イ) 1216.03125MHz 以上 1216.5MHz 以下及び 1252.03125MHz 以上 1252.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの若しくは 1216.53125MHz 以上 1217MHz 以下及び 1252.53125MHz 以上 1253MHz 以下の周波数の電波を使用するもので、等価等方輻射電力が絶対利得 2.14dB_i の空中線に 0.001W の空中線電力を加えた時の値以下のものについては、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

3. 2. 3 筐体

一の筐体に収められており（集中基地局等に使用する空中線共用器も含む。）、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源装置、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音量調整器及びスケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器、附属装置及びこれに準ずるもの、並びに空中線についてはこの限りでないものとする。

3. 3 測定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(3) 空中線電力の偏差

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を測定する。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率(電波を発射している時間／バースト繰り返し周期)が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区間における平均電力を測定し、送信時間率の逆数を乗じてバースト内平均電力とする。

なお、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との間の損失等を補正する。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度

標準符号化試験信号を入力信号として加えたときのスプリアス成分の平均電力(バースト波にあっては、バースト内の平均電力)を、スペクトルアナライザ等を用いて測定する。この場合、空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定することができる。

帯域外領域におけるスプリアス発射は送信装置を無変調として測定する。

スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅は、技術的条件で定められた参考帯域幅に設定すること。また、試験用端子が空中線端子と異なる場合は、空中線端子と試験用端子との間の損失等を補正する。

なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(5) 隣接チャネル漏えい電力

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し連続送信状態としてスペクトルアナライザ等により測定する。

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とする。

また、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。

(6) 送信・休止時間制限

スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数に設定し、掃引周波数を 0Hz (ゼロ・スパン) として測定する。

なお、時間分解能が不足する場合は、上記スペクトルアナライザの IF 出力又は試験周波数を直接又は広帯域検波器で検波しオシロスコープ等を用いて測定する。

(7) 受信装置の副次的に発する電波等の限度

空中線端子に擬似負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続しスペクトルアナライザ等を用いて測定すること。

(8) キャリアセンス

ア 受信機給電点において技術基準で定められたレベルになるように標準信号発生器の信号レベルを設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信することを確認する。

ウ 上記の標準信号発生器の出力をオンとして送信状態としスペクトルアナライザ等により送信しないことを確認する。

参考資料集

参考 1 150MHz 帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討報告書（概要）（第 10 回作業班資料）

参考 2 小電力無線システムの高度化に関する検討状況について（第 16 回作業班資料）

参考 3 動物検知通報システムの要求諸元（150MHz 帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討報告書抜粋）

参考 4 隣接システムへの影響について（第 14 回作業班参考資料）
4-1 (株) サーキットデザイン
4-2 アイコム(株)

参考 5 150MHz 帯のキャリアセンスについて（第 14 回作業班参考資料）

150MHz 帯の電波を使用する 登山者等の位置検知システムに関する調査検討

報告書（概要版）

平成27年3月

150MHz 帯の電波を使用する
登山者等の位置検知システムに関する調査検討会

背景と目的

背景及び目的

- ◆ 山岳における遭難事故は、登山者の裾野の拡がりに伴い増加傾向にあり、平成25年中の全国の山岳遭難件数2,172件、死傷者2,713人、死者・行方不明者320人となりました。
- ◆ 登山者の安全確保や事故発生時の対応の迅速化のため、電波を使った登山者の位置把握システムの有用性は早くから認識され様々なシステムが登場しているが、普及には至っていない。
- ◆ 山岳での伝搬特性に優れた150MHz帯の電波を使用し、山小屋などから周辺の登山者の位置等を検知、見守りができるシステムを実現したいとする要望がある。
- ◆ 周波数がひつ迫する中、動物検知通報システム用特定小電力無線局と周波数を共用する登山者等の位置検知システムの実現に向けて、当該システムの有用性を確認するとともに、動物検知通報システムとの周波数共用及び干渉回避に必要な技術的条件を明らかにすることを目的として開催する

調査検討項目

- ① 登山者等の位置把握を目的とするシステムの現状に関すること
- ② 動物検知通報システムの利用(生体把握、警報、狩猟)状況及び需要動向に関すること
- ③ 登山者等の位置検知システムと動物検知通報システムの周波数共用方法に関すること
- ④ 試験モデルシステム(登山者等の位置検知システム)及び試験計画に関すること
- ⑤ 登山者等の位置検知システム等の技術的条件及び干渉回避に関すること

第1章 現状と課題 電波を利用した登山者位置検知の現状

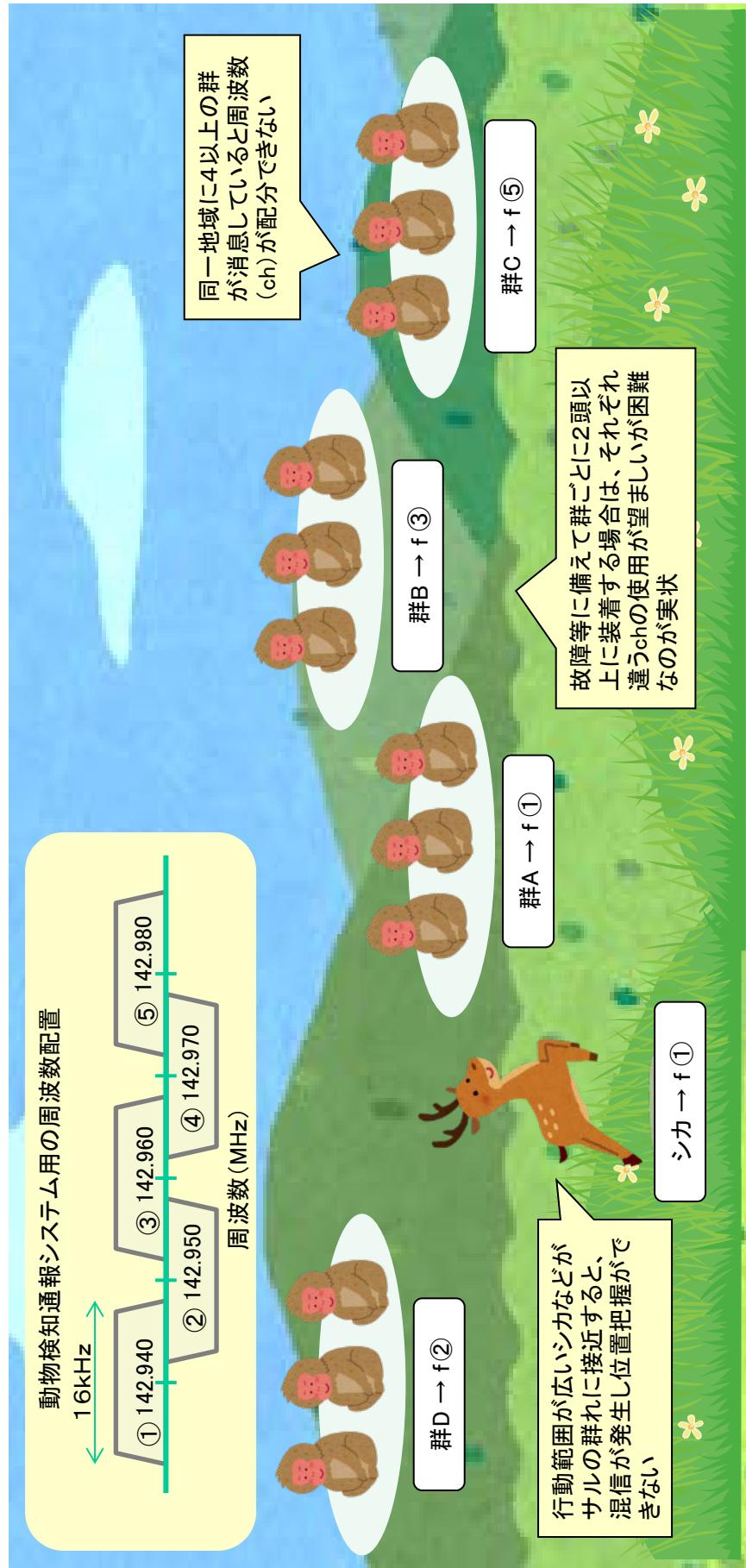
電波を利用した登山者位置検知の現状

- ◆ 電波を利用した登山者等の位置検知システムは、様々な測位方式、伝送方式や周波数のシステムがある
- ◆ ここ1～2年の間に、いくつもの新たなシステムが登場しており、位置検知に対する要望の強さの表れと思われる
- ◆ 登山者等を対象とした位置検知システム例を以下に示す

システム例	測位方式	伝送方法	特長(①用途、②探知範囲、③特徴)
ヤマタン (山岳遭難者探索ビーコンシステム)	なし	微弱電波 (53MHz)	①救助者による登山者探索用 ③富山県警山岳警備隊が製作、剣岳等の冬季入山時に無料貸出あり、発信機能のみ
雪崩ビーコン (アバランチ・ビーコン)	方位 レベル等	微弱電波 (457kHz)	①雪崩による遭難者の探索に特化 ③世界的に規格統一
HITOCOCO	方位 レベル等	特定小電力 無線局 (950MHz帯)	①登山者、災害被災者、徘徊老人等の探索 ③軽量、防水、廉価
CHEISER	GPS +レベル (方位)	特定小電力 無線局 (400MHz帯)	①登山者、災害被災者、徘徊老人等の探索 ③双方向通信(位置情報送信要求)、相対的位置表示、防水
携帯電話事業者 サービス	GPS	携帯電話	①汎用位置情報サービス ③ランニングコスト(通信料)
BEBor	GPS	衛星携帯 電話 (イリジウム)	①海、山等の遭難の通報用 ③指定したアドレスに通報、双方向通信(救助予定等)、通報操作が必要、 ランニングコスト(通信料)
PLB (Personal Locator Beacon)	コスパス ・サーチサット 衛星	コスパス ・サーチサット 衛星	②地球全域 ③衛星は船舶、航空機等の救難用として国際的に運用、個人向け(PLB)は制度化の動き(当面は海上に限定)、救助機関に直接通報、通報操作が必要、 ランニングコスト

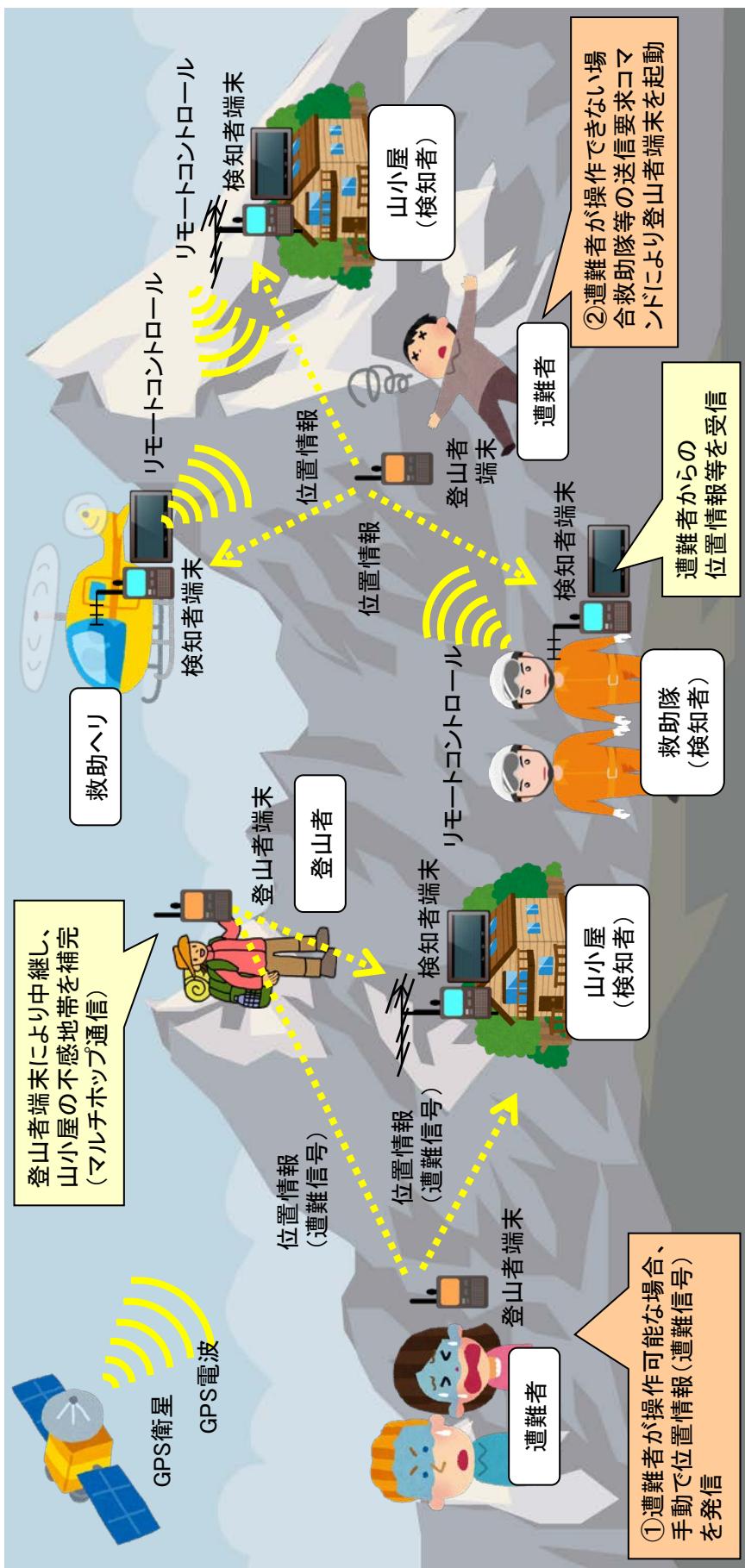
第1章 現状と課題 動物検知通報システムの課題

- ◆ 動物検知通報システムは、主として動物の行動及び状態に関する情報の通報などに利用されている
- ◆ 具体的な利用形態としては、①サル、クマなどによる農作物被害の防除（接近警報や追い払い）、②小動物・魚類を含めた野生動物の移動経路把握、生態調査や学術研究、③狩猟支援（獵犬に位置・状況確認）などがある
- ◆ 周波数（以下、「ch」とする）は5波あるが、うち2波（はインターリーブ的な配置であるため、同一地域では実質3波
- ◆ 利用形態①及び②の測位方法は、現在はビーコン方式が主流であり、連続的に電波を発射してchを占有するため、同じ地域では同時に使用できるシステム数は割り当てchに制約される



第2章 登山者等の位置検知システムの検討 利用シート

- ◆ 登山者等の位置検知システムは様々な利用が想定されるが、代表的な利用シートとして遭難時の例を示す
- ◆ 山小屋等に検知者端末を設置しておいて、登山者の位置を把握できる見守りシステムを利用する
 - 登山者端末からの通報（位置情報）を受信して地図上に分かりやすく位置を表示する
 - 不意の事故等で登山者が操作できない場合でも、検知者端末からリモートコントロール（送信要求コマンド）により登山者端末から位置情報を送信させることができる



第2章 登山者等の位置検知システムの検討 システムに対する要望

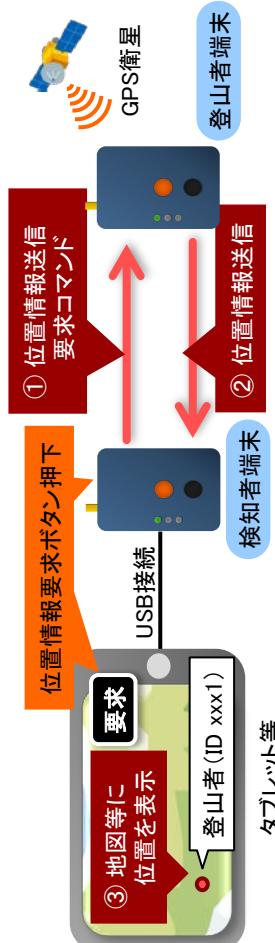
- ◆ 登山関係者からのヒヤリング等(登山者ビーコン情報交換会等)において出された要望を整理すると次のとおりとなる
- ◆ 高機能を求める一方で、小型、安価、簡単な操作に対する要望もあり、一般的に機能性とそれ以外の項目の要望には背反性がある

項目	要望
機能性	必要な機能が全て一つの装置に備わっていること(複数の所持不要)
	必要最小限の機能だけを備えていること(小型軽量、廉価、操作性)
	登山者端末が位置情報を中継できること(不感エリアの補完)
	検知者端末は普及しているタブレット等と連携して、登山者の位置を地図上に分かりやすく表示できること(相対位置、方角等を含めて)
操作性	定型(メッセージ)文章を送受信できること
	広範囲に検知可能であること
	操作が簡単であること(直感的に操作できること)
携帯性	小型軽量であること
経済性	設備の価格が安価であること
その他	ランニングコストが安価であること
	運営方法が整備されること
	検知者端末及び登山者端末はできるだけ共通化されていること(製造コストの低廉化)

第2章 登山者等の位置検知システムの構成・機能・性能

◆ 登山等の位置検知システムの要望を踏まえシステム構成、機能・性能の例を示す

システム構成



項目		システムの機能・性能	
共通	通信方式	通信方式(单信方式:データ通信)	GPS等(検知者端末は登山者端末との相対位置関係を表示するため)
	測位方式	GPS等(検知者端末は登山者端末との相対位置関係を表示するため)	登山者端末に向けて位置情報を送信させるリモートコントロール
検知者端末	位置情報送信制御	登山者端末の位置情報を地図上で視覚的に表示※(検知者端末の位置を併せて表示)	直接
	表示	登山者端末操作により位置情報を送/信	検知者端末から送信された要求コマンドに応答し、位置情報を送信(不意の事故等により登山者が操作できない場合、平常時の見守りのための山小屋等から位置把握)
登山者端末	位置情報送信機能	遠隔	測位間隔:30分以内 保持機能:直前1~24地点分を登山者端末内のメモリに保持 (見守り等における登山者の動静把握や送信操作時にGPS測位ができない場合の対策)
	中継 (マルチホップ通信)	中継 (マルチホップ通信)	登山者端末等が受信した位置情報等を山小屋等に中継する機能(通信エリア補完)
重量・サイズ・電源		小型軽量(100g以下)	必要な電源容量を確保
連続動作時間		3週間以上	

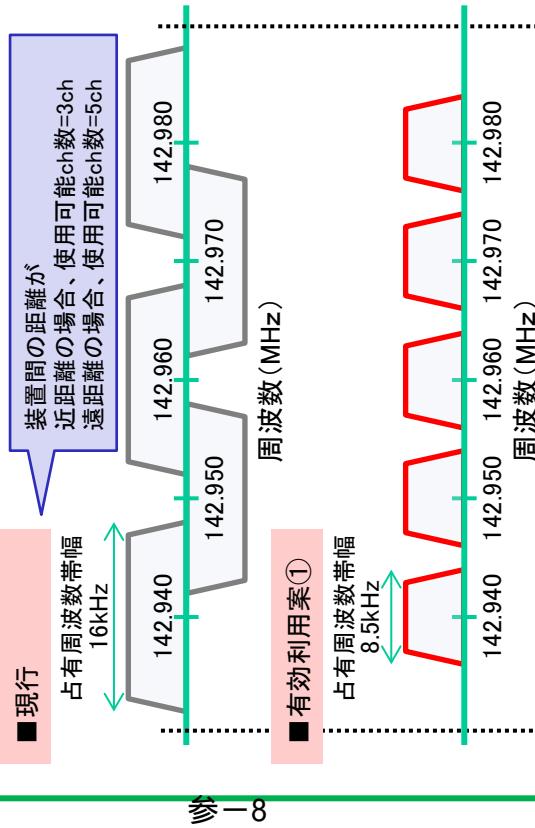
第3章 周波数共用方法の検討

- ◆ 周波数軸上及び時間軸上の有効利用策を併用することで、動物検知システムのチャネル不足を解消するとともに登山者等の位置検知システムとの共用を実現する

周波数軸上の有効利用(狭帯域化)

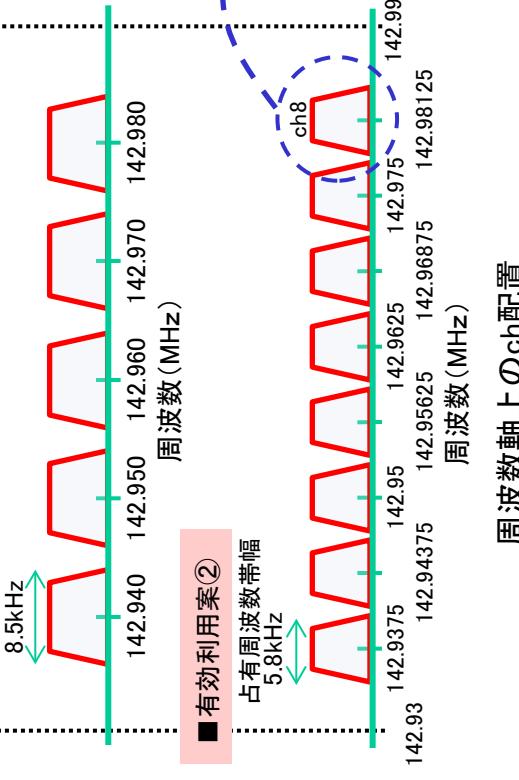
狭帯域化により、使用可能なch数の増加を図る

- 周波数配置等の検討
 - 所要伝送速度の実現 及び伝送品質の確保等の検討



■ 有効利用案①

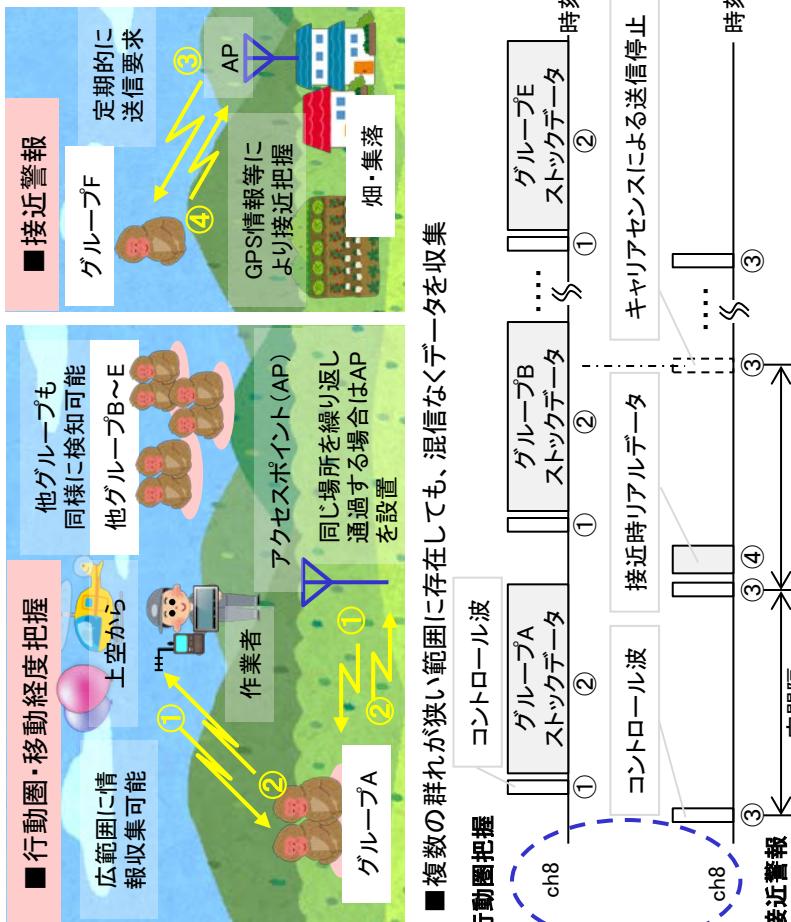
带有周波数带幅



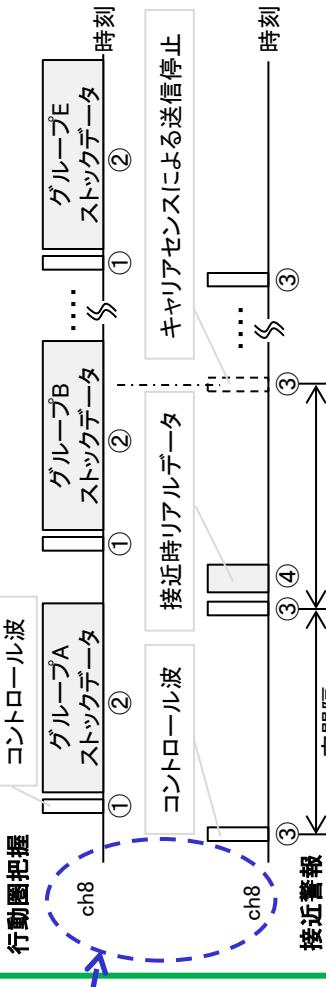
時間軸上の有効利用(送信制御)

連続的に送信するビーコン方式から、GPS測位方式への移行を図るこ

- 送信制御方法の検討
 - 動物検知通報システム(行動把握、接近警報)への適用検討



複数の群れが狭い範囲に存在しても、混信なくデータを収集



用油粉料上々 | 玉器

第3章 周波数共用方法の検討 周波数軸上の有効利用の検討

ナローワー化方策として、案①及び案②の2方式を検討した結果、次の理由から案②(5.8kHz帯域幅、6.25kHz間隔)が望ましい

- ◆ 利用可能チャネル数が最も多いこと(8ch)
- ◆ 2チャネル結束を使用を認めることで動物検知通報システムの所要伝送速度9.6kbpsを実現できること
- ◆ また、用途に応じて柔軟且つ効率的なチャネル利用ができる
- ◆ デジタル簡易無線局等に採用されており、デジタル化、狭帯域化の趨勢であること

案	ナローワー化案① 8.5kHz帯域幅 (現行周波数配置)	ナローワー化案② 5.8kHz帯域幅 (6.25kHz周波数間隔)
チャネル数	○ 5ch	◎ 8ch (2ch結束使用ではch数は減少)
所要伝送速度の確保	△ 4.8kbps (2chFSK)	○ 4.8kbps (4chFSK) 9.6kbps (4chFSK 2ch結束使用)
現行方式との親和性	△	×
コスト	○	△
他システムとの技術の 共通性	△	○
制度移行の経過措置	○	△

第3章 周波数共用方法の検討 時間軸上の有効利用の検討

- ◆ チャンネルを占有するビーコン方式から、GPSセンサーと双方向通信機能により必要時のみ電波を発射する方式への移行を進めるごとで時間軸上の有効利用を実現
- ◆ 動物検知通報システムの用途のうち、動物の位置検知(リアルデータ及びストックデータ)等に利用される場合について、中型以上の動物については、情報形態にかかわらずほぼ移行が可能
- ◆ GPS方式への移行により、移動経路の把握等では調査精度の向上、作業能率の大幅改善(データダウンロードにおける高台、無人ヘリ等からの広域アクセス等)が期待される(円滑な移行に向けて各用途の検証が望まれる)

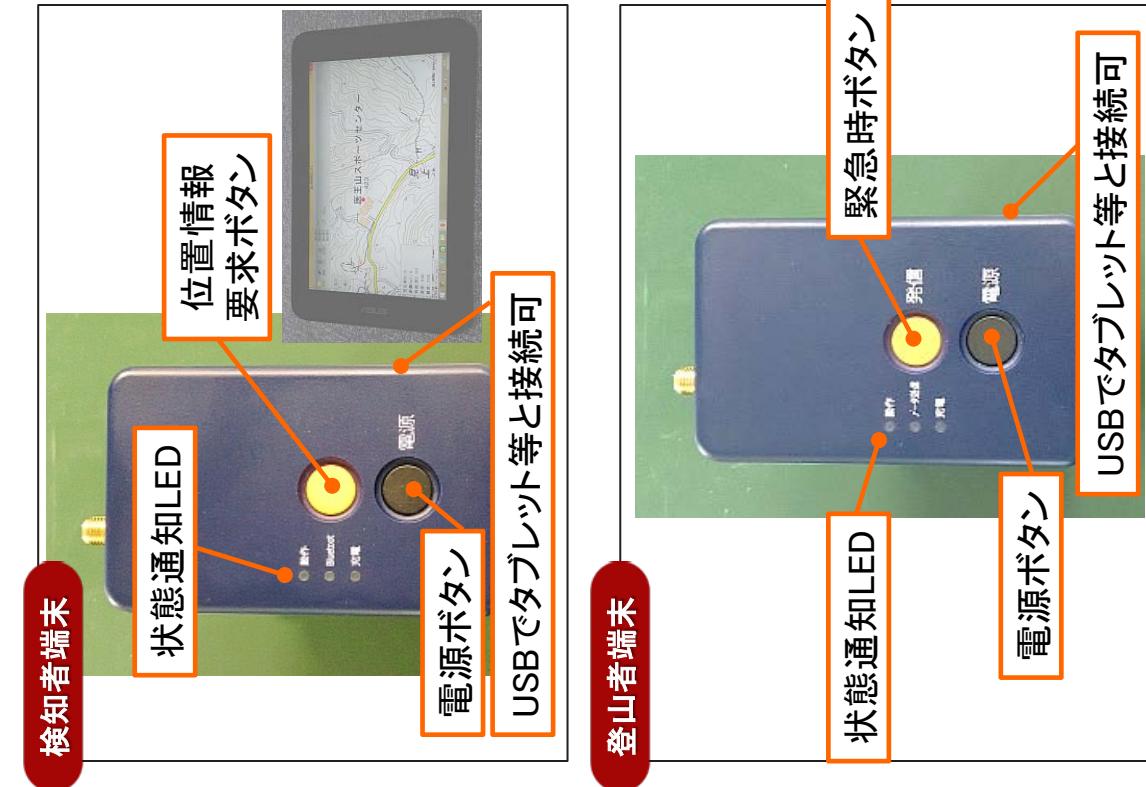
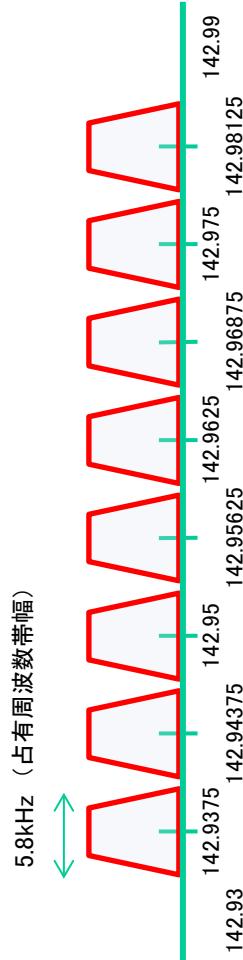
対象 季節行動圏・移動経路 の把握	必要な 情報形態	現行方式		移行の可否	GPS方式	
		測位方式	情報形態		測位方式	情報形態
小型水中生物 (魚等)	ビーコン	リアル	不可	—	—	—
中型水中生物 (魚、カメ等)	"	"	不可	—	—	—
小型動物 (うさぎ、鳥等)	"	"	不可	—	—	—
中型動物 (サル等) 大型動物 (シカ、クマ等)	ストック GPS・ ビーコン 併用	リアル	可	—	—	—
接近警報	—	—	—	GPS	リアル	リアル
生態観察のための追跡	—	—	—	—	リアル	リアル
狩猟 i) 猟犬位置把握	—	—	—	—	リアル	リアル

※動物検知通報システムの移行検討結果の詳細については、報告書を参照
150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討

第4章 実証試験及び技術課題の検討

試験モodelシステムの諸元及び端末の外観等を示す

項目	諸元
周波数	142.9375～142.98125MHz (6.25kHz間隔の8波)
帯域幅	5.8kHz
空中線電力	100mW
受信感度	-117dBm
変調方式	2値GFSK方式
通信速度	2400bps
通信内容	データ
キャリアセンス機能	あり(-97dBm程度)
アンテナ	指向性(検知者) 無指向性(登山者)
アンテナ利得	1.8dBi(検知者) -0.57dBi(登山者)
サイズ	W50 × H80 × D24mm

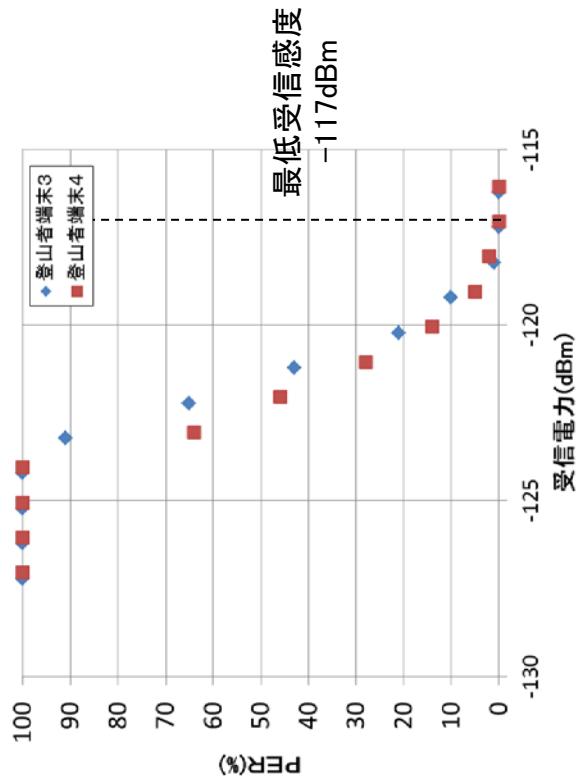


第4章 実証試験及び技術課題の検討 屋内実証試験

- ◆ 試験モデルシステムにおける伝送品質、占有周波数帯幅、隣接チャネル漏えい電力等の性能評価と現行システムとの共用試験を有線接続にて確認した
- ◆ 試験モデルシステムが設計通りの機能であること、及びシステム間の共用に有効なキャリアアクセスが正常動作したことを確認できた

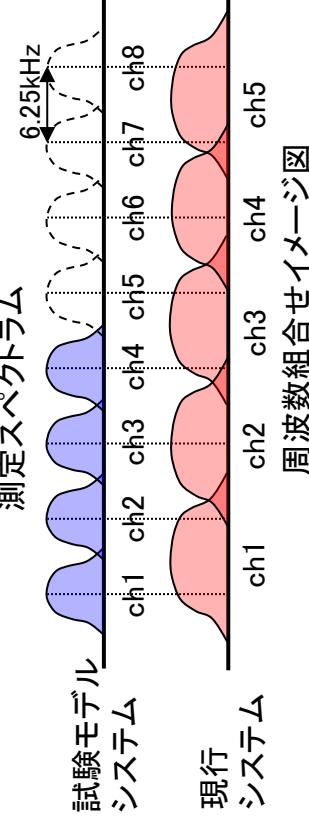
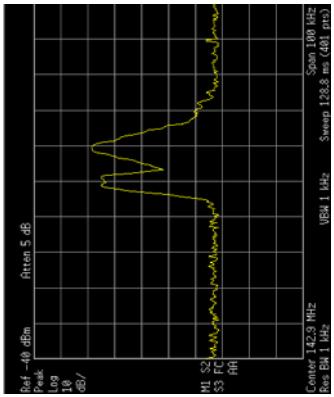
①データ伝送品質試験

- ◆ 試験モデルシステムのデータ伝送品質試験を実施
- ◆ 試験モデルシステムの最低受信感度-117dBmでPERが発生し、-124dBmでPERが100%となつた



②現行システムと狭帯域システムとの共用試験

- ◆ 試験モデルシステムと現行システムを使用し、キャリアセントス動作検証を実施
- ◆ 中心周波数と帯域幅の差の組み合わせが変わつても、キャリアアクセスが-97dBmの閾値で設計通りに動作することを確認できた

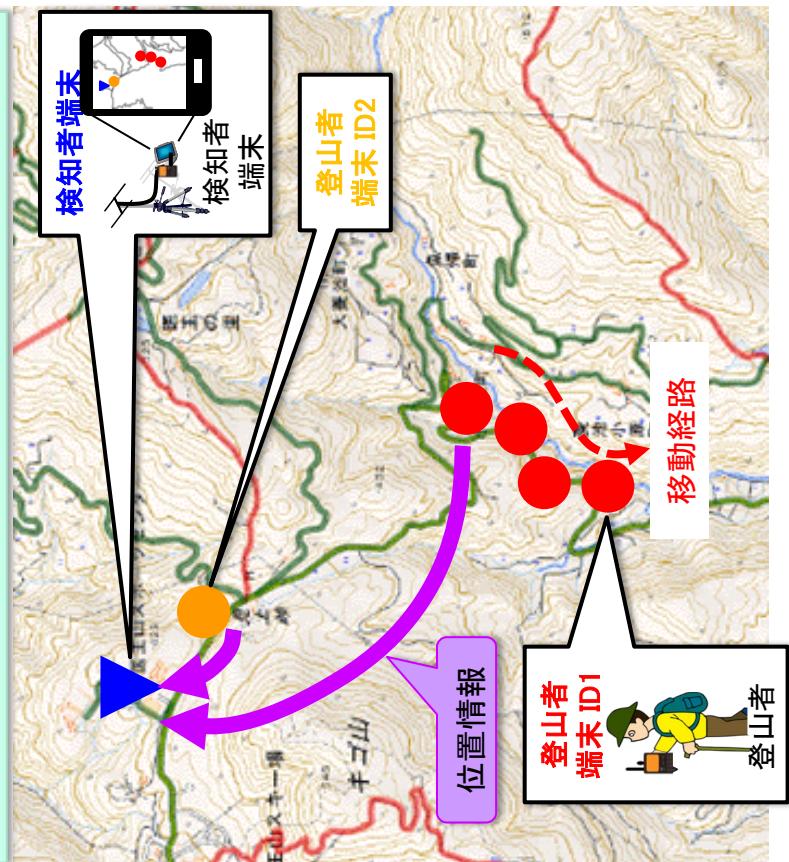


受信電力-PER特性

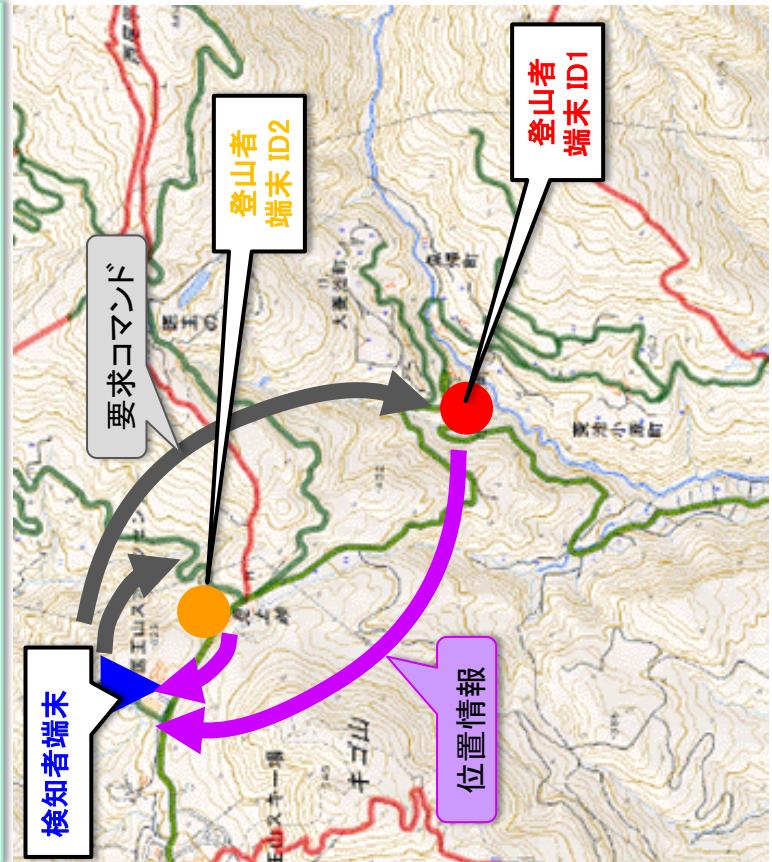
第4章 実証試験及び技術課題の検討 機能試験

- 金沢市の医王山周辺をフィールドとして、次の機能試験を実施し、何れも良好に機能することを確認した
- (1) 登山者の操作で登山者端末から送信された位置情報を検知者端末(検知者)に接続したタブレットの地図上に表示する
 - (2) 検知者端末からIDを指定して送信要求コマンドを送信し、それに応答して登山者端末から送信された位置情報を検知者が受信し、登山者の位置を表示する

①登山者からの通報



②リモートコントロールによる位置把握

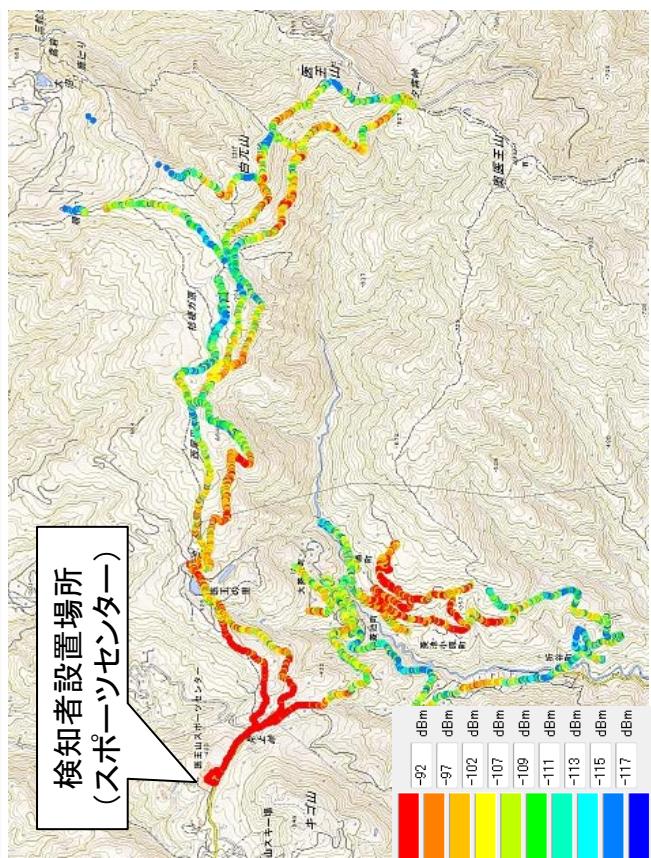


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである(承認番号 平26情復、第1103号)
この地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認が必要です

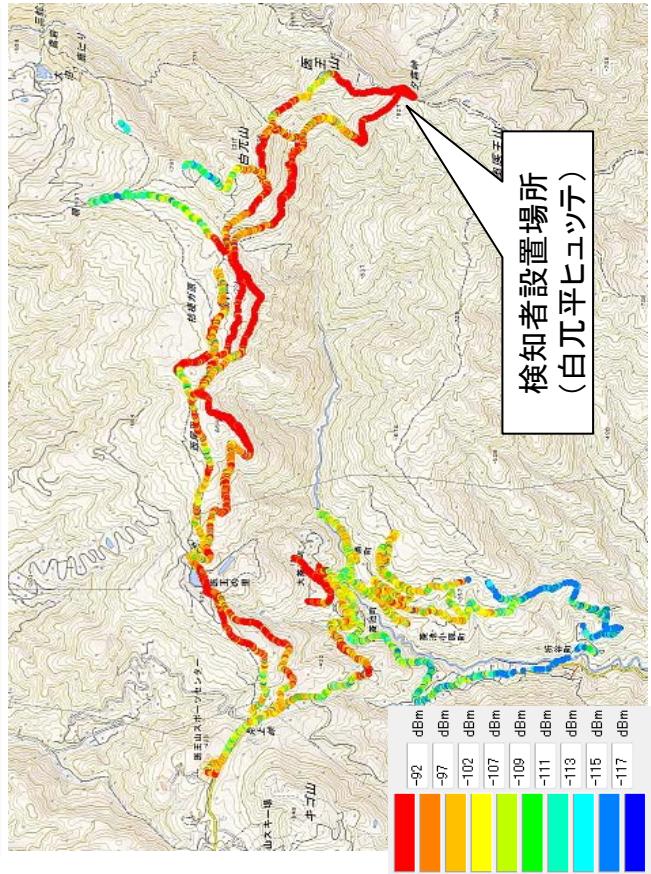
第4章 実証試験及び技術課題の検討 受信電力マップ

- ◆ 山小屋に見立てた医王山スポーツセンター及び白兀平ヒュッテの検知者端末において、1.5mの高さに保持した登山者端末から送信される電波の受信電力レベル及び符号誤り率を測定した
- ◆ 受信レベルは表示のとおりであり、符号誤り率は受信レベル-117dBm以上ではほぼ検出されなかつた

①医王山スポーツセンター



②白兀平ヒュッテ



医王山スポーツセンターに設置した検知者端末における
登山者端末からの受信電力マップ

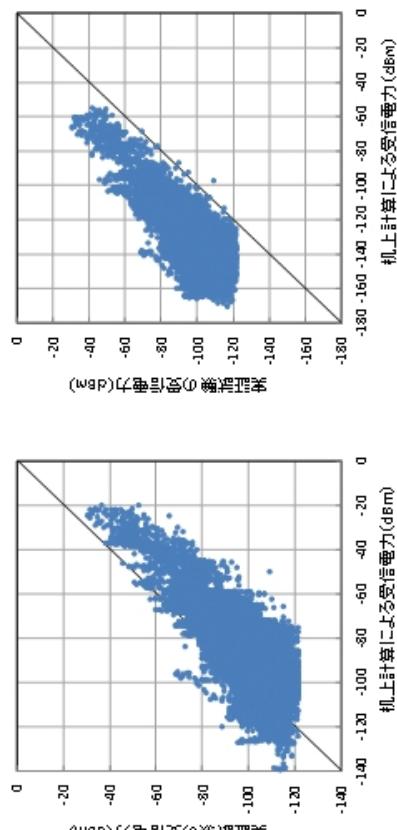
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである(承認番号 平26情復、第1103号)
この地図を第三者が複製する場合には、国土地理院の長の承認が必要です

白兀平ヒュッテに設置した検知者端末における
登山者端末からの受信電力マップ

第4章 実証試験及び技術課題の検討 実測値と計算値の相関

①実測値と機上計算の相關性

- ◆ 実証試験による受信電力の推定値との比較を行う
- ◆ 受信電力の推定は多重回折損失計算式及びITU-R勧告P.1812を用い、それぞれ実測値との比較を行った結果を示す
- ◆ 前者による推定値は、実測値よりも概ね高く、後者はほぼ全ての値で低くなり異なる傾向が現れたが、いずれも実測値との間に高い相関があることが見て取れる

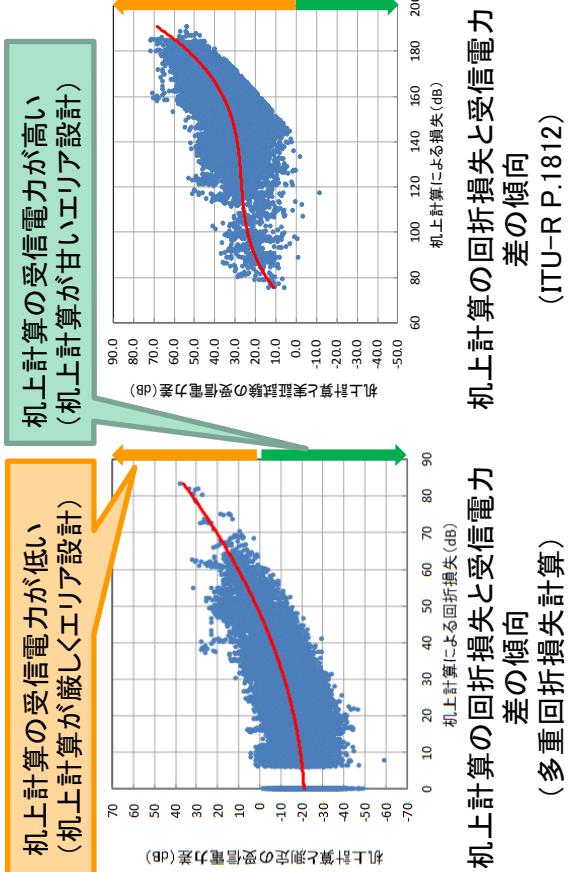


多重回折損失計算との比較

ITU-R P.1812との比較

②実測値と機上計算の補正值の相関

- ◆ 全測定地点において機上計算で求めた損失をX軸とし、「計算により求めた損失」と「計算値と実測値の受信電力差」の関係を表したものである
- ◆ 多重回折計算式を用いた場合は全体の傾向として、機上計算の回折損失が大きくなると、機上計算の受信電力が実証試験の受信電力よりも小さくなる
- ◆ 一方、ITU-R勧告を用いた場合は全体の傾向として、機上計算の損失が大きくなると、機上計算と実証試験の受信電力差も大きくなることが分かる(赤線は、この傾向をもとに求めた近似曲線)



機上計算の回折損失と受信電力差の傾向
(多重回折損失計算) (ITU-R P.1812)

機上計算の回折損失と受信電力差の傾向
(機上計算による損失 (dB)) (ITU-R P.1812)

- 机上計算は数値標高モデル(DEM)10mメッシュ(標高)を使用し、多重回折損失計算もしくはITU-R P.1812より受信電力を算出

• 実証試験で使用したアンテナ利得や空中線電力を考え

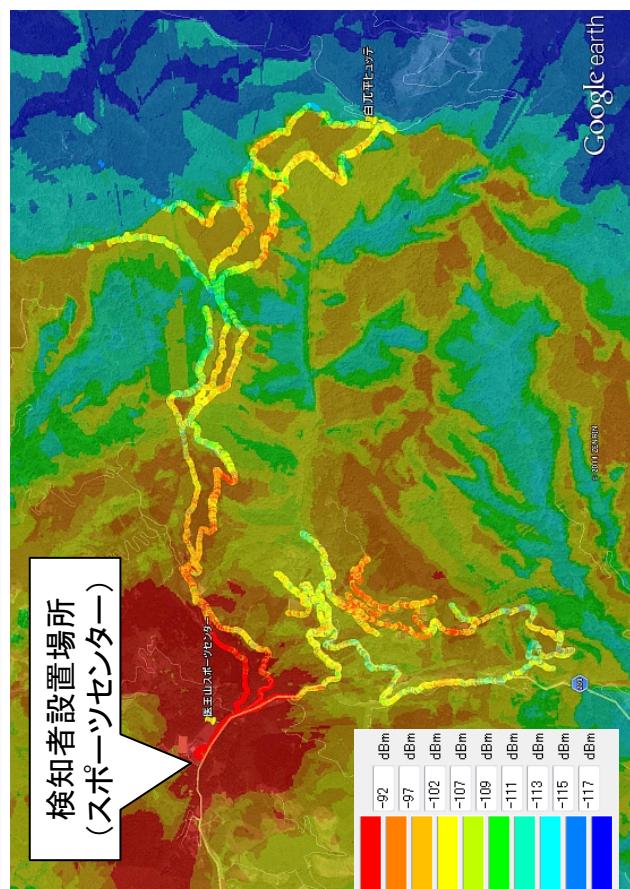
• 机上計算では本試験装置の諸元、アンテナ高、設置位置情報を用いて計算

• 検知者端末と登山者等の位置検知システムに関する調査検討
150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討

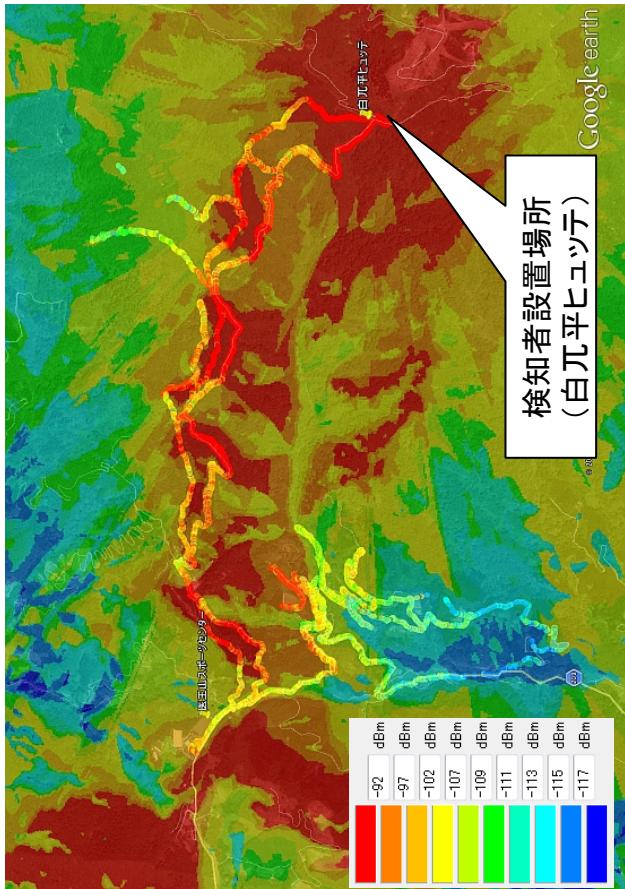
第4章 実証試験及び技術課題の検討 通信エリਆシミュレーション

- ◆ 求めた近似曲線をもとに机上計算で求めた伝搬損失を補正することで、実測ポイント以外の地点における受信電力をシミュレーションにより求めた
- ◆ 受信電力の実測値とシミュレートした周辺の受信電力が概ね一致していることが分かる
- ◆ 各検知者端末の受信感度は -117dBm であるので、実用機ではアンテナ利得が低下することを想定しても黄色以上のエリアでは登山者の位置情報の取得が可能と思われる

①医王山スポーツセンター



②白兎平ヒュッテ



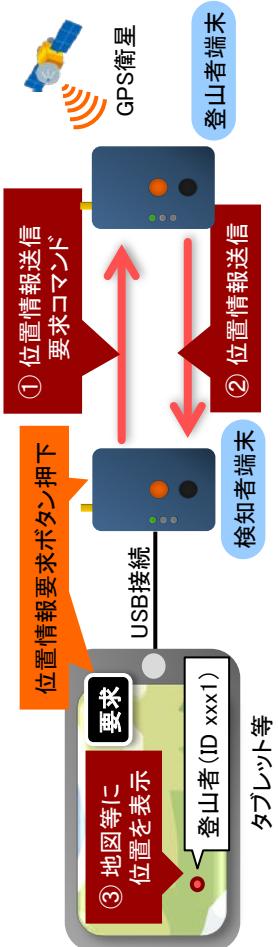
医王山スポーツセンターに検知者端末を設置した場合

白兎平に検知者端末を設置した場合

第5章 提言 実用化方策(システムの構成/機能・性能/周波数の確保)

- ◆ 実証試験の結果等から、第2章で検討した構成及び機能・性能を基本とすることが望ましい

システム構成



- ◆ 登山者等の位置検知システムを動物検知システムとの周波数共用により実現するためには、次の周波数軸上及び時間軸上の有効利用策を併せて実施することが望ましい

① 周波数軸上の有効利用 ナロー化による使用可能チャネルの増加（下表のとおり）

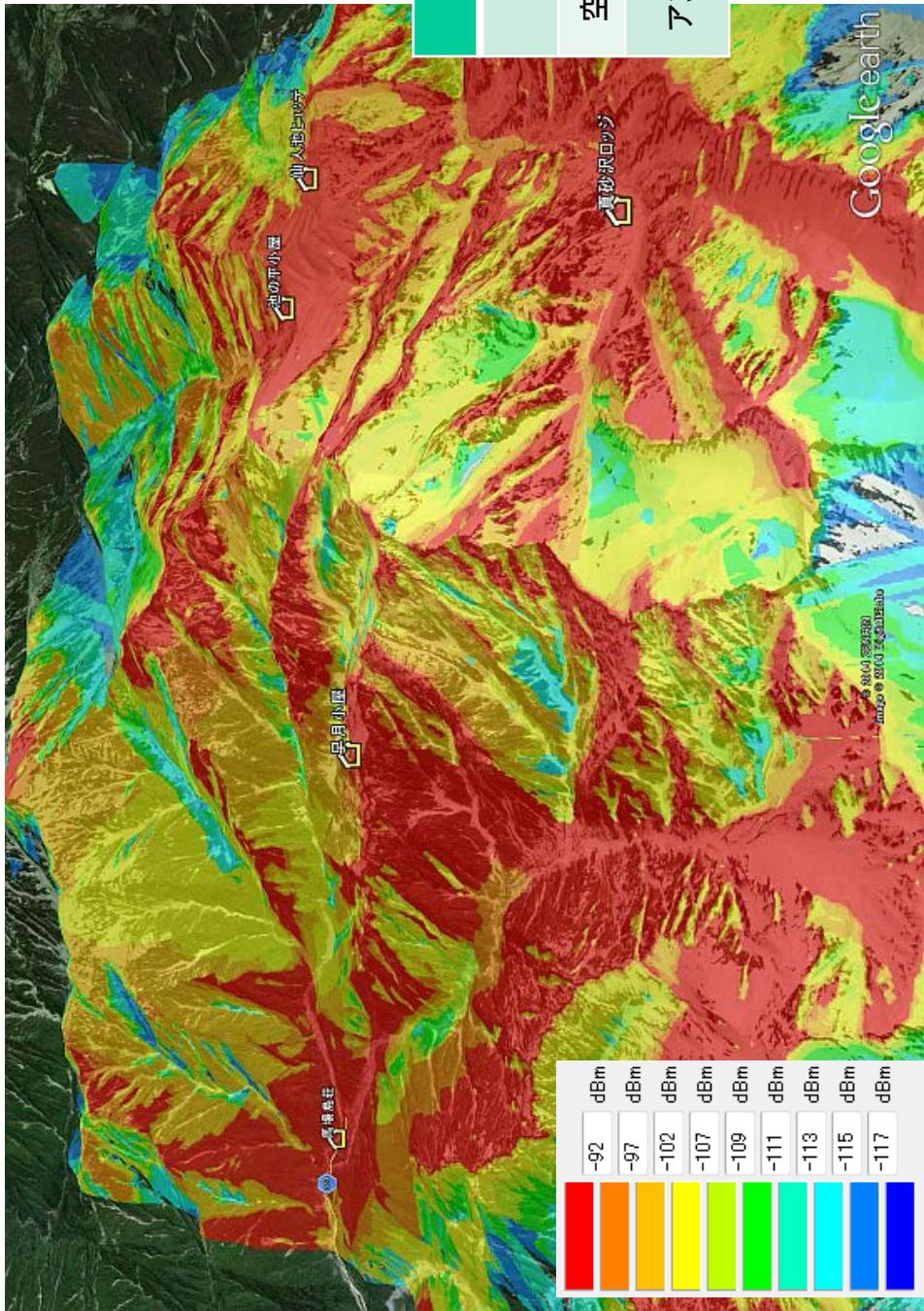
ch番号	中心周波数 (MHz)	備考
1	142.93750	
2	142.94375	
3	142.95000	周波数間隔 6.25kHz
4	142.95625	占有周波数帯域幅 5.8kHz
5	142.96250	
6	142.96875	
7	142.97500	
8	142.98125	

② 時間軸上の有効利用 GPS方式への移行により、同一チャネルの共用促進

150MHz 帯の電波を使用する登山者等の位置検知システムに関する調査検討

第5章 提言 実用化方策(エリアの確保)

- ◆ 2～3km間隔で設置されている山小屋に検知者端末を設置することで見守りに必要なエリアが確保できる
剣岳周辺の山小屋(地図上表示)に設置した場合を想定し、第4章で示した手法によりシミュレーションした通信エリアを示す
- ※仮に受信感度-106dBm(黄色)とした場合には、地図上に表示された複数の山小屋に検知者端末を設置することによりエリアを確保



実証試験の結果を踏まえ、参考として剣岳周辺に適用した場合のシミュレーションの結果

第5章 提言 技術的条件

- ◆ 周波数共用方法の検討結果を踏まえて、登山者等の位置検知システムと共に用する動物検知システム（現行周波数帯域内）の技術的条件を次のとおり整理する

分類	項目	技術的条件（案）
送信設備	無線チャネル	単位チャネル（中心周波数が、142.93MHz 以上142.99MHz 以下の場合、142.9375MHz 及び142.9375MHz に6.25kHz の自然数倍を加えたものであつて、帯域幅が5.8kHz のチャネルをいう）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は2とする）とする
	占有周波数帯幅の許容値	5.8kHz（150MHz帯のデジタル簡易無線局と同様）又は11.6kHzとする
	周波数の許容偏差	（±） 2.5×10^{-6} とする（150MHz帯のデジタル簡易無線局と同様）
	スリアス発射の許容値	現行どおりとする
受信設備	隣接チャネル漏えい電力	搬送波の周波数から6.25kHz 離れた周波数の（±）R（R は、2kHz とする）の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より45dB以上低い値であることとする（150MHz帯のデジタル簡易無線局と同様）
	空中線電力	現行どおりとする
制御装置	符号基準感度	現行どおりとする
	送信時間制限機能	現行どおりとする
制御装置	キャリアセンス	現行どおりとする

第5章 提言 周波数有効利用の促進／実用化・普及に向けて

時間軸上の有効利用促進のための専用周波数の確保

- ◆ 周波数の有効利用を一層促進するための時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数の確保が必要
 - ▷ 動物検知通報システムは、小動物等を対象とするビーコン方式やドッグマーカー等の時間的有効利用に馴染まない利用形態のシステムが混在していること
 - ▷ 登山者等の位置検知システムでは、迅速かつ確実な通報の伝達が求められること
 - ▷ 今後、人及び野生動物の位置検知に関する需要の増大が予想されること
- ◆ 専用周波数帯に沿った技術的条件の検討が必要
 - ▷ 新たな周波数の確保
 - ▷ 送信時間制御の最適化（連続送信時間の短縮等 例：40秒送信1秒休止）

経過措置

- ◆ 今回の有効利用策は、周波数配列及び占有周波数帯幅の変更を伴うことから、メーカーの新たな開発期間の確保及び利用者の利便を保障する観点から十分な経過措置期間の設定が必要

運営体制

- ◆ より安全な登山の実現のため登山関係者がお互いに助け合う「自助自立」の考え方を基本とした運営体制の整備
 - ◆ 体制整備に向けた課題
 - ▷ 財政確保（イニシャル、ランニングコスト）
 - ▷ 運用における山小屋、警察（山岳救助隊）、消防などの連携

普及活動

- ◆ 登山者の保有を基本としつつ、端末の低廉化が進むまでのレンタル制の導入
- ◆ メーカーが創意工夫を行える余地を残しつつ、基本機能に開わる部分は登山関係団体等が中心に規格統一

H27.11.30 作業班資料

小電力無線システムの高度化に関する調査検討報告書(概要版)(案)

を添付。

また、ドッグマーカーについても猟犬の頭数分のチャネルが必要であること、および別の狩猟者グループが近くにいた場合の混信回避を想定すると、現行のチャネル数では不足しており、チャネル増加が求められている。

1.5 動物検知通報システムの用途と要求諸元

現在利用されている動物検知通報システムの用途及び要求諸元について表 1-8 に示す。小型及び中型水中生物と小型動物についてはビーコンによる測位方法が主流である。これは装置を小型軽量化する必要があるため、大型となる位置センサー搭載は難しい。接近警報の用途は、集落等に置かれた受信ポイントでビーコンが受信された場合に警報（警報音、メール等）を発するシステムとなっている。猟犬音声については 600 秒の連続送信が可能であり実際の装置も販売されている。狩猟罠用発振器については 1W 以下と記載しているが、キャリアセンス機能の有無により出力 10mW 以下の製品もある。

表 1-8 動物検知通報システムの用途及び要求諸元

用途	対象	測位方法	収集形態	出力	所要伝送速度
季節行動圏・移動経路の把握	小型水中生物 (魚等)	ビーコン	リアル	1mW 以下	2400bps 以下
	中型水中生物 (魚、カメ等)	"	"	10mW 以下	"
	小型動物 (うさぎ、鳥等)	"	"	10mW 以下	"
	中型動物 (サル等)	ビーコン	リアル	20mW 以下	"
	大型動物 (シカ、クマ等)	GPS・ ビーコン 併用	ストック	1W 以下	9600bps 以上
接近警報	サル、クマ等	ビーコン	リアル	20mW 以下	2400bps 以下
狩猟 i) 猟犬位置把握	猟犬	GPS 等	リアル	1W 以下	2400bps 以下
ii) 猟犬音声	猟犬	—	—	1W 以下	4800bps
iii) 狩猟罠用発振器	罠	ビーコン	リアル	1W 以下	2400bps 以下

その他、狩猟における要求諸元を表 1-9 に示す。猟師の位置把握については、登山者と同様の諸元である。猟師間の連絡については音声通信が求められており、その所要伝送速度はデジタル簡易無線局の 4 値 FSK 方式を参考に 4800bps 程度としている。

表 1-9 狩猟の用途及び要求諸元

用途	対象	測位方法	収集形態	出力	所要伝送速度
狩猟 i) 猟師の位置把握	人（獵師）	GPS 等	リアル	1W 以下	2400bps 以下
ii) 獵師間の連絡	人（獵師）	—	—	1W 以下	4800bps

1.6 登山者等の位置検知システムおよび動物検知通報システムの需要の予測

（1）登山者等の位置検知システム

1.1 項で述べたように全国的に登山者人口はピクニック、ハイキング、野外散歩を含めて約 3,000 万人と高いレベルで推移している。この傾向は今後も続き、中高年を中心に幅広い世代が参加するものと考えられる。また、遭難件数、遭難者数は、増加傾向にあることから、今後も増加傾向で推移することが予想される。

こうした中、富山県で実施されている登山者ビーコン情報交換会や長野・岐阜・富山三県山岳遭難防止対策連絡会議等において関係者から、平成 25 年度は県内の遭難件数が過去最高となり、特に単独登山者、高年齢層の遭難が顕著であり、これらの登山者に遠距離探索できるビーコンシステムは有効であると報告されている。更に日本初の世界標準となるビーコンシステム、リーズナブルな価格のシステム販売、更なる小型軽量化等の要望が挙がっている。さらには、登山者搜索で早くから取り組んでいる富山県のシステムを全国に普及するようにしてほしい等の意見も挙がっている。

これらの背景からも、登山者等の位置検知システムへの関心は非常に高く、登山関係者が要望する本システムが技術面、制度面、運用面で整っていけば、登山者人口から見ても、需要の拡大が見込めるものと予想される。

（2）動物検知通報システム

1.4 項で述べたようにシカやイノシシ等の野生動物の分布が拡大しており、今後も拡大が予想されることからも野生動物との問題は益々深刻化していくと考えられる。主な動物の被害状況とその地域について表 1-10 に示す。

表 1-10 主な動物の被害状況とその地域

動物種別	被害状況	地域	最近の動き
シカ	農作物および生態系	全国的	
サル	農作物および人身		
イノシシ	農作物および人身		兵庫県で人身被害あり
クマ	人身		金沢中心部で出没

このように生態系や農作物および人身被害が全国的に発生しているものの、調査や対策などの取り組みが十分行われていないことや、専門家の不足、地域により異なる野生動物問題の性質や動物の特性を把握できていないため、こうした問題は解決には至っていない。また、被害が騒がれている動物も生態系の一員であるため、共存が前提であり、対象とする動物の生息状況を把握することは不可欠であると考えられる。また、希少種など自然生態系保護の観点においても生態の把握が必要である。

これらのことから、野生動物問題の解決に向けて対象動物の位置情報（生息地利用情報）の取得は不可欠であり、本システムの需要が益々拡大することが予想される。

また、ドッグマーカーについても、近年狩猟者は高齢化し、その人数も減少していることが報告⁸されている。一般的に狩猟では、猟犬を使って獲物を追い込む方法が行われているが、こうした狩猟を助けるためのツールとして活用されており、高齢化が進む現状からもドッグマーカーのニーズは高いと考えられる。

⁸ 平成 22 年度 猟犬等位置把握・検知用無線システムに関する調査検討会

隣接システムへ与える影響について

2015/10/6
(株)サー・キットデザイン

動物検知通報システムから隣接システムへの影響を確認する。
2ch GFSKの無線機を使用して、1ch利用、2ch利用、2ch結束及び3ch結束利用時の漏洩電力を測定する。

測定条件
1ch利用、2ch結束及び3ch結束利用時の無線機の送信条件を示す。

送信電力： 92.68mW (19.67dBm)

変調方式：
2値GFSK

送信動作：
PN9重続送信

参考測定方法：(動物検知通報システム用特定小電力無線局に使用するための無線設備
参考測定方法：(動物検知通報システム用特定小電力機器)の特性試験方法)

CH利用	送信周波数 [MHz]	通信速度 [bps]	変調指數 h (m)	ガウスフィルタ B_b [T]
1ch利用	142.934375	2400	1.00	0.5
2ch結束	142.937500	4800	1.00	0.5
3ch結束	142.940625	9600	0.85	0.3

参考4

(4-1)

測定結果

CH利用	送信電力 [W]	チャンネル間隔 [kHz]	離隔周波数 [kHz]	占有帶域幅 [kHz]	規定周波数帶域 [kHz]	基準値	測定値	測定電力	upper	lower
1CH ①	0.1	6.25	14.375	5.8	16	1uW (-30dBm)	0.058 uW	92.68mW	-62.86 dBc	-62.00 dBc
	1 (換算値)						-42.33 dBm 0.631 uW	19.67dBm 1W		
2CH結束 ②	0.1	12.5	17.5	11.6	16	1uW (-30dBm)	0.061 uW	92.68mW	-61.79 dBc	-62.31 dBc
	1 (換算値)						-42.12 dBm 0.66 uW	19.67dBm 1W		
3CH結束 ③	0.1	18.75	20.625	17.4	16	1uW (-30dBm)	0.419 uW	92.68mW	-57.44 dBc	-57.48 dBc
	1 (換算値)						-37.77 dBm 1.80 uW	19.67dBm 1W		
※測定電力1Wの測定値は、0.1Wの測定結果より補正を行った計算値										

※測定電力1Wの測定値は、0.1Wの測定結果より補正を行った計算値

測定結果より、各チャンネル利用における約100mW送信電力時の漏洩電力は1uW以下であり、隣接システムに与える影響の基準値を満たすことが出来る。

送信電力100mWを1Wとして漏洩電力を計算した結果、1CH、2CH利用時は基準値より約2dB低い値、余裕なし。
3CH利用時は約3dB程基準値よりも高い値となる。

隣接システムへ与える漏洩電力として、上記の3周波数を使用する場合に限って、1uWを技術基値としておき、空中線電力を低減させるか、等価等方輻射電力で、1μW以下とすることで、対応が可能であると考える。
3CH結束時の、隣接システムに与える影響の基準値について、引き続き検討させていただきたいと考えます。

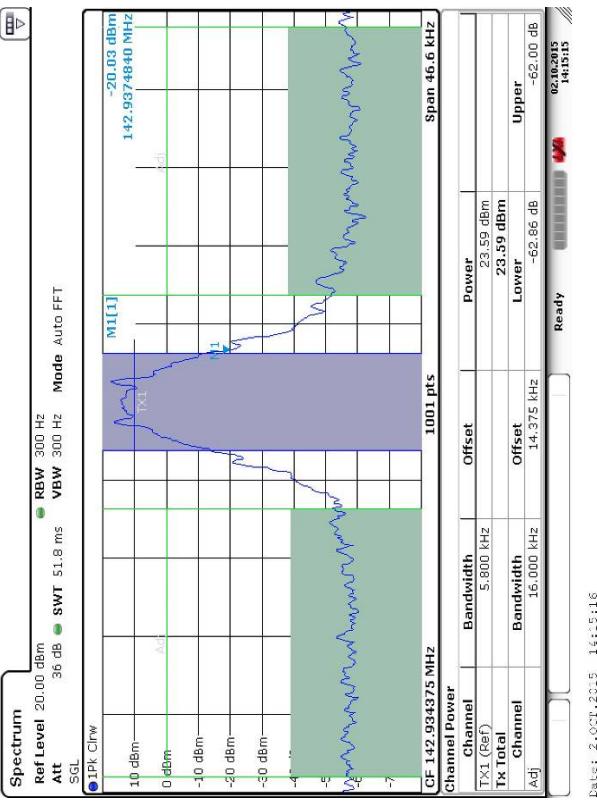
*補足

また、隣接チャンネル漏洩電力同様、下の内容を盛り込むことにより、空中線電力規格まで使用することも可能となる。

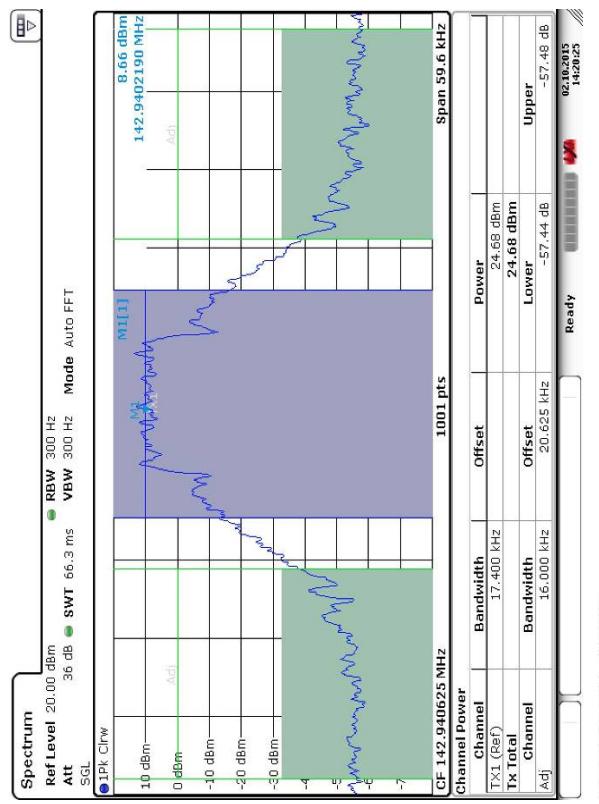
***ただし、絶対利得が0dB以下の送信空中線を使用する無線設備においては、等価等方輻射電力で1μW以下であること。

注*:給電点で測定した直にアンテナ利得を加算した値を、等価等方輻射電力とすることができる。

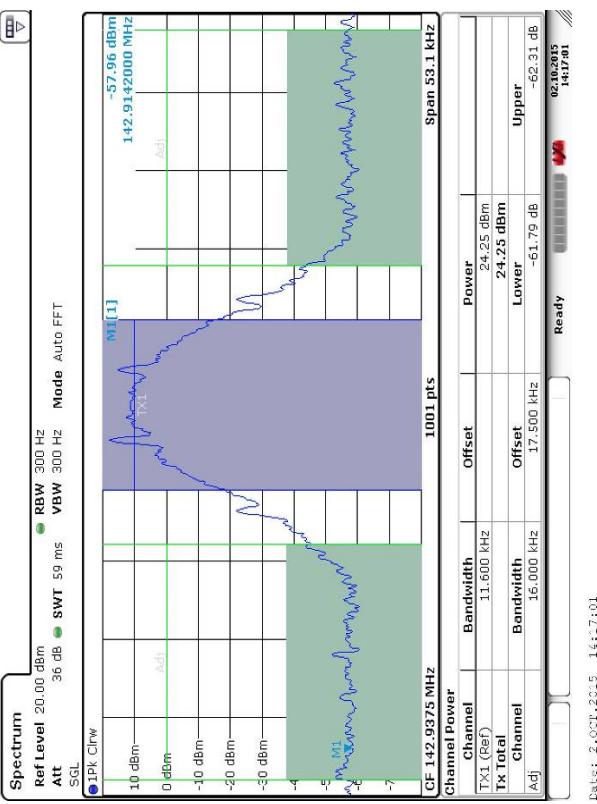
測定画面



① 1CH利用時の隣接システムへの漏洩電力



② 2CH結束利用時の隣接システムへの漏洩電力



③ 3CH結束利用時の隣接システムへの漏洩電力

Date: 2. OCT. 2015 14:15:16

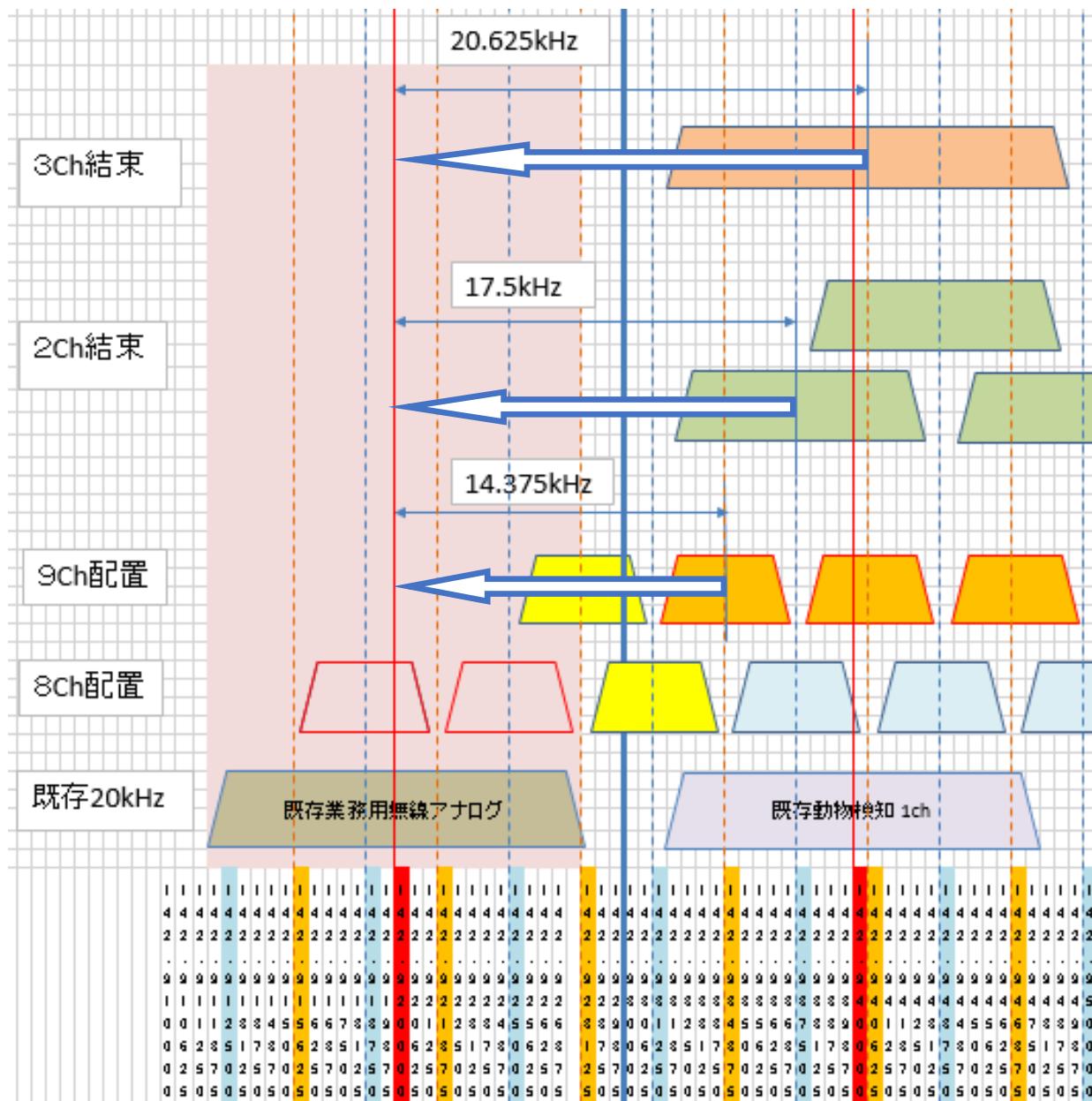
Date: 2. OCT. 2015 14:17:01

2015年10月6日

隣接システムに与える影響について

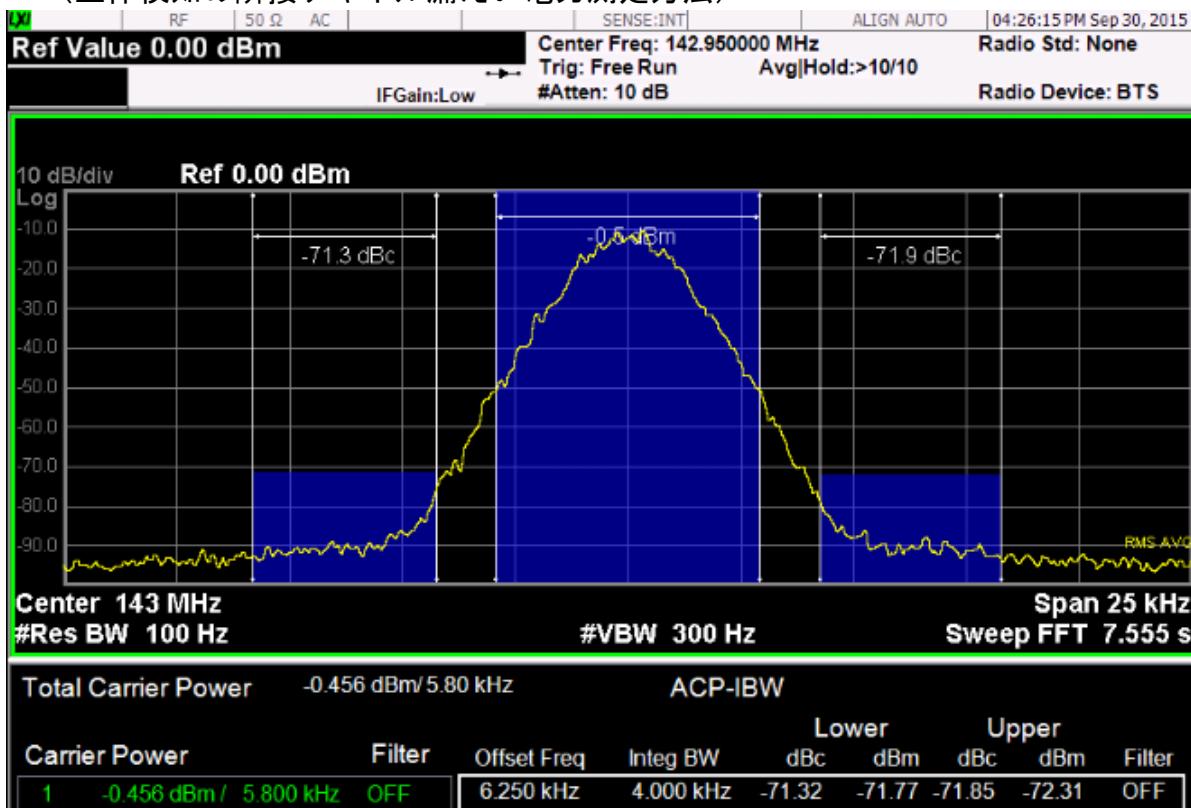
生体検知システムから隣接システムへの影響を確認する。4値FSKの無線機を使用して1ch時と2ch結束時の漏えい電力を測定する。(下図の既存業務用無線アナログに与える影響)

- ① 1ch時に離隔周波数14.375kHzで測定帯域が16kHzの電力を測定する。
- ② 2ch結束時に離隔周波数17.5kHzで測定帯域が16kHzの電力を測定する。

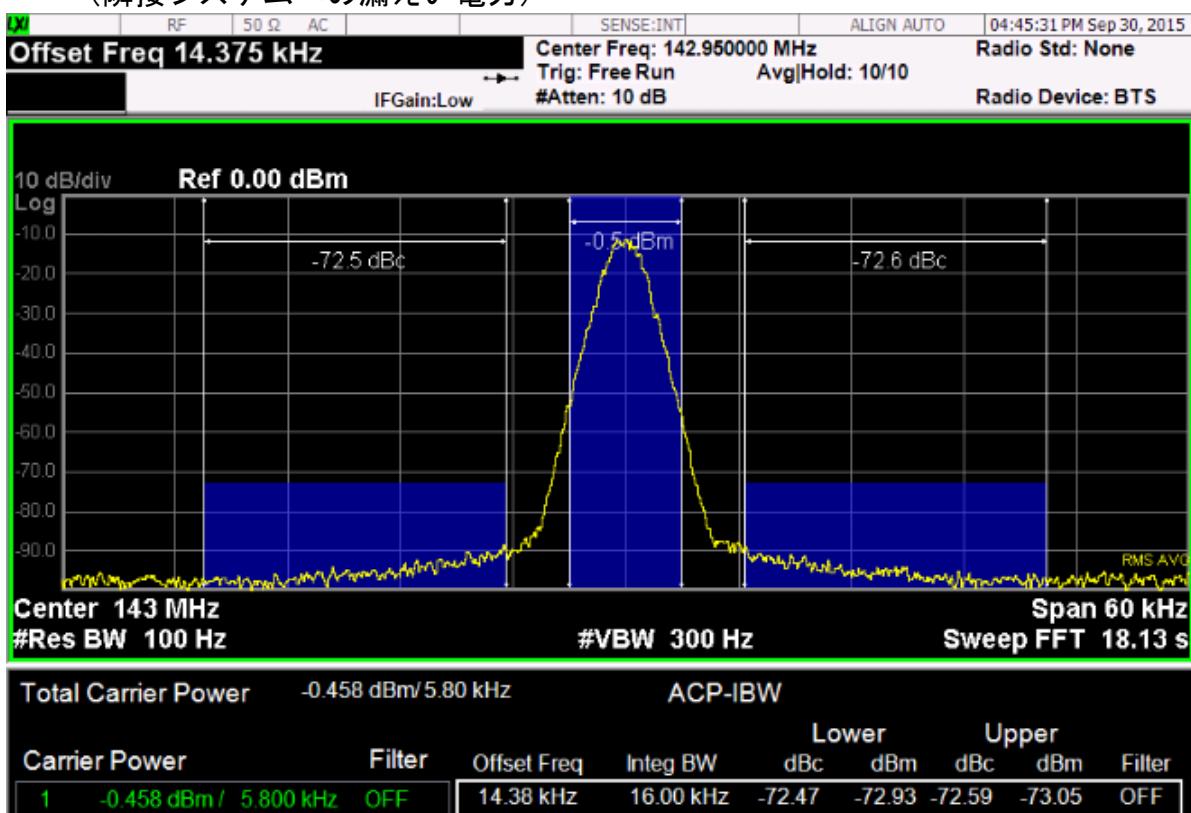


- ・チャネル間隔6.25kHzの無線機は、STD-T102規格の空中線電力1Wと10mW
- ・チャネル間隔12.5kHzの無線機は、APCO P25規格の空中線電力1W
(周波数は無線機の設定の都合により全て142.95MHzで測定した。)

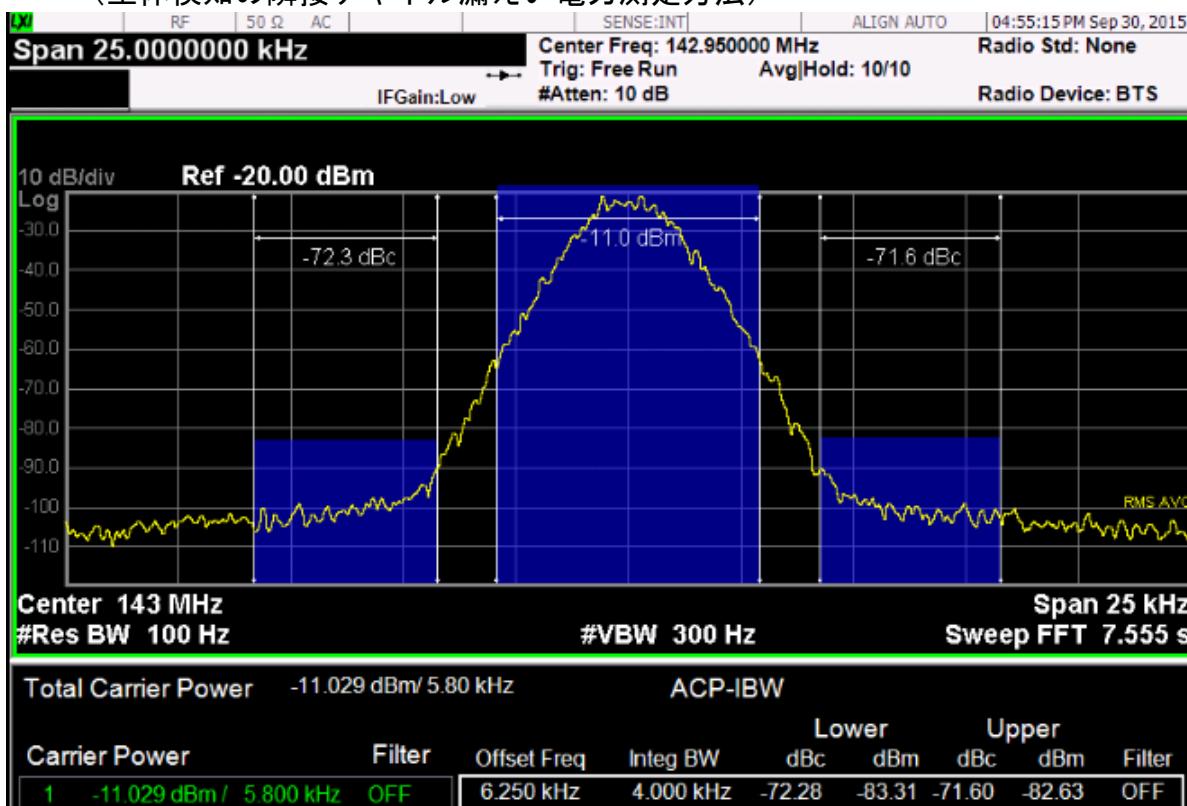
[1-1] 4 値 FSK 1W チャネル間隔 6.25kHz 離隔周波数 6.25kHz 測定帯域 4.0kHz
(生体検知の隣接チャネル漏えい電力測定方法)



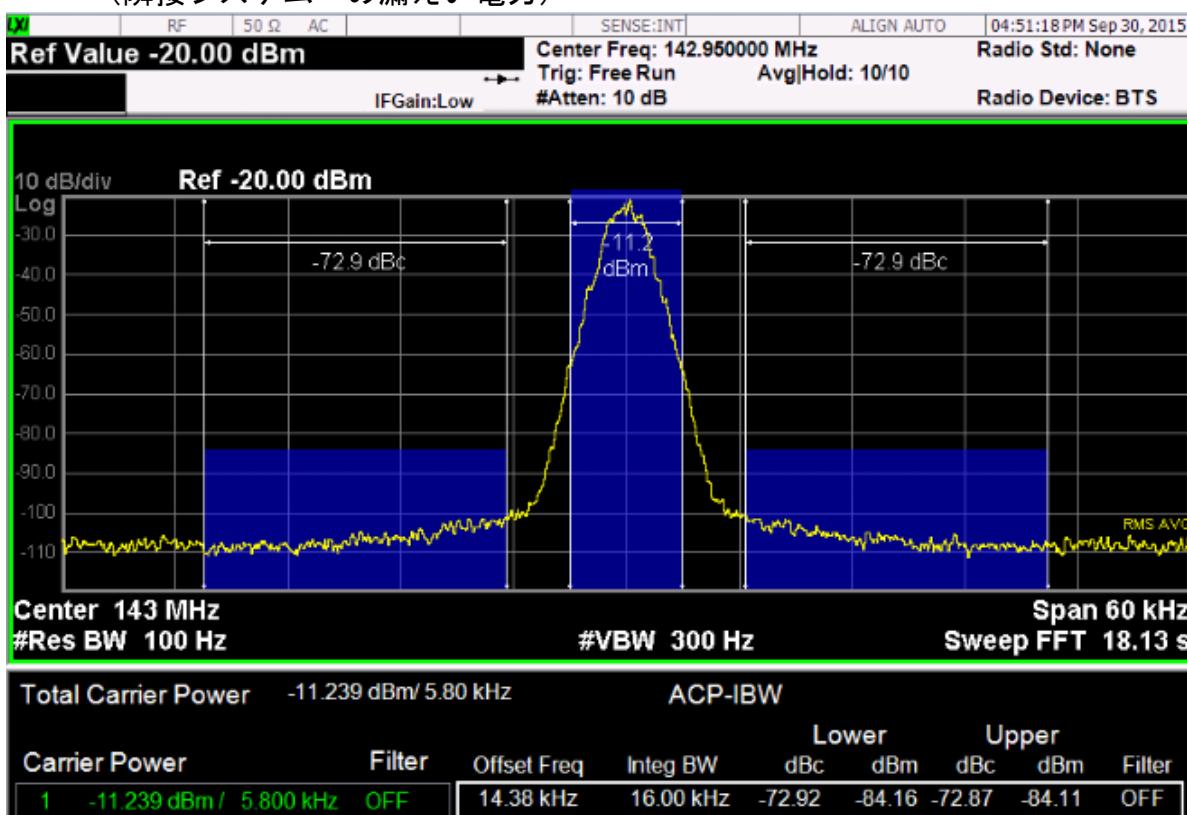
[1-2] 4 値 FSK 1W チャネル間隔 6.25kHz 離隔周波数 14.375kHz 帯域 16.0kHz
(隣接システムへの漏えい電力)



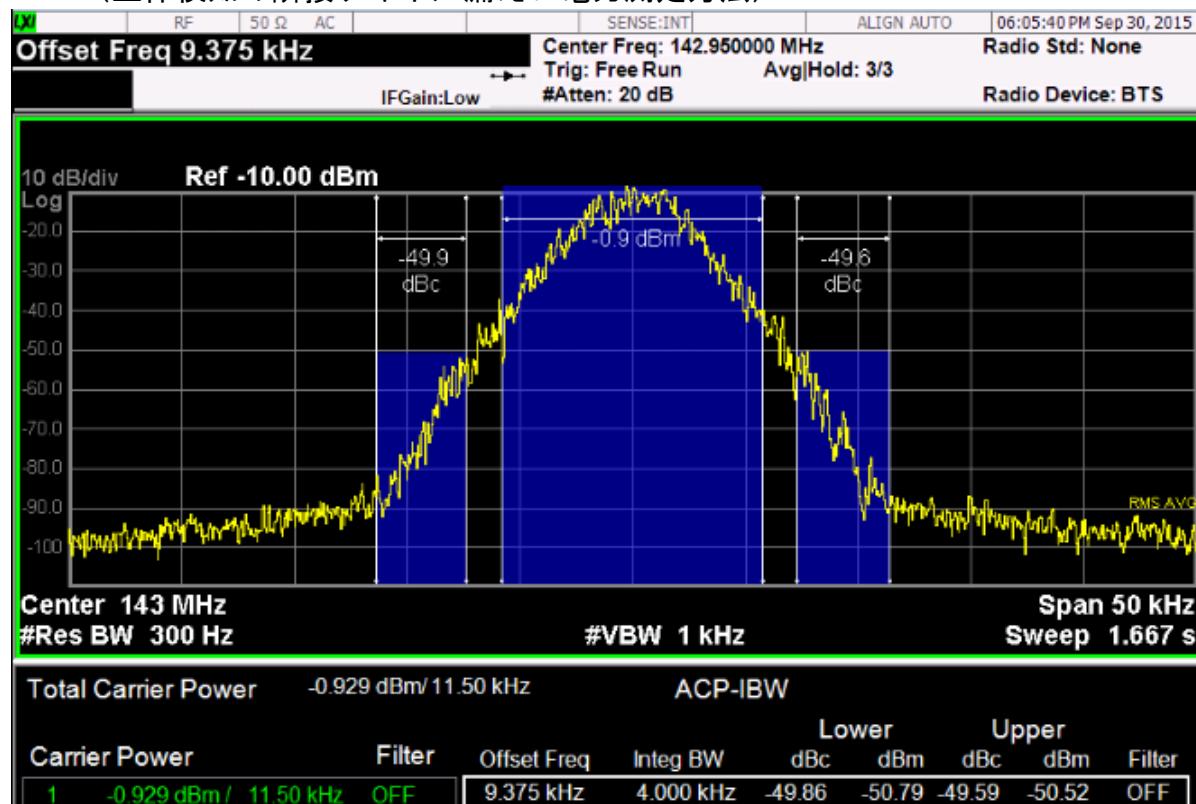
[2-1] 4 値 FSK 10mW チャネル間隔 6.25kHz 離隔周波数 6.25kHz 測定帯域 4.0kHz
(生体検知の隣接チャネル漏えい電力測定方法)



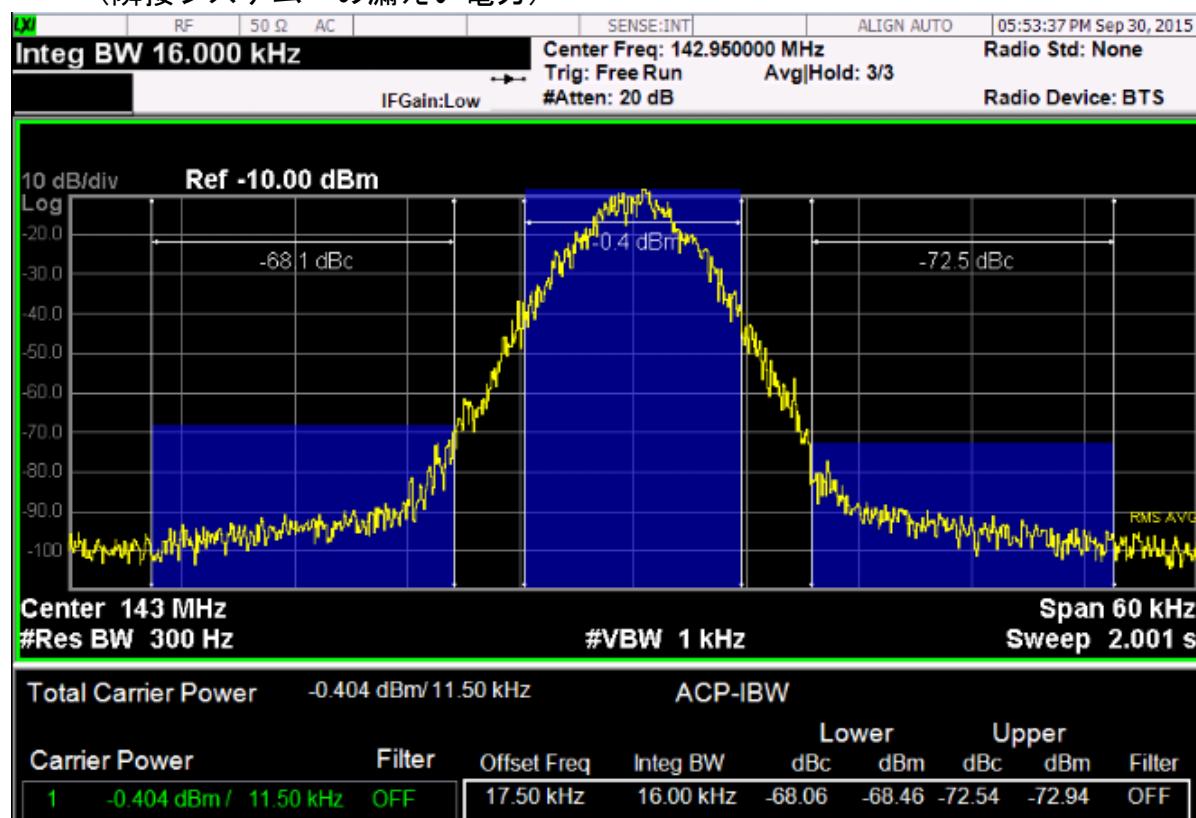
[2-2] 4 値 FSK 10mW チャネル間隔 6.25kHz 離隔周波数 14.375kHz 帯域 16.0kHz
(隣接システムへの漏えい電力)



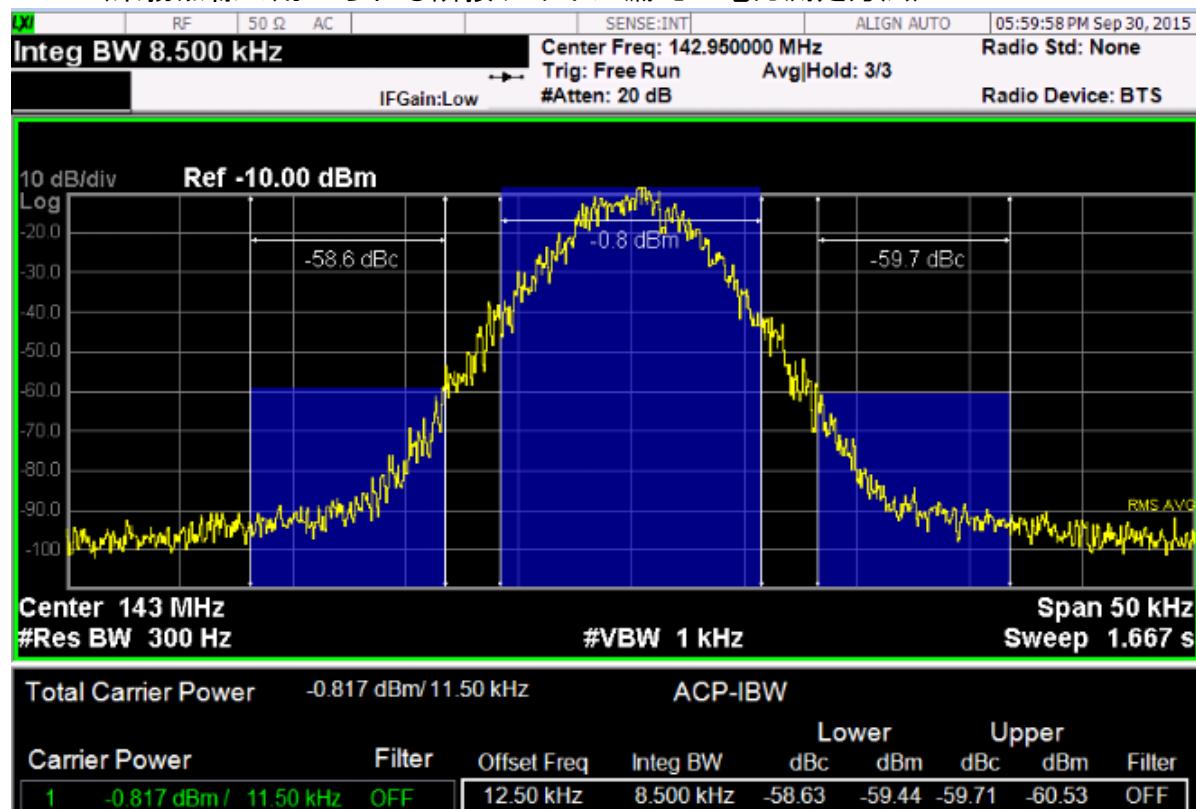
[3-1] 4 値 FSK 1W チャネル間隔 12.5kHz 離隔周波数 9.375kHz 測定帯域 4.0kHz
(生体検知の隣接チャネル漏えい電力測定方法)



[3-2] 4 値 FSK 1W チャネル間隔 12.5kHz 離隔周波数 17.5kHz 測定帯域 16.0kHz
(隣接システムへの漏えい電力)



[3-3] 4 値 FSK 1W チャネル間隔 12.5kHz 離隔周波数 12.5kHz 測定帯域 8.5kHz
 (業務無線で用いられる隣接チャネル漏えい電力測定方法)



<測定結果>

No.	空中線電力	チャネル間隔	離隔周波数	測定帯域	Lower 電力	Upper 電力
1-1	1W	6.25kHz	6.25kHz	4kHz	-71.3dBc	-71.9dBc
1-2	1W	6.25kHz	14.375kHz	16kHz	-72.5dBc	-72.6dBc
2-1	10mW	6.25kHz	6.25kHz	4kHz	-72.2dBc	-71.6dBc
2-2	10mW	6.25kHz	14.375kHz	16kHz	-72.9dBc	-72.9dBc
3-1	1W	12.5kHz (2ch 結束)	9.375kHz	4kHz	-49.9dBc	-49.6dBc
3-2	1W	12.5kHz (2ch 結束)	17.5kHz	16kHz	-68.1dBc	-72.5dBc
3-3	1W	12.5kHz (2ch 結束)	12.5kHz	8.5kHz	-58.6dBc	-59.7dBc

- 朱書きが他システムに与える影響であるが、いずれも約 70dBc は確保でき、空中線電力が 1W の場合は $0.1 \mu W$ となり $1 \mu W$ 以下の規格は満足できる。
- [3-3] はチャネル間隔 12.5kHz の通常の隣接チャネル漏えい電力の測定方法であるが [3-1] の生体検知システムの測定方法では約 10dB 悪く測定される。(測定帯域が占有帯域に近づくため)

以上

2015 年 10 月 6 日

150MHz 帯のキャリアセンスについて

現在 400MHz 帯特定小電力の無線電話におけるキャリアセンスのレベルは、 $7\text{dB}\mu\text{V}$ (-96.1dBm) 以下となっており、この値が 150MHz 帯においても妥当な値であるか、屋内の雑音レベルを測定する。

<測定方法>

$\lambda/4$ のホイップアンテナ及び、携帯機のアンテナ給電点から同軸ケーブルを引き出した治具で、スペアナを用いてチャネルパワーを測定する。チャネルパワーの帯域幅はチャネル間隔 6.25kHz の占有帯域幅である 5.8kHz にする。

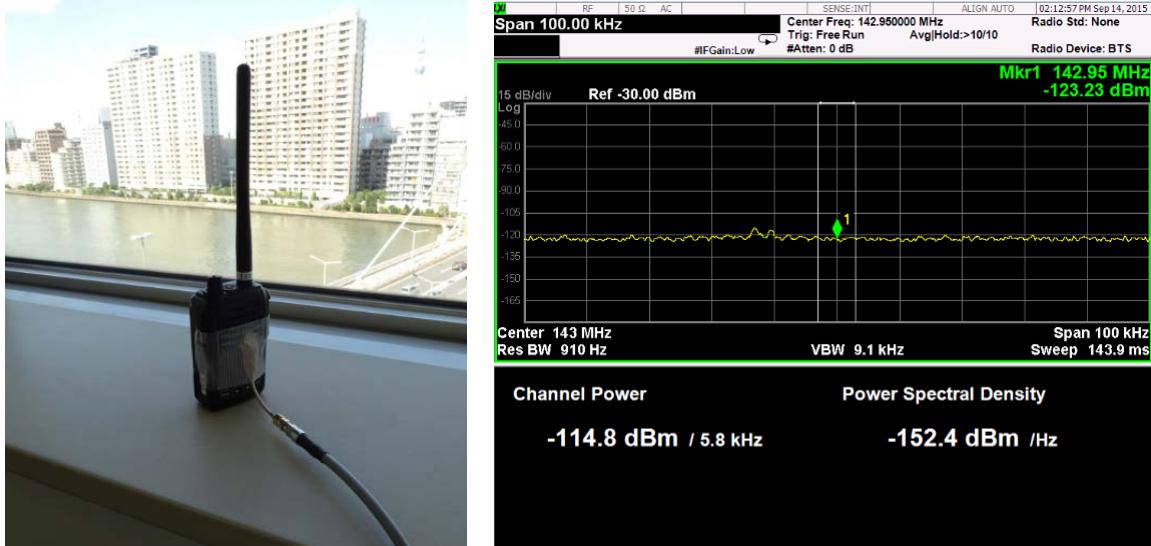
<測定結果>

No.	測定場所	条件	測定使用 ANT	雑音レベル	キャリアセンス マージン (-96.1dBm との差)
1-1	中央区ビル 8F の窓際		携帯機ホイップ ANT	-114.8dBm	-18.7dB
1-2	中央区ビル 8F の窓際		携帯機 ANT 無し	-117.1dBm	-21.0dB
1-3	中央区ビル 8F の窓際		$\lambda/4$ ホイップ ANT	-113.1dBm	-17.0dB
2-1	蛍光灯の真下	蛍光灯 OFF	$\lambda/4$ ホイップ ANT	-114.3dBm	-18.2dB
2-2	蛍光灯の真下	蛍光灯 ON	$\lambda/4$ ホイップ ANT	-113.8dBm	-17.7dB
2-3	蛍光灯の真下	蛍光灯 ON	携帯機ホイップ ANT	-112.3dBm	-16.2dB
3-1	テレビの近く (30cm)	電源 OFF	$\lambda/4$ ホイップ ANT	-117.8dBm	-21.7dB
3-2	テレビの近く (30cm)	電源 ON	$\lambda/4$ ホイップ ANT	-101.2dBm	-5.1dB
3-3	テレビの近く (30cm)	電源 ON	携帯機ホイップ ANT	-107.6dBm	-11.5dB
4-1	PC ディスプレイ単体	電源 ON	$\lambda/4$ ホイップ ANT	-107.3dBm	-11.2dB
4-2	PC ディスプレイ単体	電源 ON	携帯機ホイップ ANT	-111.4dBm	-15.3dB
5-1	社内事務机		$\lambda/4$ ホイップ ANT	-93.94dBm	2.16dB
5-2	社内事務机		携帯機ホイップ ANT	-96.56dBm	-0.46dB
5-3	社内事務机	携帯手持ち	携帯機ホイップ ANT	-98.16dBm	-2.06dB

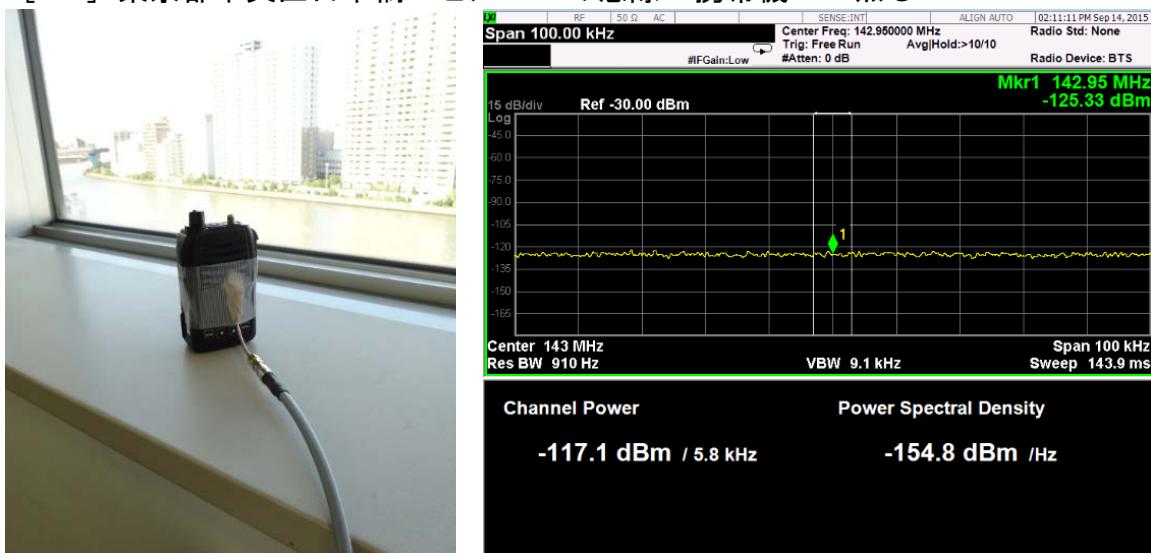
<考察>

蛍光灯、テレビ、ディスプレイ単体では、それほど雑音レベルは高くないが、社内の事務机はパソコン本体及びディスプレイ、電話機、充電器等の様々な雑音を放出する機器が集まり雑音レベルは高い。 $7\text{dB}\mu\text{V}$ (-96.1dBm) を超えるところは事務机ぐらいであったが、無線知識のない人が街中や屋内で使用する免許不要局については、妨害電波か雑音か判断できないため、3 ~ 6 dB 緩和することが望ましい。

[1-1] 東京都中央区日本橋 ビル8Fの窓際 携帯機 ANTあり -114.8dBm



[1-2] 東京都中央区日本橋 ビル8Fの窓際 携帯機 ANT無し -117.1dBm



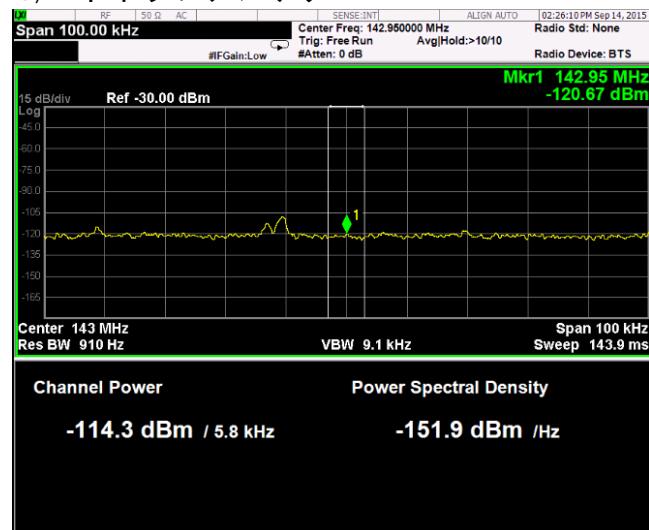
[1-3] 東京都中央区日本橋 ビル8Fの窓際 $\lambda/4$ ホイップアンテナ -113.1dBm



[2-1] 蛍光灯の真下（蛍光灯 OFF）



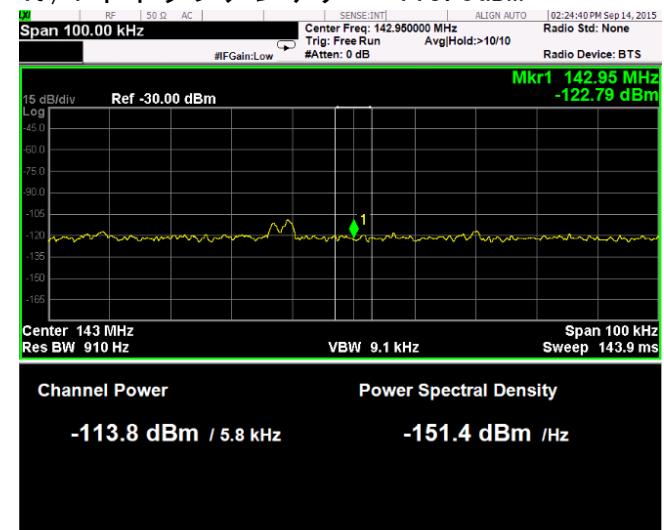
$\lambda/4$ ホイップアンテナ -114.3 dBm



[2-2] 蛍光灯の真下（蛍光灯 ON）



$\lambda/4$ ホイップアンテナ -113.8 dBm

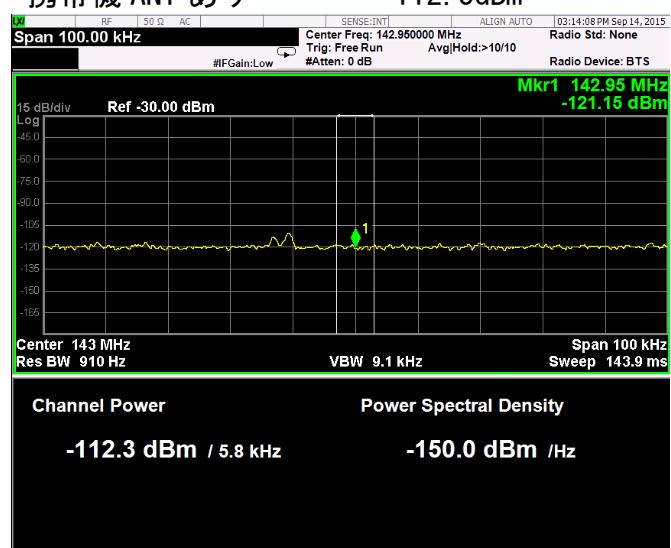


[2-3] 蛍光灯の真下（蛍光灯 ON）

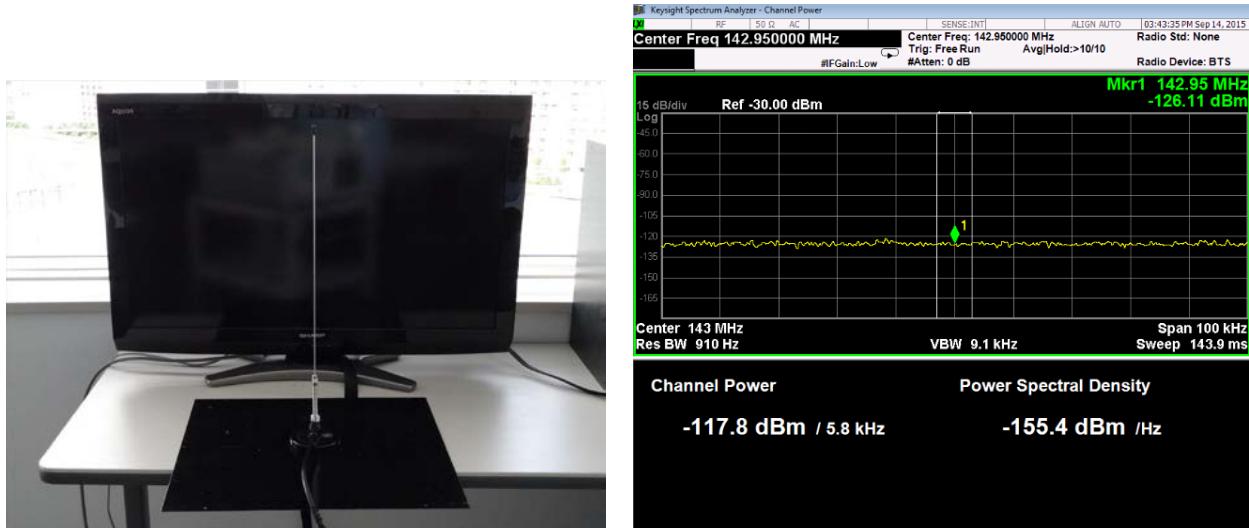


携帯機 ANT あり

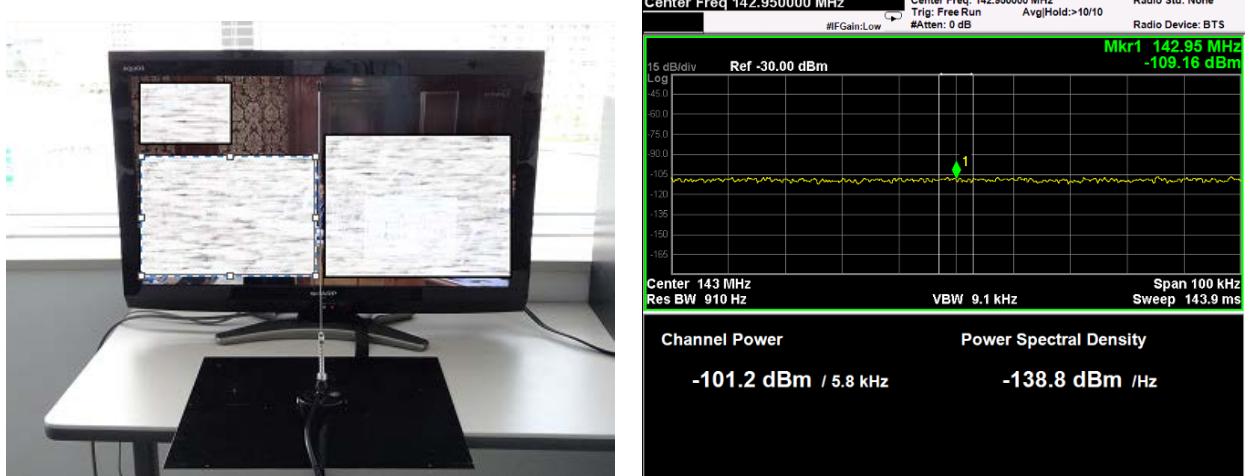
-112.3 dBm



[3-1] テレビの近く 30cm (電源 OFF) $\lambda/4$ ホイップアンテナ -117.8dBm



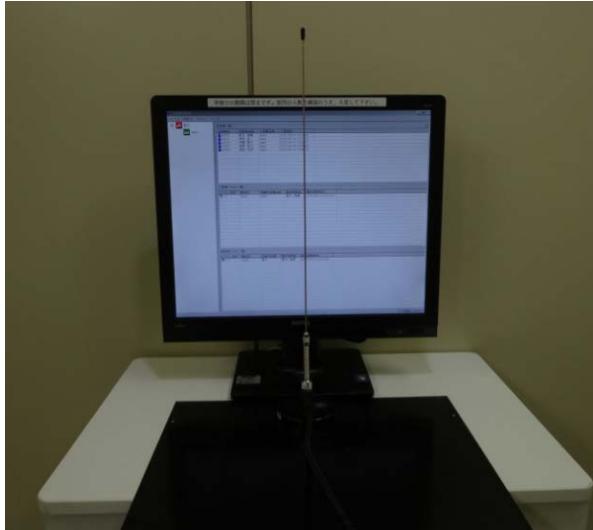
[3-2] テレビの近く 30cm (電源 ON) $\lambda/4$ ホイップアンテナ -101.2dBm



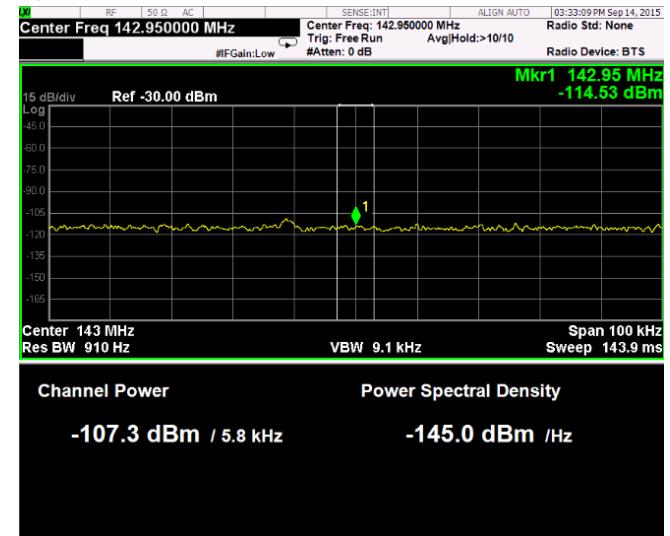
[3-3] テレビの近く 30cm (電源 ON) 携帯機 ANT あり -107.6dBm



[4-1] パソコンディスプレイ（電源 ON）



λ/4 ホイップアンテナ -107.3 dBm

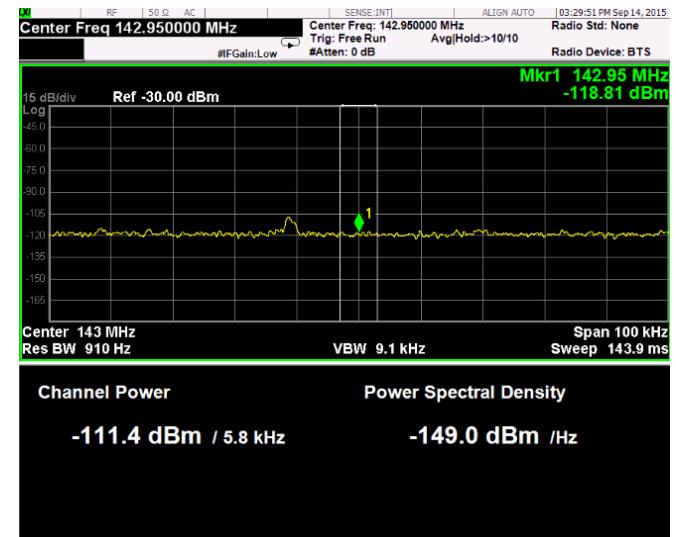


[4-2] パソコンディスプレイ（電源 ON）



携帯機 ANT あり

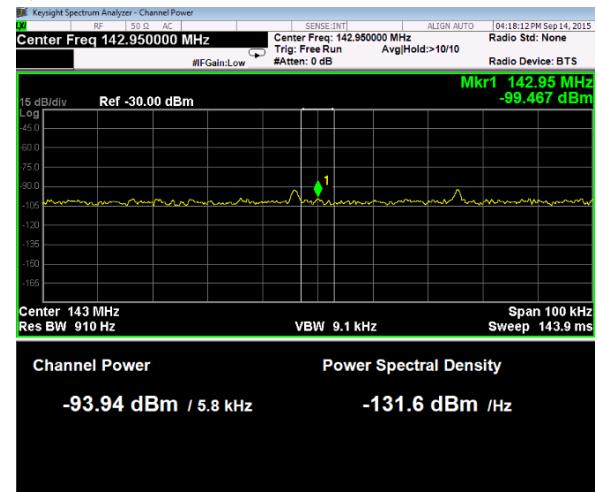
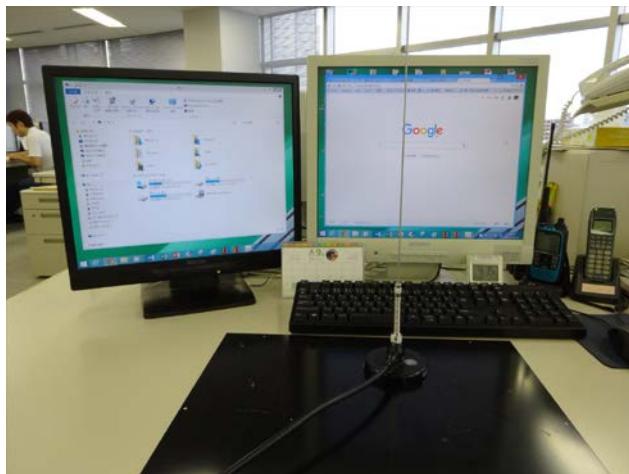
-111.4 dBm



[5-1] 社内事務机

$\lambda/4$ ホイップアンテナ

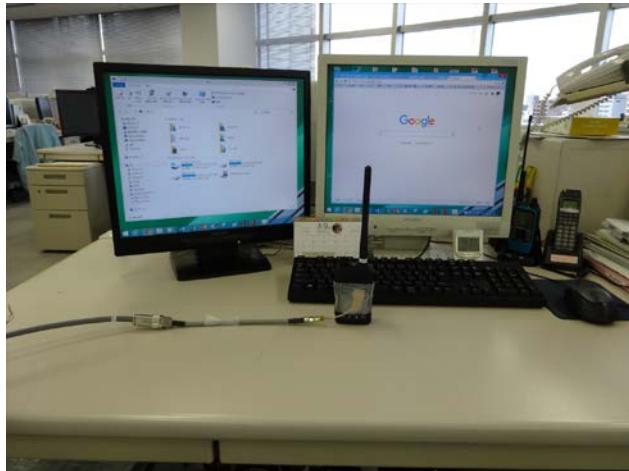
-93.94 dBm



[5-2] 社内事務机

携帯機 ANT あり

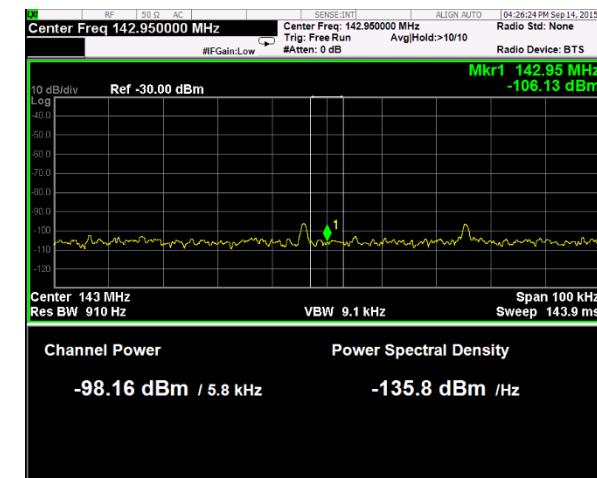
-96.56 dBm



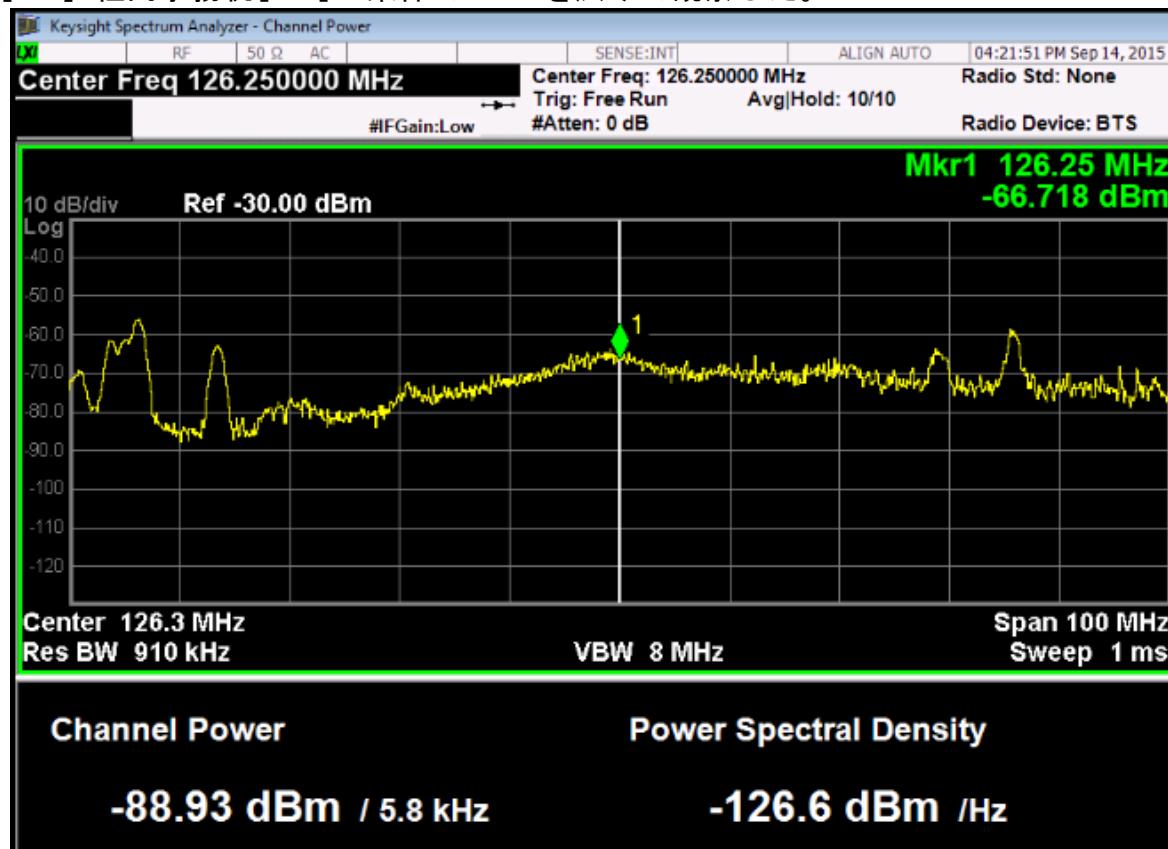
[5-3] 社内事務机

携帯機 ANT あり

-98.16 dBm



[6-1] 社内事務机[5-1]の条件でSPANを広げて観察した。



[6-2] 蛍光灯の真下[2-3]の条件で蛍光灯の電源を20回ON/OFFして観察。

